

新 旧 対 照 表

(姫路市危険物審査基準)

現 行	改 正 案
<p>第 1 章 申請手続き及び方法</p> <p>第 1 節 製造所等の設置又は変更許可申請</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>ア 危令第 19 条第 2 項の吹付塗装作業等を行う一般取扱所、洗浄の作業を行う一般取扱所、焼入れ又は放電加工を行う一般取扱所、ボイラー又はバーナーで危険物を消費する一般取扱所、車両に固定されたタンクに危険物を注入する一般取扱所、容器に危険物を詰め替える一般取扱所、危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所、切削油として危険物を用いた切削装置又は研削装置を設置する一般取扱所、危険物以外の物を加熱するため危険物を用いた熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所、危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所又はこれらに類する一般取扱所は、一の一般取扱所ごとに申請すること。</p> <p>なお、危令第 19 条第 1 項の基準について危令第 23 条を適用し、同条第 2 項各号に掲げられた取扱形態のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所を室内に設置する場合の運用については、「複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用について」(H. 10. 3. 16 消防危第 28 号通知)によること。</p> <p>イ 危則第 28 条の 55 の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において</p>	<p>第 1 章 申請手続き及び方法並びに規制内容について</p> <p>第 1 節 製造所等の設置又は変更許可申請</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>ア 危令第 19 条第 2 項で規制される一般取扱所又はこれらに類する一般取扱所は、一の一般取扱所ごとに申請すること。</p> <p>なお、危令第 19 条第 1 項の基準について危令第 23 条を適用し、同条第 2 項各号に掲げられた取扱形態のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所を室内に設置する場合の運用については、「複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用について」(H. 10. 3. 16 消防危第 28 号通知)によること。</p> <p>イ 危則第 28 条の 54 各号に規定されている形態を有する一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許</p>

選択できるものであること。(H. 1. 3. 1 消防危第 14 号・消防特第 34 号通知)

ウ 危則第 28 条の 55 の 2 の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、指定数量の倍数が 10 未満のものについては、危則第 28 条の 55 の 2 第 2 項又は第 3 項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。

エ 危則第 28 条の 56 の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、指定数量の倍数が 10 未満のものについては、危則第 28 条の 56 第 2 項又は第 3 項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。(H. 1. 3. 1 消防危第 14 号・消防特第 34 号通知)

オ 危則第 28 条の 57 の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、指定数量の倍数が 10 未満のものについては、危則第 28 条の 57 第 2 項又は第 3 項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。(H. 1. 3. 1 消防危第 14 号・消防特第 34 号通知)

カ 危則第 28 条の 58 の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(H. 1. 3. 1 消防危第 14 号・消防特第 34 号通知)

キ 危則第 28 条の 59 の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準

可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(H. 1. 3. 1 消防危第 14 号・消防特第 34 号通知参考)

又は危令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(H. 1. 3. 1 消防危第 14 号・消防特第 34 号通知)

ク 危則第 28 条の 60 の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるほか、危則第 28 条の 60 第 2 項又は第 3 項のいずれかの特例基準を選択することも可能であること。また、指定数量の倍数が 30 未満のものについては、危則第 28 条の 60 第 2 項若しくは第 3 項又は第 4 項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。(H. 1. 3. 1 消防危第 14 号・消防特第 34 号通知)

ケ 危則第 28 条の 60 の 2 の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、指定数量の倍数が 10 未満のものについては、危則第 28 条の 60 の 2 第 2 項又は第 3 項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。

コ 危則第 28 条の 60 の 3 の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。

サ 危則第 28 条の 60 の 4 の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、指定数量の倍数が 10 未満のものについては、危則第 28 条の 60 の 4 第 2 項又は第 3 項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。

<p>シ (略)</p> <p>ス (略)</p> <p>セ (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 危険物及び消火配管については、原則フロー上共用されている配管のみが共用配管となるが、当該共用されている配管からそれぞれの施設に枝分かれする配管の直近バルブまで（共用配管を流れる危険物又は消火配管が送液される箇所に限る。当該バルブを含む。）は、共用配管として取り扱う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 添付書類の内容（H. 9. 3. 26 消防危第 35 号通知）</p> <p>危則第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項の位置、構造及び設備に関する図面並びに第 4 条第 3 項及び第 5 条第 3 項の添付書類の標準的な記載内容は次に示すとおりである。なお、審査に必要な事項は、製造所等の形態、規模、申請内容等により異なるため、製造所等の安全性等を確認できる場合は、これにかかわらず更に簡略化することができるものであること。</p> <p>また、これらの書類は、設計又は施工のために作成したもの等を活用することでも差し支えないものであること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>シ 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの構造図（危則第 4 条第 2 項第 4 号及び第 5 条第 2 項第 4 号関係）</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>ス 危険物設備機器図及び危険物設備機器図</p>	<p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 危険物及び消火配管については、原則フロー上共用されている配管のみが共用配管となる。ただし、当該共用されている配管からそれぞれの施設に枝分かれする配管の直近（概ね 1 m 以内）にバルブがある場合にあっては、当該直近のバルブまで（共用配管を流れる危険物又は消火配管が送液される箇所に限る。当該バルブを含む。）は、共用配管として取り扱うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 添付書類の内容（H. 9. 3. 26 消防危第 35 号通知参考）</p> <p>危則第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項の位置、構造及び設備に関する図面並びに第 4 条第 3 項及び第 5 条第 3 項の添付書類の標準的な記載内容は次に示すとおりである。なお、審査に必要な事項は、製造所等の形態、規模、申請内容等により異なるため、製造所等の技術上の基準及び安全性等を確認できる場合は、これにかかわらず更に簡略化することができるものであること。</p> <p>また、これらの書類は、設計又は施工のために作成したもの等を活用することでも差し支えないものであること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>シ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う機械器具その他の設備及びタンク並びにそれらに付帯する計装機器等の構造図（危則第 4 条第 2 項第 4 号及び第 5 条第 2 項第 4 号関係）</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>ス 非対象設備図及び非対象設備図（危則第</p>
---	---

<p>(危則第4条第2項第4号及び第5条第2項第4号関係)</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>セ～ニ (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>4 許可申請書等の記載方法等</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 設置者が、法人の場合は、本社の所在地、名称及び代表者の職、氏名を記載すること。</p> <p>ウ 設置場所は、製造所等が設置される場所(地番)を記入すること。 なお、地番が確定していない場合は、「〇〇町××番地地先」と記載すること。 移動タンク貯蔵所については、常置場所を記載すること。</p> <p>エ 防火地域別は、都市計画法第8条第1項第5号の規定により、「防火地域」、「準防火地域」、「22条地域」の別を、用途地域は、都市計画法第8条第1項第1号の規定による区分を記載し、防火地域又は用途地域が指定されていない設置場所は、「指定なし」と記載すること。</p> <p>オ～サ (略)</p> <p>シ 申請書類の訂正等は、訂正者名を記名するか、委任状に受任者の押印がある場合には受任者の印鑑を押印することで対応すること。</p> <p>ス (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 委任状</p> <p>ア 申請者が代理人を定めたときは、委任状を添付すること。</p> <p>イ 委任状の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p>	<p>4条第2項第4号及び第5条第2項第4号関係)</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>セ～ニ (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>4 許可申請書等の記載方法等</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 設置者(申請者)が法人の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地(登記簿に記載の所在地)を記入し、氏名欄に法人の名称並びに代表者の役職名(登記簿に記載の役職名)及び氏名を記入すること。</p> <p>ウ 設置場所は、製造所等が設置される場所を記入すること。 移動タンク貯蔵所については、常置場所を記載すること。</p> <p>エ 防火地域別は、都市計画法第8条第1項第5号に規定する「防火地域」、「準防火地域」の別を、用途地域は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域を記載し、防火地域又は用途地域が指定されていない設置場所は、「指定なし」と記載すること。</p> <p>オ～サ (略)</p> <p>シ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
--	---

ウ 委任状の型式及び内容は、記載例のように内容が明確にされていること。

エ 委任状は、許可申請書の1部に添付し、他の1部には当該委任状の写しを添付すること。

オ 委任者は委任状に署名又は記名押印すること。

カ 受任者の押印は必ずしも必要ではないが、書類の訂正を受任者の印鑑で行う場合は委任状に受任者の印鑑を押印すること。

【委任状記載例】

委 任 状

私は、姫路市〇〇町〇番〇号〇〇株式会社
〇〇〇姫路 太郎を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

1 委任する物件

姫路市〇〇町〇〇番〇〇号 危険物給油
取扱所

2 委任する権限

(1) 危険物の規制に関する法令の規定による設置（変更）許可、完成検査前検査及び完成検査の申請に関する手続きに関すること。

(2) 計画の変更に伴う申請書類の訂正に関すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

氏名 株式会社〇〇取締役社長 消防 花子

(4) (略)

ア 製造所・一般取扱所

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 壁、床、柱、はり、屋根及び階段は、その構造を記載し、窓及び出入口については、特定防火設備又は防火設備の別を記載すること。

(3) (略)

ア 製造所・一般取扱所

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 壁、床、柱、はり、屋根及び階段は、その構造及び不燃・耐火構造等の別を記載し、窓及び出入口については、特定防火設備又は防火設備の別を記載すること。

(オ)～(ス) (略)

(セ) 避雷設備は、JIS A 4201 による受雷部システム(回転球体法、保護角法、メッシュ法)及び保護レベルについて記載すること。

(ソ)～(ト) (略)

イ (略)

ウ 屋外タンク貯蔵所・屋内タンク貯蔵所

(ア)～(ク) (略)

(ケ) 注入口の位置は、遠方注入口を有するものについて記載するものとする。

(コ)～(シ) (略)

(ス) 配管は、口径、材質、接合方法及びバルブの材質並びに耐震措置及び防食措置について記載すること。

(セ)及び(ソ) (略)

エ及びオ (略)

カ 移動タンク貯蔵所 (H. 9. 3. 26 消防危第 33 号通知)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) タンク諸元の欄

a～c (略)

d タンク室の容量の項は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して各タンク室毎の容量を記載すること。

e 及び f (略)

(オ)～(テ) (略)

キ (略)

ク (略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) (略)

a 及び b (略)

c 1号～5号の用途の項は、第2章第10節給油取扱所4(12)によること。

(オ)～(セ) (略)

ケ及びコ (略)

5～8 (略)

(オ)～(ス) (略)

(セ) 避雷設備は、JIS Z 9290-3 による受雷部システム(回転球体法、保護角法、メッシュ法)及び保護レベルについて記載すること。

(ソ)～(ト) (略)

イ (略)

ウ 屋外タンク貯蔵所・屋内タンク貯蔵所

(ア)～(ク) (略)

(ケ) 注入口の位置は、遠方・直上の別、屋内・屋外の別について記載すること。

(コ)～(シ) (略)

(ス) 配管は、配管及びバルブの材質、耐震措置並びに防食措置について記載すること。

(セ)及び(ソ) (略)

(タ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

エ及びオ (略)

カ 移動タンク貯蔵所 (H. 9. 3. 26 消防危第 33 号通知)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) タンク諸元の欄

a～c (略)

d タンク室の容量の項は、車両の移動方向の前方からタンク室順に番号を付して各タンク室毎の容量を記載すること。

e 及び f (略)

(オ)～(テ) (略)

キ (略)

ク (略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) (略)

a 及び b (略)

c 1号～6号の用途の項は、第2章第10節給油取扱所4(12)によること。

(オ)～(セ) (略)

ケ及びコ (略)

5～8 (略)

第2節 手数料

手数料については、姫路市消防事務手数料徴収条例（平成12年3月29日条例第14号）によるほか、次によること。

なお、姫路市消防事務手数料徴収条例別表の区分欄に記載されている倍数は、原則、当該申請が許可される際に、すでに許可された最新の倍数、又は届出され10日以上経過した最新の倍数とする。ただし、当該申請により倍数変更の意思がある変更許可申請については、当該申請の倍数とする。

1 (略)

(1) 設置許可又は変更許可申請の提出後であって、許可前に指定数量の倍数変更をする場合

ア 指定数量の倍数変更により、許可申請手数料が増加することとなるときは、増加後の数量に係る手数料との差額が必要であること。

イ 指定数量の倍数変更により、許可申請手数料が減少することとなるときは、すでに申請に関する審査、手続き等の役務の提供が開始されているので、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しないものであること。

(2) 設置許可を受けた製造所等で、完成検査前に変更許可を受ける場合

ア 指定数量の倍数に変更がないときは、

第2節 手数料

手数料については、姫路市消防事務手数料徴収条例（平成12年3月29日条例第14号）によるほか、次によること。

なお、姫路市消防事務手数料徴収条例別表の区分欄に記載されている倍数は、設置許可申請時の場合を除き、申請時における倍数（直近の許可時における倍数（その後、法11条の4第1項の規定に基づく届出がされた場合で、変更予定期日が到来しているものについては、変更後の倍数））とする。ただし、当該申請により倍数変更する場合は、当該申請の倍数とする。

また、手数料は申請時に決定するため、原則申請後に差額の徴収等が発生することはないが、下記1(1)、2(3)及び4(3)等、当該申請内容に手数料の差額が発生する内容を含めようとするものについては、差額を徴収するものとする。

1 (略)

設置許可又は変更許可申請の提出後であって、許可前に指定数量の倍数変更をする場合（技術上の基準が変更となることに伴い、当該申請内容を変更し、当該申請において当該変更箇所の審査を受けようとする場合に限る。）

(1) 指定数量の倍数変更により、許可申請手数料が増加することとなるときは、増加後の数量に係る手数料との差額が必要であること。

(2) 指定数量の倍数変更により、許可申請手数料が減少することとなるときは、すでに申請に関する審査、手続き等の役務の提供が開始されているので、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しないものであること。

(3) 技術上の基準に変更を生じない場合、又は技術上の基準に変更があっても当該申請において当該変更箇所の審査を受け

<p>設置許可手数料額の2分の1となるものであること。</p> <p>イ 指定数量の倍数に変更があるときは、増減後の倍数に対応する設置許可手数料額の2分の1となるものであること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 設置の完成検査前に変更許可を受け、完成検査申請をするときは、設置の完成検査申請手数料となるものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 設置又は変更の許可を受け、工事が完成する見込みで完成検査申請を行った後に、当該完成検査前に変更許可が行われた場合で、完成検査手数料が増加するときは、当該手数料との差額が必要となり、減少するときは、その差額は返還しないものであること。</p> <p>なお、当該完成検査前に倍数変更の届出が提出され、10日以上が経過した場合も、同様とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第3節 検査等申請</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>ようしない場合は、当該申請について、手数料の変更は生じない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 設置の完成検査前に変更許可を受け、当該設置又は設置及び変更の完成検査申請をするときは、設置の完成検査申請手数料となるものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 設置又は変更の許可を受け、工事が完成する見込みで完成検査申請を行った後に、当該完成検査前に完成検査申請の手数料区分が変更となるような倍数変更を伴う変更許可が行われた場合で、後に許可された変更許可に対する検査も当該完成検査申請に含めて同時に検査を受ける場合は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 完成検査手数料が増加するときは、当該手数料との差額を必要とする。なお、設置許可と変更許可の同時検査についても、完成検査申請時の手数料と当該変更許可により増加した設置許可に対する完成検査申請手数料を比較して同様に取り扱う。</p> <p>イ 完成検査手数料が減少するときは、その差額は返還しないものとする。なお、設置許可と変更許可の同時検査についても同様に取り扱う。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 申請時からの内容変更により検査手数料が増額する場合は差額を徴収するが、手数料が減額する場合は差額を返還しない。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第3節 検査等申請</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p>
---	--

<p>ア (略)</p> <p>イ 完成検査前検査の申請後であって、完成検査前検査の実施前に完成検査前検査を必要とする変更許可を受けた場合は、改めて完成検査前検査の申請をする必要はないものであること。</p> <p style="color: red;">なお、変更許可の内容により検査手数料が増額する場合は差額を徴収するが、手数料が減額する場合は差額を返還しない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ タンクの構造は資料編「タンク構造の記載要領」によること。</p> <p>ウ タンクの製造者及び製造年月日は、タンクを製造した業者名及び新規に製造した年月日を記載すること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 別添「屋外タンク貯蔵所等の溶接部検査・水張検査等一覧表」により水張検査が</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 完成検査前検査の申請後であって、完成検査前検査の実施前に完成検査前検査を必要とする変更許可を受けた場合は、改めて完成検査前検査の申請をする必要はないものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ タンクの構造は資料編「タンク構造の記載要領」によること。</p> <p style="color: red;">なお、完成検査前検査を受ける際に当該タンク容量が危令第5条第2項又は第3項のいずれが適用されるか未定である場合には、危令第5条第2項の例により算定されたタンク容量を記載すること。</p> <p style="color: red;">当該容量が、同条第3項により算定されることとなった場合には改めて完成検査前検査を受ける必要はないこと。</p> <p style="color: red;">ただし、姫路市以外の市町村で設置されるタンクについては、当該市町村の担当者等に確認すること。</p> <p>ウ タンクの製造者及び製造年月日は、タンクを製造した業者名及び新規に製造した年月日を記載すること。</p> <p style="color: red;">なお、補修に伴う完成検査前検査については、溶接部補修等タンクが部分的に変更となる場合はタンク製造時の、タンクの2分の1以上が変更となる補修の場合は変更時の業者名及び年月日を記載すること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 別添「屋外タンク貯蔵所等の溶接部検査・水張検査等一覧表」により水張検査が</p>
---	---

必要であると判断される時。

なお、①圧力タンク、地下貯蔵タンク、簡易貯蔵タンク及び移動貯蔵タンク（以下「圧力タンク等」という。）については、危則第22条の4（屋外タンク貯蔵所の水張検査の特例）は適用されないため、タンク本体に係る変更を行った場合は、水圧検査が必要となる。

※ ①圧力タンク

- ・ 屋外タンク貯蔵所及びこの基準を準用する屋内タンク貯蔵所、20号タンクにおいては、最大常用圧力の絶対値が、5 kPaを超える圧力がかかるもの
- ・ 地下貯蔵タンク、簡易貯蔵タンク及び移動貯蔵タンクにおいて46.7kPa(=70/1.5)を超える圧力がかかるもの

また、間仕切りを有するタンクについて、間仕切り板の補修に伴う水張検査等は要しないが、真空試験、加圧漏れ試験、浸透液漏れ試験等（6(8)参照）によって補修箇所が漏れないことを確認（自主検査記録等による確認を含む。）すること。

この場合において、間仕切り板の補修に係る溶接箇所が、タンク本体の溶接部に影響を及ぼす範囲として資料編「屋外タンク貯蔵所等の溶接部検査・水張検査一等覧表」において水張検査を必要と判断される場合は水張検査等を必要とする。

オ及びカ （略）

(2) （略）

ア （略）

イ 底板部で水張検査によって容易に漏れの有無が判定できないものについては、真空試験及び浸透液漏れ試験（6(8)参照）を合わせて行うこと。

ウ 間仕切りを有する貯蔵タンクについては、各室を満水にした後、水圧検査の場合は水圧をかけ、タンク本体に漏れ、変形がないことを確認すること。

必要であると判断される時。

なお、①圧力タンク、地下貯蔵タンク、簡易貯蔵タンク及び移動貯蔵タンク（以下「圧力タンク等」という。）については、危則第22条の4（屋外タンク貯蔵所の水張検査の特例）は適用されないため、タンク本体に係る変更を行った場合は、水圧検査が必要となる。

※ ①圧力タンク

- ・ 屋外タンク貯蔵所及びこの基準を準用する屋内タンク貯蔵所、20号タンクにおいては、最大常用圧力の絶対値が、5 kPaを超える圧力がかかるもの
- ・ 地下貯蔵タンク、簡易貯蔵タンク及び移動貯蔵タンクにおいて46.7kPa(=70/1.5)を超える圧力がかかるもの

また、間仕切りを有するタンクについて、間仕切り板の補修に伴う水張検査等は要しないが、真空試験、加圧漏れ試験、浸透液漏れ試験等（6(8)参照）によって補修箇所が漏れないことを確認（自主検査記録等による確認を含む。）すること。◆

この場合において、間仕切り板の補修に係る溶接箇所が、タンク本体の溶接部に影響を及ぼす範囲として資料編「屋外タンク貯蔵所等の溶接部検査・水張検査一等覧表」において水張検査を必要と判断される場合は水張検査等を必要とする。

オ及びカ （略）

(2) （略）

ア （略）

イ 底板部で水張検査によって容易に漏れの有無が判定できないものについては、真空試験及び浸透液漏れ試験（6(9)参照）を合わせて行うこと。

ウ 間仕切りを有する貯蔵タンクについては、各室を満水にした後、水圧検査の場合は水圧をかけ、タンク本体に漏れ、変形がないことを確認すること。

なお移動貯蔵タンク以外の貯蔵タンクについては、上記に加え、間仕切り板に加わる応力によってタンクが変形するかどうかを確認するため、満水室と空の室を設け、空の室内に入り間仕切り板等を確認すること。

エ (略)

(7) ジャケット部を満水にし、圧力を加え、タンク内部から漏れ及び変形を確認する。

(イ) タンク内を満水にし、ジャケット部に不燃性の気体を加圧した状態で充填することで、内部に気泡が発生しないこと、ジャケット部の圧力低下がないこと及びタンクに変形を生じないことを確認する。

オ～ク (略)

3 (略)

4 (略)

(1) (略)

ア (略)

イ 上記アと同様な場合で、当該地下タンクを他の市町村へ移設する場合には、移設先の市長村長等において判断すること。

なお、当該地下タンクの移設先の市長村

なお、上記に加え、間仕切り板に加わる応力によってタンクが変形するかどうかを確認するため、満水室と空の室を設け、空の室内に入り間仕切り板等を確認すること。◆

エ (略)

(7) ジャケット設置部分にあってはジャケット部を満水にし、圧力を加え、タンク内部から漏れ及び変形を確認する。その他の部分にあっては通常どおり水張検査等を実施する。

(イ) タンク内を満水にし、ジャケット設置部分にあってはジャケット部に不燃性の気体を加圧した状態で充填することで、内部に気泡が発生しないこと及びジャケット部の圧力低下がないことを確認する。その他の部分にあっては通常どおり水張検査等を実施する。

オ～ク (略)

ケ タンクの部分的な補修等についても、原則接液部のすべての溶接部からの漏れを確認し、すべての板厚を確認する必要があるが、補修箇所が底板のみのため、足場が設置されていない又は側板の保温等が設置されている等により当該確認が困難であり、部分的な確認又は自主検査等により、その他の箇所の健全性がある程度推測できるようであれば、当該箇所の確認を省略することができる。

3 (略)

4 (略)

(1) (略)

ア (略)

イ 上記アと同様な場合で、当該地下タンクを他の市町村へ移設する場合には、移設先の市長村長等において判断すること。

なお、当該地下タンクの移設先の市長村

<p>長等が、他の市町村長等によるアの検査の実施を認めた場合には、タンク検査済証に試験結果記録等を添付すること。また、当該タンクに係る事務処理が円滑に行えるよう双方の市町村長等において調整を図ること。</p>	<p>長等が、他の市町村長等によるアの検査の実施を認めた場合には、タンク検査済証に試験結果記録等を添付すること。また、当該タンクに係る事務処理が円滑に行えるよう双方の市町村長等において調整を図ること。</p> <p style="color: red;">姫路市消防局管轄外からの移設については、当該運用は認められない。</p>
<p>(2)及び(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(2)及び(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p style="color: red;">(6) 特定屋外貯蔵タンクの側板の溶接部において、デジタル検出器を用いた放射線透過試験を実施する際は、「デジタル検出器を用いた放射線透過試験に係る運用指針について」(R. 6. 3. 18 消防危第60号通知)によること。</p>
<p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 保安検査済証の写し (略)</p> <p>(エ) 水張試験後の溶接部試験確認資料 (略)</p>	<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p style="color: red;">(9) 危則第20条の8第4項に規定する渦電流探傷試験の運用については、「危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う屋外貯蔵タンクにおける渦電流探傷試験に関する運用について」(R. 7. 12. 23 消防危第257号)によること</p>
<p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 保安検査済証の写し (略)</p> <p>(エ) 水張試験後の溶接部試験確認資料 (略)</p>	<p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 保安検査済証の写し (S. 59. 7. 13 消防危第72号通知) (略)</p> <p>(エ) 水張試験後の溶接部試験確認資料 (S. 52. 3. 30 消防危第56号通知)</p>

<p>イ (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>a (略)</p> <p>(a) 設置及び大規模な変更工事</p> <p>新規の設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。</p> <p>なお、当該大規模な変更工事とは、薬剤タンク、混合器及び送液ポンプがすべて変更（取替えを含む。）になる工事をいう（分割して申請等がなされた場合は、すべてが変更になった時点の変更工事をいう。）。また、当該変更工事が、許可により行われなかった場合は、定期点検時に消火薬剤の放射試験を行うこと。）</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>a (略)</p> <p>(a) 泡消火設備</p> <p>① 設置及び大規模な変更工事</p> <p>新規の設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。</p> <p>なお、当該大規模な変更工事とは、薬剤タンク、混合器及び送液ポンプがすべて変更（取替えを含む。）になる工事をいう（分割して申請等がなされた場合は、すべてが変更になった時点の変更工事をいう。）。また、当該変更工事が、許可により行われなかった場合は、定期点検時に泡消火薬剤の放射試験を行うこと。（危則第62条の5の5に係るもの以外は◆）</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(b) 屋外及び屋内消火栓設備並びに水蒸気及び水噴霧消火設備</p> <p>① 設置及び小規模な変更工事以外の工事</p> <p>新規の設置工事又は小規模な変更工事以外の工事においては、原則として放射試験を行うこと。</p> <p>② 小規模な変更工事</p> <p>消火栓、放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができること。</p>
--	--

<p>b (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 保有空地内の工事用事務所及び工事用資機材 保有空地内に設けた工事用事務所及び保有空地内に置かれた工事用資機材については、完成検査時には撤去されている必要があること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 検査延長に係る保安のための措置 「特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期に係る運用について」(H. 23. 2. 25 消防危第45号) 及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(H. 23. 12. 1 消防危第273号通知) によること。</p>	<p>(c) 不活性ガス、ハロゲン化物及び粉末消火設備（移動式粉末消火設備を除く。）</p> <p>① 設置及び小規模な変更工事以外の工事 空気等による導通の確認及び起動確認等を実施することで、消火薬剤の放出試験を省略することができること。</p> <p>② 小規模な変更工事 放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び導通試験等を省略することができること。</p> <p>(d) 移動式粉末消火設備 型式及び外観等の確認を実施することで、消火薬剤の放出試験を省略することができること。</p> <p>b (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 保有空地内の工事用事務所及び工事用資機材 保有空地内に設けた工事用事務所及び保有空地内に置かれた工事用資機材については、完成検査時には撤去されている必要があること。 ただし、完成検査に必要なものについてはこの限りではない。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 検査延長に係る保安のための措置 「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」(H. 6. 9. 1 消防危第73号通知)、「容量が1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検の時期等に関する運用について」(H. 12. 3. 21 消防危第31号通知)、「特定</p>
---	---

<p>(5) (略)</p> <p>(6) 底部溶接部の試験をPA 探傷装置を用いて実施する場合は、6 (9)によること。</p> <p>11～14 (略)</p> <p>第4節 各種届出</p> <p>1 譲渡又は引渡届</p> <p>法第11条第6項の規定による譲渡又は引渡届は、次によること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 品名、数量又は倍数を変更しても位置、構造及び設備の技術上の基準に変更を伴わないとき。</p> <p>なお、昭和63年12月27日政令第358号及び平成元年2月23日自治省令第5号の附則により、当該製造所等に係る指定数量の倍数が、平成2年5月23日における指定数量の倍数を超えないことを条件に新たな基準を適用しないこととされている製造所等については、当該指定数量の倍数を超えないこと。</p> <p>また、屋外タンク貯蔵所等、危険物の比重が変更となることで耐震計算等の再検討が必要なものについては、当該届出にて確</p>	<p>屋外貯蔵タンクの腐食量に係る管理等の状況の運用について」(H. 16. 3. 31 消防危第42号通知)、 「特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期に係る運用について」(H. 23. 2. 25 消防危第45号通知)、 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(H. 23. 12. 1 消防危第273号通知) 及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R. 5. 11. 22 消防危第330号通知) によること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 底部溶接部の試験をPA 探傷装置を用いて実施する場合は、6 (10)によること。</p> <p>11～14 (略)</p> <p>第4節 各種届出</p> <p>1 譲渡又は引渡届</p> <p>法第11条第6項の規定による譲渡又は引渡届は、次によること。</p> <p>なお、以下に記載している所有権等については、あくまでも施設の所有権等を意味するもので土地の所有権等を意味するものではない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 品名、数量又は倍数を変更しても位置、構造及び設備の技術上の基準に変更を伴わないとき。</p> <p>なお、昭和63年12月27日政令第358号及び平成元年2月23日自治省令第5号の附則により、当該製造所等に係る指定数量の倍数が、平成2年5月23日における指定数量の倍数を超えないことを条件に新たな基準を適用しないこととされている製造所等については、当該指定数量の倍数を超えないこと。</p> <p>また、屋外タンク貯蔵所等、危険物の比重が変更となることで耐震計算等の再検討が必要なものについては、当該届出にて確</p>
--	---

認すること。

イ (略)

ウ 品名、数量又は倍数を変更することで、位置、構造及び設備の技術上の基準が変更しても、保有空地が減少する、避雷設備が不要となる又は警報設備が不要となる等、現在の施設の状況で当該変更後の基準に適合することが明らかなき。

なお、基準に適合することが明らかでない場合は、**変更許可の対象となる。**

(2)～(3) (略)

3 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) 廃止届を受理する段階では、当該製造所等に危険物が存置してはならないこと。

(4) (略)

4～6 (略)

7 (略)

(1) (略)

(2) 2以上の製造所等の危険物保安監督者の選任・解任の届出は、所定の記載欄に「別紙」と記載し、所定欄に記載すべき事項をまとめたものを添付してさしつかえないものであること。

なお、1の危険物取扱者を2以上の製造所等の危険物保安監督者に選任する場合は、十分な保安の監督が可能な場合に限り認められるものであること。

認すること。

さらに、当該変更により、新たに防爆構造が必要な電気設備が生じるか、必要な防爆構造が変更になるかについて十分に確認し、それに伴い、必要な手続きをとること。

イ (略)

ウ 品名、数量又は倍数を変更することで、位置、構造及び設備の技術上の基準が変更しても、保有空地が減少する、避雷設備が不要となる又は警報設備が不要となる等、現在の施設の状況で当該変更後の基準に適合することが明らかなき。**この場合、別途変更届の提出を要する。**

なお、基準に適合することが明らかでない場合は、資料編「製造所等における変更工事の取扱い」に基づき手続きすること。

(2)～(3) (略)

3 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) 廃止届を受理する段階では、当該製造所等に**原則**危険物が存置してはならないこと。**(指定数量の5分の1未満は◆)**

(4) (略)

4～6 (略)

7 (略)

(1) (略)

(2) 2以上の製造所等の危険物保安監督者の選任・解任の届出は、所定の記載欄に「別紙」と記載し、所定欄に記載すべき事項をまとめたものを添付してさしつかえないものであること。

なお、1の危険物取扱者を2以上の製造所等の危険物保安監督者に選任する場合は、十分な保安の監督が可能な場合に限り認められるものであること。

ただし、同一所有者等に係る他の事業所にある2以上の製造所等や所有者等の異なる2以上の製造所等に対する保安監督者の

<p>(3) (略)</p> <p>(4) 危険物保安監督者の被選任要件とされている6箇月以上の実務経験は、法第11条第1項の規定に基づいて設置された製造所等における6箇月以上の危険物の取扱いの実務経験を有していればよく、危険物取扱者免状の交付を受けた後における実務経験のみに限られるものではないこと。</p> <p>(H. 1. 7. 4 消防危第64号通知)</p> <p>なお、当該6箇月以上の実務経験は、保安監督者として選任される施設で取り扱う類ではないものの実務経験でも認められる。</p> <p>8～11 (略)</p> <p>12 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届</p> <p>(H. 12. 3. 21 消防危第31号通知参考)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>第5節 承認申請</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>選任については、事実上困難であることに鑑み、原則認められない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 危険物保安監督者の被選任要件とされている6箇月以上の実務経験は、法第11条第1項の規定に基づいて設置された製造所等における6箇月以上の危険物の取扱いの実務経験を有していればよく、危険物取扱者免状の交付を受けた後における実務経験のみに限られるものではないこと。</p> <p>(H. 1. 7. 4 消防危第64号通知)</p> <p>なお、当該6箇月以上の実務経験は、保安監督者として選任される施設で取り扱う類ではないものの実務経験でも認められるが、自らが立ち会うことのできる類の実務経験に限る。</p> <p>8～11 (略)</p> <p>12 特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届</p> <p>(H. 12. 3. 21 消防危第31号通知参考)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 当該ただし書に規定されている「当該期間内に内部点検を行うことが困難な場合」とは、突発的な災害等、予期せぬ何らかの事情により当該点検の実施が困難になる場合を意味し、現在業務が忙しい、点検周期が他のタンクと重なる等の通常想定される業務範囲内での自己都合による延長は認められない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>第5節 承認申請</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 仮使用が開始されるのは施設が変更されるときであるが、当該変更とは変更工事を意味する。よって変更工事が発生しないよ</p>
--	--

(2)～(7) (略)

2 仮貯蔵(取扱)承認申請

法第10条第1項ただし書きの規定により、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合(以下「仮貯蔵等」という。)の承認基準は、次のとおりとする。

ただし、タンクコンテナで仮貯蔵等をする場合には、「3 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請」(H. 4. 6. 18 消防危第52号)によるものとする。

また、震災時等における仮貯蔵・仮取扱については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」(H. 25. 10. 3 消防災第364号・消防危第171号通知)及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」

(H. 30. 12. 18 消防危第226号通知)によること。

(1) 仮貯蔵等の反復の制限

仮貯蔵等をする場合には、同一場所において法定期間(10日間)を終了後、反復して行ってはならない。

ただし、やむを得ない事由により、同一場所で仮貯蔵等を反復する必要がある場合で、消防長又は消防署長が安全であると認めた場合は、この限りではない。

なお、やむをえない事由とは、船の到着が遅れ、船積みのための危険物入りコンテナの仮貯蔵期間が延長される等、基本的に予期せぬ事態により延長する必要がある時のみに適用されるものである。ちなみに、震災からの復旧の遅れに伴い、仮取扱

うな施設面積の拡張等に対しては、施設の使用が発生するとしても仮使用申請は必要ない。

また、消火器の設置等、変更に伴う工事が発生しないようなものも、当該変更工事とは扱わない。

(2)～(7) (略)

2 仮貯蔵(取扱)承認申請

法第10条第1項ただし書きの規定により、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合(以下「仮貯蔵等」という。)の承認基準は、次のとおりとする。

ただし、タンクコンテナで仮貯蔵等をする場合には、「3 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請」(H. 4. 6. 18 消防危第52号通知(R. 4. 12. 13 消防危第275号改正))によるものとする。

また、震災時等における仮貯蔵・仮取扱については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」(H. 25. 10. 3 消防災第364号・消防危第171号通知)及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」

(H. 30. 12. 18 消防危第226号通知)によること。

(1) 仮貯蔵等の反復の制限

仮貯蔵等をする場合には、同一場所において法定期間(10日間)を終了後、**原則**反復して行ってはならない。

ただし、やむを得ない事由により、同一場所で仮貯蔵等を反復する必要がある場合で、消防長又は消防署長が安全であると認めた場合は、この限りではない。

なお、やむをえない事由とは、船の到着が遅れ、船積みのための危険物入りコンテナの仮貯蔵期間が延長される等、基本的に予期せぬ事態により延長する必要がある時のみに適用されるものである。ちなみに、震災からの復旧の遅れに伴い、仮取扱

<p>の期間が延長されるものも認められる。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためにタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的に留める場合</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 申請書の提出時期について</p> <p>保安検査受検期限の1週間前までに申請し、この後1年を超える期間時期を変更する(遅らせる)必要がある場合は、1年が経過する前までごとに再申請すること。</p> <p>なお、当該申請は危則別記様式第29により行うが、1度目の申請(上記再申請以外の申請)時のみ、合わせて姫路市危険物の規制に関する規則第20条に規定する休止届を提出すること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請</p> <p>危令第8条の4第2項第1号、危則第62条の2の2及び危則第62条の2の3の規定による特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書(危則別記様式第26の2、第</p>	<p>の期間が延長されるものも認められる。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためにタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的(24時間以内に限る。)に留める場合</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 申請書の提出時期について</p> <p>保安検査受検期限の1週間前までに申請し、この後期間時期を変更する(遅らせる)必要がある場合は、申請した受検期限が経過する前までごとに再申請すること。</p> <p>なお、当該再申請は危則別記様式第29により行うが、1度目の申請(上記再申請以外の申請)時のみ、合わせて姫路市危険物の規制に関する規則第20条に規定する休止届を提出すること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請</p> <p>危令第8条の4第2項第1号、危則第62条の2の2及び危則第62条の2の3の規定による特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書(危則別記様式第26の2、第</p>
--	---

<p>26の3)に添付する標準的な添付図書は、次のとおりとすること。(H.6.9.1 消防危第73号通知(H.11.9.24 消防危第86号改正)、H.16.3.31 消防危第42号通知)</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 申請書の提出時期について</p> <p>内部点検実施期限の1週間前までに申請し、この後1年を超える期間延長する必要がある場合は、1年が経過する前までごとに再申請すること。なお、当該申請は危則別記様式第35により行うが、1度目の申請(上記再申請以外の申請)時のみ、合わせて姫路市危険物の規制に関する規則第20条に規定する休止届を提出すること。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1) 休止による延長期間について</p> <p>危則第62条の5の2第2項ただし書き及び危則第62条の5の3第2項ただし書きに規定されている市町村長等が保安上支障がないと認める事項は、</p> <p>ア 危険物が清掃等により完全に除去されていること。</p> <p>イ 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>(H.22.7.8消防危第144号通知)</p> <p>とし、同項に規定されている市町村長等が定める期間とは、同項に定められている当該点検を行わなければならない期限の次の日から使用が再開される日の前日までの期間とする。</p> <p>(2) 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合</p>	<p>26の3、第26条の4)に添付する標準的な添付図書は、次のとおりとすること。</p> <p>(H.6.9.1 消防危第73号通知(H.11.9.24 消防危第86号改正)、H.16.3.31 消防危第42号通知)</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 申請書の提出時期について</p> <p>内部点検実施期限の1週間前までに申請し、この後期間延長する必要がある場合は、申請した点検期限が経過する前までごとに再申請すること。</p> <p>なお、当該申請は危則別記様式第35により行うが、1度目の申請(上記再申請以外の申請)時のみ、合わせて姫路市危険物の規制に関する規則第20条に規定する休止届を提出すること。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1) 休止による延長期間について</p> <p>危則第62条の5の2第3項及び危則第62条の5の3第3項に規定されている危険物の取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める事項は、</p> <p>ア 危険物が清掃等により完全に除去されていること。</p> <p>イ 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>(H.22.7.8消防危第144号通知)</p> <p>とし、同項に規定されている市町村長等が定める期間とは、同条第2項に定められている当該点検を行わなければならない期限の次の日から使用が再開される日の前日までの期間とする。</p> <p>(2) 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合</p>
--	--

の漏れの点検の実施時期

危則第62条の5の2第2項ただし書き及び第62条の5の3第2項ただし書きの規定に基づき漏れの点検の期間が延長された後、所有者等が申請した期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、地下貯蔵タンク等の所有者等は、次のア又はイに定める期限までに漏れの点検を実施すること。

ア及びイ (略)

9 (略)

第6節 予防規程制定(変更)承認申請

1 (略)

2 申請書の記載方法

予防規程の作成が義務付けられている製造所等が2以上ある場合は、危則別記様式第26の申請書に当該事業所における代表的な対象施設に関する事項を記入し、他の対象施設の製造所等の別、危険物の類、品名、最大数量及び指定数量の倍数を一覧表にしたものを添付することによって行なうこと。

3 (略)

4 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) 危険物の性状及び貯蔵並びに取扱いの方法に関すること。

(4)～(11) (略)

(12) 給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合は、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」

(H. 24. 3. 16 消防危第77号通知) 第3に基づく必要事項。

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

の漏れの点検の実施時期

危則第62条の5の2第3項及び第62条の5の3第3項の規定に基づき漏れの点検の期間が延長された後、所有者等が申請した期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、地下貯蔵タンク等の所有者等は、次のア又はイに定める期限までに漏れの点検を実施すること。

ア及びイ (略)

9 (略)

第6節 予防規程制定(変更)承認申請

1 (略)

2 申請書の記載方法

予防規程の作成が義務付けられている製造所等が2以上ある場合は、危則別記様式第26の申請書に当該事業所における代表的な対象施設に関する事項を記入し、他の対象施設の製造所等の別、危険物の類、品名、最大数量及び指定数量の倍数を一覧表にしたものを添付することによって行うこと。

3 (略)

4 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) 危険物の性状並びに貯蔵及び取扱いの方法に関すること。

(4)～(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

第7節 定期点検（法第14条の3の2）

1 (略)

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) 危則第62条の5の3の規定による「地下埋設配管」には、ピット、トレンチ等に設置されるものも含まれるが、容易に目視点検が実施できるなど地上配管と同等の点検が実施できる配管については、漏れの点検を実施しないことができる。

ただし、ピット、トレンチ内に流入する土砂、水等により腐食するおそれのあるものは除く。

(3) (略)

(4) 設置者等が、1日に1回以上の割合で、地下貯蔵タンクへの受入量、払出量及びタンク内の危険物の量を継続的に記録し、当該液量の情報に基づき分析者（法人を含む。）が統計的手法を用いて分析を行うことにより、直径0.3mm以下の開口部からの危険物の流出の有無を確認することができる方法で、かつその方法が第三者機関の評価を受けている等、客観的に確認されている場合にあつては、当該方法を危告示第71条第1項第5号及び第71条の2第1項第5号に規定される「その他の方法」として認めることができる。（H. 31. 4. 19 消防危第81号通知）

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

第7節 定期点検（法第14条の3の2）

1 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 危則第62条の4第1項第2号に関する運用については、「危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う製造所等の定期点検の運用について」（R. 6. 7. 31 消防危第223号通知）によること。

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) 危則第62条の5の3の規定による「地下埋設配管」には、ピット、トレンチ等に設置されるものは原則含まない。

ただし、ピット、トレンチ内に流入する土砂等により腐食するおそれのあるものは当該地下埋設配管に含まれる。

(3) (略)

(4) 設置者等が、1日に1回以上の割合で、地下貯蔵タンクへの受入量、払出量及びタンク内の危険物の量を継続的に記録し、当該液量の情報に基づき分析者（法人を含む。）が統計的手法を用いて分析を行うことにより、直径0.3mm以下の開口部からの危険物の流出の有無を確認することができる方法で、かつその方法が第三者機関の評価を受けている等、客観的に確認されている場合にあつては、当該方法を危告示第71条第1項第5号及び第71条の2第1項第5号に規定される「その他の方法」として認めることができる。（H. 31. 4. 19 消防危第81号通知）

<p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>なお、当該方法では、二重殻タンクの外殻の漏れの点検は行ったことにはならない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 危則第62条の5の4第2号に関する運用については、「危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う製造所等の定期点検の運用について」(R.6.7.31 消防危第223号通知)によること。</p> <p>4 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 当該点検は1年に1回以上実施すること。</p> <p>第8節 他法令の適用</p> <p>1 法</p> <p>(1) 第2章(第3条～第9条の4)すべて適用される。</p> <p>ただし、法第3条～第5条の3及び第8条の2の4に関しては、優先的に第3章に基づき対応すべきである。</p> <p>なお、法第8条の2の5に関しては、法第14条の4と同様に、いずれの要件でも適用される。</p> <p>(2) 第4章(第17条～第21条)</p> <p>法第17条は適用されない。</p> <p>それに伴い、同法第17条の2～第17条の4も適用されない。</p> <p>その他の条文は、すべて適用される。</p> <p>(3) 法第4章の2(第21条の2～第21条の16の7)</p> <p>すべて適用される。</p> <p>2 姫路市火災予防条例</p> <p>(1) 第3章(第3条～第30条の2)</p> <p>すべて適用される。</p> <p>(2) 第3章の2(第30条の3～第30条の8)</p> <p>すべて適用される。</p> <p>(3) 第4章(第31条～第35条の3)</p> <p>第31条～第33条は適用されない。</p>
---	--

第2章 製造所等の審査基準
第1節 製造所（危令第9条）

1 （略）

(1) 区分

ア～エ （略）

オ 製造所において、当該施設の設備の運転に必要な範囲での危険物の詰替え又は充てん（廃油の処理等）を行うことについて、防火上支障のない場合、製造に伴う取扱いとして認めて差し支えない。（H. 24. 8. 28 消防危第199号）

この場合、当該取扱数量は当該施設の数量に算定しない。

なお、当該運転に必要な範囲の取扱いとは、危険物の製造工程として通常行うべき行為のことをいい、タンク等への原料等の投入、ドレン弁等による機器等からの抜き取り行為等が該当する。

また、最終製品の詰替え行為は、一連の危険物の製造工程として認められる。

（R. 2. 3. 16 消防危第67号通知）

その他の条文は、すべて適用される。

(4) 第5章（第36条～第42条）

すべて適用されない。

(5) 第6章（第43条～第50条）

すべて適用される。

(6) 第6章の2（第50条の2～第50条の3）

すべて適用される。

(7) 第7章（第51条～第57条）

第55条及び第55条の2の少量危険物に関する規定並びに第56条の3は適用されない。

それ以外は適用される。

(8) 第8章（第58条～第59条）

第58条第1号及び第2号は適用されない。

その他の条文は、適用される。

第2章 製造所等の審査基準
第1節 製造所（危令第9条）

1 （略）

(1) 区分

ア～エ （略）

オ 製造所において、当該施設の設備の運転に必要な範囲での危険物の詰替え又は充てん（廃油の処理等）を行うことについて、防火上支障のない場合、製造に伴う取扱いとして認めて差し支えない。（H. 24. 8. 28 消防危第199号）

この場合、当該取扱数量は当該施設の数量に算定しない。

なお、当該運転に必要な範囲の取扱いとは、危険物の製造工程として通常行うべき行為のことをいい、タンク等への原料等の投入、ドレン弁等による機器等からの抜き取り行為等が該当する。

また、最終製品の詰替え行為は、一連の危険物の製造工程として認められる。

（R. 2. 3. 16 消防危第67号通知）

この場合においても、当該取扱数量は当

<p>カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 一棟の中で製造工程が完結している場合は、その棟全体を一つの製造所として規制する。なお、製造所は、耐火区画等を行っても、原則、一棟の一部のみを危険物施設として規制する、いわゆる部分規制を認めない。(危令第19条第2項により、部分規制が認められている一般取扱所と同等の安全性が確保できると認められるものを除く。)</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>2 許可数量の算定方法 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 免震用オイルダンパー内部に滞留している危険物取扱数量の算定については、「建築物に設置された免震用オイルダンパーの取扱いについて」(H. 28. 3. 23 消防危第42号通知)によること。</p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 危令第9条第1項第1号に規定する「これに相当する工作物」とは、屋外のプラント設備等をいうものであること。</p>	<p>該施設の数量に算定しない。</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 一棟の中で製造工程が完結している場合は、その棟全体を一つの製造所として規制する。なお、製造所は、基本的に化学反応等により危険物を製造するという危険性の高い工程があるため、耐火区画等を行っても、原則、一棟の一部のみを危険物施設として規制する、いわゆる部分規制を認めない。(危令第19条第2項により部分規制が認められている一般取扱所と同等の安全性が確保できると認められるものを除く。)</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>2 許可数量の算定方法 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 免震用オイルダンパー内部に滞留している危険物取扱数量の算定については、「建築物に設置された免震用オイルダンパーの取扱いについて」(H. 28. 3. 23 消防危第42号通知)によること。</p> <p>なお、危険物施設及び少量危険物施設内に当該オイルダンパーが設置された場合、下記(5)に該当しない限り、当該数量は合算とする。ただし、当該設備に係る床面の傾斜及び貯留設備、換気設備、消火設備並びに警報設備等は危令第23条特例を適用し免除する。(特例理由不要。特例適用願必要。)</p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>(7) 車両やパソコン等の電源として組み込まれたリチウムイオン蓄電池は、危険物規制の対象とはせず、数量の算定も行わない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 危令第9条第1項第1号に規定する「これに相当する工作物」とは、屋外のプラント設備等をいうものである。</p> <p>具体的には、危険物設備(配管等を除</p>
---	--

<p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(7) 製造所及び一般取扱所と高圧ガス施設との保安距離の特例 (H. 13. 3. 29 消防危第 40 号通知参考)</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 高圧ガス施設が保安目的のみの高圧ガス(不活性ガス)施設で、保安距離を保たなければならない製造所又は一般取扱所の専用施設である場合。</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>く。)、非危険物設備(配管等を除く。))及びこれらを支持する機器架台等をいうものである。</p> <p>なお、危険物の流出を防止する囲い及び防油堤等は、当該工作物に該当しない。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 危則第12条各号に規定する施設に該当するかどうかの判断については、高圧ガス保安法第3条の除外規定は考慮しない。</p> <p>(7) 製造所及び一般取扱所と高圧ガス施設との保安距離の特例 (H. 13. 3. 29 消防危第40号通知参考)</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (ア)及び(イ)に適合している場合</p> <p>(ア) 高圧ガス施設が保安目的のみの高圧ガス(不活性ガス)施設で、保安距離を保たなければならない製造所又は一般取扱所の専用施設である場合。</p> <p>(イ) 上記ア(イ)の措置を講じること。</p> <p>上記ア及びイはいずれにおいても危険物施設と当該高圧ガス施設を同一施設にできる(危険物施設内に当該高圧ガス施設を設置することができる)ものではなく、あくまで危険物施設と別の場所に設置された高圧ガス施設に対し、当該保安距離を緩和することができる措置である。</p> <p>なお、当該保安距離の趣旨を鑑み、原則危険物施設と高圧ガス施設を同一施設とすることはできないが、危険物を取り扱う設備が高圧ガス設備になるなど当該施設が不可分の関係になる場合は、例外として当該施設を同一施設とし、当該保安距離は免除される。</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p>
--	---

ア (略)

イ 当該空地の地盤面及び上空の部分には、
物件等が介在しないものであること。

なお保有空地の趣旨に鑑み、土又はコン
クリート等で覆われ、火災の影響を受ける
おそれのない地盤面下は、当該保有空地と
は扱わない。(グレーチング蓋に覆われた地
盤面下の溝のような火災の影響を受けるお
それのある場所は、当該保有空地の一部と
して扱う。)

ア (略)

イ 当該空地の地盤面及び上空の部分には、
物件等が介在しないものであること。

なお保有空地の趣旨に鑑み、土又はコン
クリート等で覆われ、火災の影響を受ける
おそれのない地盤面下は、当該保有空地と
は扱わない。(グレーチング蓋に覆われた
地盤面下の溝のような火災の影響を受ける
おそれのある場所は、当該保有空地の一部
として扱う。)

また、上空の高さには原則制限がない
が、申請者が下記全ての内容について保有
空地の趣旨を満たすことを客観的資料等で
証明することで、当該高さとすることがで
きる。

(ア) 保有空地内にある物件等への延焼阻止
に必要な高さについて

当該施設が火災になった際に、当該物件
への延焼が考えられず、輻射熱による
悪影響が考えられない高さとする。

なお、想定としては、当該施設内の工作
物及び危険物等(あらゆる可燃物を含
む。)が通常ある状態で火災になった状況
を検討することとし、当該危険物等が漏洩
した状況は対象外とする。

具体的には、燃焼時の輻射熱等を検討
し、引火、発火、変形又は変質等の悪影響
が生じない高さとする。ただし、当該
変形及び変質により特段危険性を生じず、
機能上特に影響を生じない場合はこの限り
ではない。この際、燃焼時間は当該可燃物
が通常燃え尽きると想定される時間とす
ること。

なお、検討の結果、当該保有空地内にあ
る物件の受ける輻射熱強度が 1.6 kW/m^2
以下であれば、当該必要な高さの基準を満
たしているものとする。

また、当該施設の工作物及び危険物等
(あらゆる可燃物を含む。)の最高高さに

最大火炎高さの4倍の高さを加算した高さは、当該要件を満たしている高さとする。

$$\text{最大火炎高さ} = \sqrt{\frac{\text{可燃物最大面積}}{\pi}} \times 3$$

※ 可燃物最大面積とは、施設内での最大可燃物面積をいい、当該可燃物と周囲の可燃物の間に倍数に応じた空地がある、別のタンクである、別棟である、同一棟であっても耐火構造の壁等で区画されている等、他の可燃物に延焼するおそれのないもの判断できる範囲の最大面積とする。

保有空地内にある物件等が耐火性を有している場合は、当該必要な高さの基準を満たしているものとして取り扱う。

(イ) 他施設からの延焼阻止に必要な高さについて

保有空地内にある物件が火災になった際に、当該施設への引火が考えられず、輻射熱による悪影響が考えられない高さとする。

なお、想定としては、当該物件が通常ある状態での燃焼だけでなく、焼損による脱落も考慮して検討すること。

具体的には、燃焼時の輻射熱等を検討し、当該施設に引火、発火、変形又は変質等の悪影響が生じない高さとする。ただし、当該変形及び変質により特段危険性を生じず、機能上特に影響を生じない場合はこの限りではない。この際、燃焼時間は当該物件が通常燃え尽きると想定される時間とすること。

なお、検討の結果、当該施設内にある物件の受ける輻射熱強度が 1.6 kW/m^2 以下であれば、当該必要な高さの基準を満たしているものとする。(当該施設から放出される可燃性蒸気等により危険場所となる場合を除く。)

また、当該施設の工作物及び危険物等

(あらゆる可燃物を含む。)と当該物件の間に、当該物件の最大火炎高さ(上記(ア)を準用)の3倍の離隔距離が確保されている場合は、当該要件を満たしているものとする。(当該施設から放出される可燃性蒸気等により危険場所となる場合を除く。)

当該保有空地内の物件が耐火性を有している等、当該物件の着火危険性が極めて低い場合は、当該必要な高さの基準を満たしているものとして取り扱う。

(ウ) 消防活動上必要な高さについて

当該施設が火災になった際に実施する消防活動に支障がない高さとする。

具体的には以下のとおりとする。

- a 高さ6m以上消火対象物がある施設、屋外タンクがある施設、その他高所放水車等を使用する可能性がある施設については、当該消火対象物の高さが20m以下の場合には30m、20mを超えるものについては当該消火対象物の高さに10mを加算した高さとする。
- b 高さ6m以上の消火対象物及び屋外タンクがない施設で、高所放水車等を使用する可能性がない施設については、当該消火対象物の高さに5mを加算した高さとする。
- c 輻射熱に伴い有毒ガスを発生する等、消防活動上に支障を生じるおそれのあるものについては、それらを考慮して高さを設定すること。

ウ 危険物を移送するための配管その他これらに準じる工作物(コンベアー、ダクト、煙道等)を保有空地内に設置する場合は、保有空地としての効用を損なわないように設けること。その他、冷却用散水設備、水幕設備、消火設備、照明設備、特定防災施設等及び当該製造所等の保安設備については、保有空地内に設けることができること。

ウ 危険物を移送するための配管その他これらに準じる工作物(コンベアー、ダクト、煙道等) (当該施設と他施設を結ぶもので、地上に設置した場合、保有空地を通らざるを得ないものに限る。)を保有空地内に設置する場合は、保有空地としての効用を損なわないように設けること。その他、冷却用散水設備、水幕設備、消火設備、照明設備、特定防災施設等及び当該製造所等

エ 設置場所が海、河川に面する等、外部の立地条件が防火上安全であって、公共危険がきわめて少ない場合には、危令第23条特例により、空地の幅を減ずることができる。（特例理由必要。特例適用願必要。）

の保安設備（当該保有空地内に設置せざるを得ないものに限る。）については、保有空地内に設けることができること。なお、これらの物件については、保有空地阻害物件として取り扱わない。

また、工事に伴い設置せざるを得ない足場等（下記キの規定により認められないものに限る。）についても、保有空地内に設置することができるが、他施設の工事に関しては「変更許可申請」の提出を要し、特例により認めることとなる。（特例理由必要。特例適用願必要。）

なお、特例要件として、必要最小限の大きさ及び期間並びに不燃物の使用（どうしても可燃物を用いなければならないものを除く。）を求め、できるだけ延焼防止及び消防活動上支障を生じないような措置を講ずること。

上記内容は50cmを超える段差を生じる地盤面の掘り起こしについても準用する。

エ 設置場所が海、河川に面する等、外部の立地条件が防火上安全であって、公共危険がきわめて少ない場合には、危令第23条特例により、空地の幅を減ずることができる。（特例理由必要。特例適用願必要。）

この際、特例要件として、当該保有空地が確保できないことにより消火が困難な箇所に対し、岸壁及び保有空地から消火できるような有効な消火設備又は当該箇所を包含するような固定の消火設備を設置すること。

なお、当該消火設備は、当該施設の消火困難区分以上の消火設備とすること。

当該消火困難区分以上の消火設備とは、危令第33条第1項に規定する著しく消火困難な製造所等に該当する場合は、同条第2項第1号に規定する消火設備、同規則第34条に規定する消火困難な製造所等に該当する場合は、同規則第33条第2項第1号又は

オ及びカ (略)

キ 保有空地は、消防の用に供される場所であることから、平坦で、かつ軟弱でないこと。

ただし、50 cm以下の段差及び不燃材でできた足場等は認められる（平成 29 年 10 月 30 日 消防危第 216 号通知参考）。

また勾配を設ける場合は、8 %以下とすること。（指導 5 %以下◆）

ク及びケ (略)

(2) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) (略)

a (略)

b 危則第13条の5第2号（ただし書きを除く。）に定める措置が講じられていること。

ただし、危則第13条の5第2号本文と同等以上と認められる措置を講じた場合はこ

第34条第2項第1号に規定する消火設備、同規則第35条第1項に規定するその他の製造所等に該当する場合は、同規則第33条第2項第1号、第34条第2項第1号又は同規則第35条に規定する消火設備をいう。

オ及びカ (略)

キ 保有空地は、消防の用に供される場所であることから、平坦で、かつ軟弱でないこと。

ただし、50cm以下の段差及び不燃材でできた足場等は認められる（平成29年10月30日 消防危第216号通知参考）。なお、たとえ50cm以下の不燃性の工作物等であっても、配管等、当該工作物の上部に人が乗り、消火活動を行うことが困難なものは、当該足場等に該当せず、原則認められない。（当該工作物等が極めて小さい等、消火活動を行う上で、支障がないと判断できるものを除く。）

また勾配を設ける場合は、8 %以下とすること。（指導 5 %以下◆）

保有空地の最も高い位置と最も低い位置の高低差が50cmを超える場合は、途中で足場等を設置することにより段差を50cm以下とするか8 %以下の勾配の坂を設置する必要があるが、当該高い位置と低い位置を結ぶ足場又は坂を設置した経路は、2方向以上にする必要がある。

ク及びケ (略)

(2) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) (略)

a (略)

b 危則第13条の5第2号（ただし書きを除く。）に定める措置が講じられていること。（地盤面から50cm以下となるように設置されたものは除く。）

ただし、危則第13条の5第2号本文と同

<p>の限りではない。 (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(ウ)及び(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 延焼の媒体になるおそれが低い場合 他の施設の配管又は内容物が可燃物である場合、おおむね当該配管が延焼の媒体とならないような場所(高さ)に設置されていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 渡り廊下の保有空地内にある部分の構造が耐火構造又は特定防火設備</p> <p>(ウ) (略)</p>	<p>等以上と認められる措置を講じた場合はこの限りではない。 (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(ウ)及び(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 延焼の媒体になるおそれが低い場合 他の施設の配管又は内容物が可燃物である場合、おおむね当該配管が延焼の媒体とならないような場所(高さ)に設置されていること。 なお、延焼の媒体とならないような場所(高さ)とは、施設内の可燃物から当該施設の保有空地として保有しなければならない水平距離が確保されている場所若しくは当該保有空地分の高低差がある場所、又は他施設の可燃物から当該水平距離が確保されている場所若しくは当該保有空地分の高低差がある場所をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 渡り廊下の構造は、耐火構造又は特定防火設備とする</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 渡り廊下に出入りするための製造所及び他用途建築物の出入口は自動閉鎖式の特定防火設備とする(常時閉鎖式とせず、感知器連動で閉鎖するものについては、当該特定防火設備の周囲3m以内に可燃物を置かない)</p> <p>(オ) 当該製造所と渡り廊下の接続部の上下(地盤面から最上部まで)及びその水平方向3m範囲内(地盤面から最上部まで)にある外壁は、出入口以外の開口部のない耐火構造とし、当該出入口は、常時閉鎖式の特定防火設備とする(ただし、当該範囲に18(7)イただし書きに示す冷却散水設備を設</p>
---	--

の条件を満足した場合は、危令第23条特例により、当該渡り廊下の設置を認める。(特例理由必要。特例適用願必要。)

なお、当該製造所と渡り廊下及び当該他用途部分が別棟となることで、当該製造所に延焼のおそれのある外壁が発生するが、この内、渡り廊下により発生した当該外壁等に措置すべき耐火構造等の措置は、危令第23条特例により免除する。(渡り廊下設置理由必要。特例適用願必要。)

5 (略)

(1)~(3) (略)

6 (略)

(1) 屋内及び屋外の判定

屋内か屋外かの判断は、建築物に該当するか該当しないかで判断し、原則建築確認申請によること。ただし、建築確認申請上非建築物であると判断されたもの又は建築確認申請未提出物件であっても、建築物の定義に該当し、明らかに屋内的用途が発生すると判断できるものについては、屋内として規制する。

なお、簡易的な物置等が建築物に該当するかどうかについては、原則通常人が中に入って使用するかどうかで判断すること

(人が中に入って使用しない場合は、物件として取り扱うこと。)

(H. 元. 7. 18 建設省住指発第239号・H. 25. 3. 29 国住指第4846号・H. 27. 2. 27 国住指第4544号参考)

置した場合は、この限りではない。)

の条件を満足した場合は、危令第23条特例により、当該渡り廊下の設置を認める。(特例理由必要。特例適用願必要。)

5 (略)

(1)~(3) (略)

(4) 掲示板に記載する品名及び数量は、施設の貯蔵又は取扱倍数として算定されないものについても記載すること。なお、その際括弧書き等、当該品名及び数量は施設の倍数として算定されないことが分かるように表記すること。

(5) 掲示板には、施設の識別ができるよう許可年月日及び許可番号を記載すること。◆

6 (略)

(1) 屋内及び屋外の判定

屋内か屋外かの判断は、建築物に該当するか該当しないかで判断し、原則建築確認申請によること。ただし、建築確認申請上非建築物であると判断されたもの又は建築確認申請未提出物件であっても、建築物の定義に該当し、明らかに屋内的用途が発生すると判断できるものについては、屋内として規制する。

なお、簡易的な物置等が建築物に該当するかどうかについては、原則通常人が中に入って使用するかどうかで判断すること

(人が中に入って使用しない場合は、非建築物として取り扱うこと。)(H.

元. 7. 18 建設省住指発第239号・H. 25. 3. 29 国住指第4846号・H. 27. 2. 27 国住指第4544号参考)

また、屋上は危則第28条の57第4項、危則第28条の60の4第3項及び屋上に航空機給油取扱所を設置する場合等の特殊な場合を除き屋内として規制するが、一棟規制の製造所又は一般取扱所において、屋上に設置する危険物を取り扱う設備（20号タンク含む）が屋外の基準を満足する場合は、政令第23条の規定を適用し認めることができる。（特例理由不要、特例適用願不要）

(2)及び(3) (略)

(4) (略)

ア (略)

イ 延焼のおそれのある外壁には出入口以外の窓等の開口部を設けることはできないが、防火上有効なダンパー等を設けた換気及び排出設備については、危令23条の規定を適用し、認めることができる。（特例理由**不要**、特例適用願**不要**）

ただし、当該換気及び排出設備は、できるだけ当該外壁を避けて設置するよう指導すること。◆

ウ 延焼のおそれのある外壁に配管等を貫通させることは原則認められないが、下記(ア)から(エ)の措置を行うことで、危令第23条の規定を適用し、認めることができる。（特例理由**不要**、特例適用願**不要**）

ただし、当該配管等は、できるだけ当該

なお、その他の機器等を囲う工作物にあっても、機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し、通常人が中に入ら使用することがないものについては、非建築物として取り扱うこと。

ここで、「通常人が中に入る」とは、通常の作業工程において必要な機器の設定、原料等の投入、必要資器材の運搬等のために人が入ることを意味し、さらに清掃、機器の異常対応及びメンテナンス等においても、頻度が1週間に1度以上あるようなものについては、当該「通常」に該当するものとして扱う。（火災等、災害対応は除く。）

また、屋上は危則第28条の57第4項、危則第28条の60の4第3項及び屋上に航空機給油取扱所を設置する場合等の特殊な場合を除き屋内として規制する。

ただし、囲い及び油分離装置並びに20号タンクの防油堤及び耐震等の構造規制等、できるだけ屋外の規制を指導すること。◆

(2)及び(3) (略)

(4) (略)

ア (略)

イ 延焼のおそれのある外壁には出入口以外の窓等の開口部を設けることはできないが、防火上有効なダンパー等を設けた換気及び排出設備については、危令23条の規定を適用し、認めることができる。（特例理由**必要**、特例適用願**必要**）

ただし、当該換気及び排出設備は、できるだけ当該外壁を避けて設置するよう指導すること。◆

ウ 延焼のおそれのある外壁に配管等を貫通させることは原則認められないが、下記(ア)から(エ)の措置を行うことで、危令第23条の規定を適用し、認めることができる。（特例理由**必要**、特例適用願**必要**）

ただし、当該配管等は、できるだけ当該

外壁を避けて設置するよう指導すること。



エ 経過措置

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（S. 63. 12. 27 政令第358号。以下「新令」という。）の規定により、既存の製造所等において、危険物の指定数量の倍数が、新令施行日（平成2年5月23日）の倍数を超えることとなった場合には、新令の基準（第5号；延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とすること。第7号；延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。）が適用されることとなる。

オ （略）

(5) （略）

(6) 屋根

ア及びイ （略）

(7) （略）

ア～オ （略）

外壁を避けて設置するよう指導すること。



エ 経過措置

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（S. 63. 12. 27 政令第358号。以下「新令」という。）の規定により、既存の製造所等において、危険物の指定数量の倍数が、新令施行日（平成2年5月23日）の倍数を超えることとなった場合には、新令の基準（第5号；延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とすること。第7号；延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。）が適用されることとなる。

なお、当該経過措置に規定する「現に存する」とは、施行の際にあった外壁を意味し、「適合しないもの」とは、施行の際に改正法令に適合しない部分を意味する。よって施行日から新たに改正法令に適合しない延焼のおそれのある外壁を増設することはできず、また、改正法令に適合しない部分が新たに発生するような周囲の建築物の増設等は認められない。

オ （略）

(5) （略）

(6) 屋根

ア及びイ （略）

ウ 屋根の上及び屋上等に物件等を設置する場合は、放爆構造（義務がかかっているものに限る。）に支障がないか確認すること。

(7) （略）

ア～オ （略）

カ 延焼のおそれのある外壁等出入口以外の開口部が認められていない箇所に設けるものその他の防火上必要なもの以外の窓又は出入口については、危令第23条の規定を適用し、不燃材料でできた非防火設備とする

<p>(8) (略)</p> <p>ア 危令第9条第1項第7号に規定する防火設備及び特定防火設備の防火戸は、防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。(H. 12. 5. 24 建設省告示第1360号、H. 12. 5. 25 建設省告示第1369号)</p> <p>(図略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 機器をオイルパン等で囲うことで周囲への流出防止を図る措置を行った場合は、当該オイルパン等の範囲が一つの機器の範囲に限定される等、比較的小規模であれば、危令第23条の規定を適用し、当該措置を当該規定の代替えとして認めることができる。(特例理由不要。特例適用願不要。)</p> <p>7 採光及び照明 (第1項第10号) 危令第9条第1項第10号に規定する「必</p>	<p>ことができる。なお、危令第10条の規定によりガラスは不燃材料として認められないが、網入りガラスにおいてはこの限りでない。(特例理由不要。特例適用願必要。)</p> <p>(8) (略)</p> <p>ア 危令第9条第1項第7号に規定する防火設備及び特定防火設備の防火戸は、建設省告示に基づいて設置する場合は、防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分を、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。(H. 12. 5. 24 建設省告示第1360号、H. 12. 5. 25 建設省告示第1369号)</p> <p>(図略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 機器をオイルパン等で囲うことで周囲への流出防止を図る措置を行った場合は、当該オイルパン等の範囲が一つの機器の範囲に限定される等、比較的小規模であれば、危令第23条の規定を適用し、当該措置を当該規定の代替えとして認めることができる。</p> <p>なお、当該オイルパン等の周囲の高さは15cm以上とし、当該容量は機器内の滞留量と10分間取扱量のうち大なる量又は27L以上とすること。ただし、安全対策等により最大漏洩量が限定できるのであればその量以上とすることができる。(特例理由不要。特例適用願不要。)</p> <p>カ 壁を設けない建築物等屋内に容易に雨水が侵入するおそれがある場合は、危令第9条第1項第12号の規定による措置を講ずること。◆</p> <p>7 採光及び照明 (第1項第10号) 危令第9条第1項第10号に規定する「必</p>
---	--

要な採光、照明設備」については、照明設備が設置されている場合で、危険物を取り扱うに際し、十分な照度が確保されていれば、危令第23条の規定を適用し、採光を設けないことができる。（特例理由不要。特例適用願不要。）

また、採光により危険物の取扱いに必要な十分な照度が確保されており、危険物の取扱いを当該照度が確保されている日中にしか行わない場合についても、危令第23条の規定を適用し、照明設備を設けないことができる。（特例理由不要。特例適用願**不要**。）

なお、窓等がなく、扉を開けた状態でないと危険物の取扱いに必要な十分な照度を確保することができない場合は、当該基準を満たしていることにはならない。

8 (略)

9 (略)

(1) 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある建築物（当該危険物を取り扱っている部分が壁等によって区画されている場合は、当該区画された部分）」とは、引火点が40℃未満の危険物**又は**引火点以上の温度にある危険物**若しくは**可燃性微粉を、大気にさらす状態で取り扱っている（吹付け、充てん、投入作業等を含む。）ものをいう。

なお当該取扱状況であっても、壁体が二方以上開放されている等、自然換気等によって当該可燃性蒸気等が有効に排出できる場合にあつては、当該建築物には該当しない。

(2) 可燃性蒸気又は微粉が滞留する場所が一部に限定される場合は、その部分のみを有効に換気できる局所排出方式とすることができる。

要な採光、照明設備」については、照明設備が設置されている場合で、危険物を取り扱うに際し、十分な照度が確保されていれば、危令第23条の規定を適用し、採光を設けないことができる。（特例理由不要。特例適用願不要。）

また、採光により危険物の取扱いに必要な十分な照度が確保されており、危険物の取扱いを当該照度が確保されている日中にしか行わない場合についても、危令第23条の規定を適用し、照明設備を設けないことができる。（特例理由不要。特例適用願**必要**。）

なお、窓等がなく、扉を開けた状態でないと危険物の取扱いに必要な十分な照度を確保することができない場合は、当該基準を満たしていることにはならない。

8 (略)

9 (略)

(1) 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある建築物（当該危険物を取り扱っている部分が壁等によって区画されている場合は、当該区画された部分）」とは、引火点が40℃未満の危険物**若しくは**引火点以上の温度にある危険物**又は**可燃性微粉を、大気にさらす状態で取り扱っている（吹付け、充てん、投入作業等を含む。）ものをいう。

なお当該取扱状況であっても、壁体が二方以上開放されている等、自然換気等によって当該可燃性蒸気等が有効に排出できる場合にあつては、当該建築物には該当しない。

(2) 可燃性蒸気又は微粉が滞留する場所が一部に限定される場合は、その部分のみを有効に換気できる局所排出方式とすることができる。（第1-7図参照）

また、室全体に排出設備を設置する場合で、当該可燃性蒸気が空気より重い場合に

<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(図略)</p> <p>(図略)</p> <p>(第1-7図)</p> <p>(7)及び(8) (略)</p> <p>10 設備と器具 (第1項第12号～第18号)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該地盤面とは地面のみならず、架台床面等も該当する。</p>	<p>は、室内に設置する排出ダクトの先端をためます等室内の最も低い位置の付近で、ためます等の維持管理に支障のないできるだけ低い位置とすること。(第1-8図参照)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(図略)</p> <p>(第1-7図)</p> <p>(図略)</p> <p>(第1-8図)</p> <p>(7)及び(8) (略)</p> <p>10 設備と器具 (第1項第12号～第18号)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) コニカルストレーナー、Y型ストレーナー及びT型ストレーナー等、内部で異物等を除去する機能はあるものの、外観上ほとんど配管の一部と扱えるものについては配管として規制するが、バケット型ストレーナー等、明らかに配管の部分と比較して容量が大きいものについては、設備として規制する。</p> <p>なお、当該内容はストレーナー以外のものについても準用する。</p> <p>11 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 危則第13条の2の2第1号に規定する「危険物の流出防止に有効な溝等」とは、以下の条件を満たすものをいう。</p> <p>(R. 6. 5. 31 消防危第170号通知)</p> <p>ア 危険物の取扱方法及び数量を考慮した幅及び深さを有する溝等によって、溝等の外側に危険物が流出しない措置とすること。</p> <p>イ 溝等は、その上部を車両等が通過する場合、車両等の重量によって変形しない構造とすること。</p> <p>このうち、上記アの「取扱方法及び数量を考慮した幅及び深さ」とは、当該溝の幅</p>
---	--

(3) 当該囲いを設置することが作業上支障を及ぼす場合は、周囲の地盤面に有効な排水溝（幅及び深さが0.15m以上のものに限る。）等を設けることで、危令第23条特例を適用し、当該囲いを免除することができる。（S.36.5.10 自消甲予発第25号参考）（特例理由必要。特例適用願必要。）

及び深さが0.15m以上で、かつ次のうち大なる量を漏洩物が溝及び貯留設備に滞留する構造のものについては当該溝及び貯留設備で、油分離槽に滞留する構造のものについては油分離槽で貯留できる容量を有するものとする。

- ① 20号タンクを除く危険物機器の最大滞留量の50%
- ② 危険物機器から最大流量で10分間漏洩した際の漏洩量（ただし、何らかの理由で漏洩量が限定できる場合はその量とする。）

(3) 危則第13条の2の2第2号に規定する「危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置」とは、危険物の取扱方法及び数量を考慮した高さ及び容量を有する囲い等によって、囲い等の外側に危険物が流出しない措置をいう。（R.6.5.31 消防危第170号通知）

なお、当該「危険物の取扱方法及び数量を考慮した高さ及び容量を有する囲い」とは、高さ0.15m以上（起算点は囲いの内側床面）のもので、かつ次のうち大なる量を貯留できる容量を有する囲いとする。

- ア 当該架台同一階層内にある20号タンクを含む危険物機器の最大滞留量の50%
- イ 危険物機器から最大流量で10分間漏洩した際の漏洩量（ただし、何らかの理由で漏洩量が限定できる場合はその量とする。）

また、「囲い等の外側に危険物が流出しない措置」とは、危険物機器がすべて架台上に設置してあり、当該危険物機器が設置してあるすべての当該架台等の階層において、当該「危険物の取扱方法及び数量を考慮した高さ及び容量を有する囲い」を同一階層のすべての危険物機器を囲う形で設置することをいう。

ちなみに、当該「危険物の流出防止に

12 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 複数階層の架台に設ける最下層以外の階層に設ける貯留設備については、各階層床面に漏洩危険物を集約するように傾斜を設け、そこから金属製の配管等により、最下層に設けた貯留設備に通ずる排水設備を設けること等により設置すること。

(5)及び(6) (略)

(7) 油分離装置は施設範囲内に設置すること。また、他施設との共用は認められないこと。

有効な囲い等を設ける措置」とは、当該架台に設置された危険物機器等から漏洩した危険物に対し、当該架台内で流出防止を完結させるためのものであるため、当該架台の各階層に設置された囲いであっても、囲い内に漏洩した危険物を当該架台外の地盤面等に配管等で送液する構造のものについては、当該囲いとしては取り扱わない。

12 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 複数階層の架台に設ける最下層以外の階層に設ける貯留設備については、各階層床面に漏洩危険物を集約するように傾斜を設け、そこから金属製の配管等により、最下層に設けた貯留設備に通ずる排水設備を設けること等により設置すること。(危則第13条の2の2第2号規定する「危険物の流出防止に有効な囲い」を除く。) ◆

(5)及び(6) (略)

(7) 油分離装置は施設の一部であるため、他施設の配管等の接続は認められない。

(8) 水に溶けない第4類の危険物のみを取り扱う施設については、貯留設備と油分離装置を配管等で接続し、上記(6)なお書きに示すような構造とすること。

水に溶けない第4類の危険物以外の危険物のみを取り扱う施設において、貯留設備に水抜口を設ける場合は、バルブを設け常時閉鎖状態とすること。

水に溶けない第4類の危険物及びそれ以外の危険物、いずれの危険物も取り扱う場合は、できるだけ漏洩経路を別系統とし、それぞれ上記に示す措置をとること。

なお、当該別系統での措置が困難な場合は、貯留設備と油分離装置を配管等で接続するとともに、当該配管等にバルブ等(常時閉鎖)を設置すること。

(9) 危則第13条の2の3に規定する「漏れた

13及び14 (略)

15 (略)

(1) (略)

ア～ウ (略)

エ 危険物施設の附属配管である危険物配管又は消火配管に設置する電気設備（配管の支持物に設置している電気設備は含まない。）

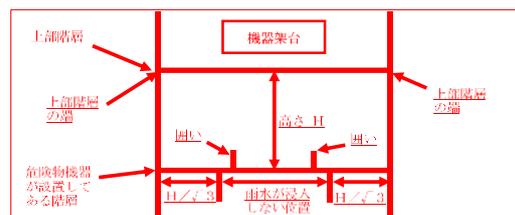
(2)及び(3) (略)

(4) 上記(3)のほか、「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」とは、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイドJNIOOSH-TR-No.44 (2012)」に規定される「危険場所」とする。ただし、状況により「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆 1994）」中の「〔参考資料 4〕危険場所の分類の例図集」及び消防庁の通知（H. 24. 3. 16 消防

危険物をとどめることができる場合」とは、危則第13条の2の2第2号に規定するすべての「危険物の流出防止に有効な囲い」に上部階層等があり、それにより当該囲い内への雨水の浸入を防げる場合をいう。

具体的には、当該囲いが当該上部階層の端から階層高さの $1/\sqrt{3}$ 倍以上内側に入った位置に設置されている場合をいう。

(第1-9図参照)



第1-9図

13及び14 (略)

15 (略)

(1) (略)

ア～ウ (略)

エ 危険物施設の附属配管である危険物配管又は消火配管に設置する電気設備（配管の支持物（建築物の天井や機器架台の上階層等から吊り下げる形で設置された支持物及び建築物の壁等に設置された片持ち梁による支持物を含む。以下同じ。）に設置している電気設備は含まない。）

(2)及び(3) (略)

(4) 上記(3)のほか、「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」とは、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイドJNIOOSH-TR-No.44 (2012)」に規定される「危険場所」とする。ただし、状況により「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆 1994）」中の「〔参考資料 4〕危険場所の分類の例図集」及び消防庁の通知（H. 13. 3. 30 消防

<p>危第77号、H. 31. 4. 24 消防危第84号 (R. 2. 1. 23 消防危第21号改正、R. 3. 3. 30 事務連絡、R. 3. 3. 31 事務連絡による「解説書」)、R. 4. 8. 4 消防危第175号) 等を参考にするなど、実態に合わせ判断すること。</p> <p>(5) 危険場所と隣接する室については、下記の措置等により、当該室を非危険場所とすることができる。</p> <p>ア及びイ (略) ウ (略)</p> <p>(7) 当該出入口を二重扉とし、二重扉間にある室(以下「前室」という。)の内圧を上昇(25Pa以上)させる</p> <p>(イ) 可燃性蒸気等に対する検知器を設置し、当該検知器が作動した際に、当該非危険場所としようとする室内にある電気設備(当該可燃性蒸気が流入した場合に対応できる防爆の電気設備を除く。)の電源を遮断する</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>等を行い、さらにこれらを二つ以上組み合わせ、二重の対策を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(6)及び(7) (略)</p>	<p>危第43号通知 (H. 24. 3. 16 消防危第77号改正)、H. 31. 4. 24 消防危第84号通知 (R. 2. 1. 23 消防危第21号改正、R. 3. 3. 30 事務連絡、R. 3. 3. 31 事務連絡による「解説書」)、R. 4. 8. 4 消防危第175号通知) 等を参考にするなど、実態に合わせ判断すること。</p> <p>なお、「ユーザーのための工場防爆電気設備ガイドJNIOSH-TR-No.44 (2012)」の「附属書2-A 換気に関する補足説明」中「(1) 具体的事例」で換気度の例が示されているが、「附属書2-B. 2 危険箇所分類の具体例」にも図示されているとおり、換気度を高換気又は中換気として取り扱うためには、換気能力だけでなく、放出源を覆い、排出設備につながるダクト等が必要であること。</p> <p>(5) 危険場所と同一建築物内にある室については原則危険場所となるが、下記の措置等により、当該室を非危険場所とすることができる。</p> <p>ア及びイ (略) ウ (略)</p> <p>(7) 当該出入口を二重扉(常時閉鎖式のものに限る。)とし、二重扉間にある室(以下「前室」という。)の内圧を上昇(危険場所と比較して25Pa以上)させる。なお、当該前室は危険場所とする。</p> <p>(イ) 可燃性蒸気等に対する検知器を設置し、当該検知器が作動した際に、当該非危険場所としようとする室内にある電気設備(当該可燃性蒸気が流入した場合に対応できる防爆の電気設備を除く。)の電源を遮断する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>等を行い、さらにこれらを二つ以上組み合わせ、二重の対策を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(6)及び(7) (略)</p>
---	---

<p>16 (略)</p> <p>17 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 危険物タンク及び危険物配管で‘構造体利用‘する場合は、JIS A 4201の2.1.4表2の最小厚さを確保すること。</p> <p>例えば、屋外貯蔵タンクを受雷部システムとして構造体利用した場合、側板等の接液部及び屋根板等の気層部ともに4mm以上の板厚を確保しなければならないものであること。</p> <p>なお、受雷部システムとして建築物等の屋根又は壁等を構造体利用する場合において、当該構造体により構成される室が一部でも危険場所になるか、又は当該室において危険物の貯蔵若しくは取り扱いがある場合については、当該構造体は「穴があいてはならない構造のもの又は高温にさらされてはならないもの」として規制する。</p> <p>(4) 消防法令上必要とされる保安設備等は内部雷保護システムの対象とし、雷に対する保護を行うこと。(H. 17. 1. 14 消防危第14号通知)</p> <p>内部雷保護システムを必要とする対象保安設備等とは、消火設備、警報設備その他危険物の貯蔵・取扱いに関係のある温度計等の計装設備をいい、照明設備等の直接危険物の貯蔵・取扱いに関係のない電気設備は、保護の対象ではない。</p>	<p>(8) リチウムイオン電池の電圧及び抵抗等を測定する設備については、危険物を取り扱う設備ではなく電気設備として取り扱う。</p> <p>(9) 電気器具(設備ではない。)の使用については、「製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」(R. 7. 6. 30 消防危第140号通知 (R. 7. 12. 17 消防危第253号改正))によること。</p> <p>16 (略)</p> <p>17 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 危険物タンク及び危険物配管で‘構造体利用‘する場合は、それぞれ適用されるJIS Z 9290-3の5.2.5表3又はJIS A 4201の2.1.4表2の最小厚さを確保すること。</p> <p>例えば、屋外貯蔵タンクを受雷部システムとして構造体利用した場合、側板等の接液部及び屋根板等の気層部ともに4mm以上の板厚を確保しなければならないものであること。</p> <p>なお、受雷部システムとして建築物等の屋根又は壁等を構造体利用する場合において、当該構造体により構成される室が一部でも危険場所になるか、又は当該室において危険物の貯蔵若しくは取り扱いがある場合については、当該構造体は「穴があいてはならない構造のもの又は高温にさらされてはならないもの」として規制する。</p> <p>(4) 消防法令上必要とされる保安設備等は内部雷保護システムの対象とし、雷に対する保護を行うこと。(H. 17. 1. 14 消防危第14号通知)</p> <p>内部雷保護システムを必要とする対象保安設備等とは、消火設備、警報設備その他危険物の貯蔵・取扱いに関係のある温度計等の計装設備をいい、照明設備等の直接危険物の貯蔵・取扱いに関係のない電気設備は、保護の対象ではない。</p>
---	--

なお、金属製工作物が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物内にある場合は、その構造上から自然的等電位ボンディングが行われているとみてよい。(JIS A 4201 2003 建築物等の雷保護 解説)

(5) 経過措置

平成17年4月1日において現に法第11条第1項の規定により許可を受けて設置されている製造所等の設備で、同日において現に存するもののうち、改正後の危則第13条の2の2に定める技術上の基準に適合しないものに係る技術上の基準については、従

なお、金属製工作物が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物内にある場合は、その構造上から自然的等電位ボンディングが行われているとみてよい。(JIS A 4201 2003 建築物等の雷保護 解説参考)

(5) 経過措置

ア 適用される避雷設備の経過措置

日本産業規格	JIS A 4201 「建築物等の避雷設備(避雷針)」 (1992等)	JIS A 4201 「建築物等の雷保護」 (2003)	JIS Z 9290-3「雷保護 - 第三部:建築物等への物的損傷及び人命の危険」
適用省令	S.59.3.5 自治省令第1号	H.17.1.14 総務省令第98号	R.6.1.29 総務省令第103号
施行日	S.59.3.5	H.17.4.1	R.7.4.1
経過措置	なし	施行の際現に存する設備で、新基準に適合しない設備は従前の例	施行日に許可を受けて設置されている製造所等の避雷設備又は令和8年3月31日までに工事に着手する製造所等の避雷設備で新基準に適合しないものは従前の例

イ 平成17年1月14日総務省令第98号の経過措置について

平成17年4月1日において現に法第11条第1項の規定により許可を受けて設置されている製造所等の設備で、同日において現に存するもののうち、改正後の危則第13条

前の例によることとされた（平成17年1月14日総務省令第3号附則第2条）。

なお、当該避雷設備が老朽化等で取替えられた場合、当該取替えられた避雷設備は、施行の際、現に存するものとはならないため、JIS A 4201 2003（以下「新JIS」という。）に適合する必要があること。

また、当該経過措置にある「従前の例による」とは、あくまでも新JISに適合しない箇所があれば、その部分については新JISに適合させる必要がないというものであり、少しでも新JISに適合しない部分があれば、全ての部分についてJIS A 4201 1992等、以前のJIS A 4201が適用されるというものではない。

の2の2（現13条の2の4）に定める技術上の基準に適合しないものに係る技術上の基準については、従前の例によることとされた（平成17年1月14日総務省令第3号附則第2条）。

なお、当該避雷設備が老朽化等で取替えられた場合、当該取替えられた避雷設備は、施行の際、現に存するものとはならないため、JIS A 4201 2003に適合する必要があること。

また、当該経過措置にある「従前の例による」とは、あくまでもJIS A 4201 2003に適合しない箇所があれば、その部分については同JISに適合させる必要がないというものであり、少しでも同JISに適合しない部分があれば、全ての部分についてJIS A 4201 1992等、以前のJIS A 4201が適用されるというものではない。

ウ 令和6年1月29日総務省令第103号の経過措置について

当該経過措置に規定されている「設置されている」及び「工事に着手する」対象は「製造所等」ではなく「避雷設備」とする。

なお、工事着手時期が不明なものについては、令和8年3月31日までに許可されているものに限り、当該規定日までに工事が着手されたものと見なす。

経過措置により従前の技術上の基準が適用されている令和7年4月1日までに設置された避雷設備及び令和8年3月31日までに着手された避雷設備において、当該避雷設備が老朽化等で取替えられた場合、当該取替えられた日が当該経過措置適用要件を満たさなくなる場合は、JIS Z 9290-3に適合させる必要がある。

また、「従前の例による」の考え方については、上記イを準用する。

エ 既設の建築物等の屋上等に新設された保

(6) (略)

ア 同一敷地内において、同一の管理権原下にある他の政令危険物施設に付随する避雷設備（JISの規定する基準を満足する。以下同様）の保護範囲に含まれる場合。（第1-8図参照）

イ～エ (略)

(第1-8図)

(図略)

(第1-9図)

(図略)

(7) 保護すべき対象物は、原則許可施設範囲内にあるあらゆる建築物、工作物（配管及びこれに準ずる工作物、基礎、囲い及び防油堤等、消火設備並びに警報設備は除く。）及び危険物が該当するが、落雷しても火災危険が著しく低いと判断できる場合（不燃性の物質を取り扱う不燃材でできた工作物等（建築物は免除できない。））は、危令23条特例を適用し、免除することができる。（特例理由不要。特例適用願必要。）

護対象物に対する経過措置について

改正前の基準に適合し、改正後の基準に適合していない（受雷部システムの包含範囲に入っていない等）建築物等の屋上等に避雷設備の保護対象物を設置する場合は、当該保護対象物に対し改正後の基準が適用される。

(6) (略)

ア 同一敷地内において、同一の管理権原下にある他の政令危険物施設に付随する避雷設備（JISの規定する基準を満足する。以下同様）の保護範囲に含まれる場合。（第1-10図参照）

イ～エ (略)

オ 上記ア～エに関しても、上記(5)に記載の経過措置が適用される。

(第1-10図)

(図略)

(第1-11図)

(図略)

(7) 保護すべき対象物は、原則許可施設範囲（保有空地を含む。）内（地盤面の範囲内）にあるあらゆる建築物、工作物（配管及びこれに準ずる工作物、基礎並びに囲い等は除く。）及び危険物が該当するが、落雷しても火災危険が著しく低いと判断できる場合（機能不全になっても他に危険性及ばさないので、不燃性の物質を取り扱う不燃材でできた工作物等（建築物は免除できない。））は、危令第23条特例を適用し、免除することができる。（特例理由不要。特例適用願必要。）

保護対象物となるものの例としては、建築物、機器架台及び危険物機器等が該当し、地盤面、貯留設備、油分離装置、配線及び配管（支持物を含む。）等は当該対象物とはならない。

照明設備、換気設備、排出設備、計装機器、消火設備及び警報設備等に関しては、

<p>18 危険物を取り扱うタンク（第1項第20号） （略） (1)～(3) （略） (4) （略） ア～オ （略） カ 工作機械等と一体とした構造の油圧用タンク ※ 「工作機械等と一体とした構造の油圧用タンク」とは機械本体の内部に完全に組み込まれたタンクをいうものであり、下記のような構造のものは当該タンクには含まれず、すべて20号タンクに該当する。（第1-10図参照） A及びB （略） C （図略） タンク、モーター及びポンプ全体が設備の上に乗っている場合</p>	<p>上記避雷設備保護対象物に直接設置されているものについては当該対象物とするが、それ以外のものについては非対象物とする。</p> <p>電気設備については、計装機器等比較的小型（縦、横及び高さ等の寸法がいずれも1m未満）のものは上記照明機器等と同様に扱うが、発電機及び変電設備等比較的大型（縦、横及び高さ等の最大寸法が1m以上）の設備については、設置場所にかかわらず避雷設備保護対象物とする。</p> <p>上記以外の非危険物を取り扱う機器については、取り扱う物質が可燃物である場合には設置場所にかかわらず保護対象物とし、取り扱う物質が不燃物である場合には比較的大型（縦、横及び高さ等の最大寸法が1m以上）のものについては設置場所にかかわらず保護対象物とし、比較的小型（縦、横及び高さ等の寸法がいずれも1m未満）のものについては上記照明機器等と同様に扱う。</p> <p>18 危険物を取り扱うタンク（第1項第20号） （略） (1)～(3) （略） (4) （略） ア～オ （略） カ 工作機械等と一体とした構造の油圧用タンク ※ 「工作機械等と一体とした構造の油圧用タンク」とは機械本体の内部に完全に組み込まれたタンクをいうものであり、下記のような構造のものは当該タンクには含まれず、すべて20号タンクに該当する。（第1-12図参照） A及びB （略） C （図略） タンク、モーター及びポンプ全体が設備の上に乗っている場合</p>
--	--

第1-10図

キ 上部開放型のタンク並びに工作機械等と一体とした構造の切削油タンク及び作動油タンク (S. 58. 11. 7 消防危第107号通知)

ク～シ (略)

(5) (略)

(6) 20号タンクの容量算定

ア (略)

(7) (略)

(イ) 特殊の構造又は設備を用いる一定量の算定は、算定量の少ない方の量とし、次によること。

a～d (略)

イ (略)

(7) (略)

ア～エ (略)

オ 危険物の量を自動的に表示する装置について

(7) 危険物が過剰に注入されることによる危険物の漏洩を防止することができる構造又は設備を有するタンクにあつては、危令第23条の規定を適用し、危険物の量を自動的に表示する装置を設けないことができること。(特例理由必要。特例適用願必要。)

構造例として前(5)のもの等が該当すること。

漏洩防止のための設備等が設けられることにより過剰注入のおそれがないタンクであり、運転管理上必要がない場合には、危険物の量を自動表示する装置を設置する意味がなく、その設置を免除するものである。

(イ) タンクの構造又は取扱い上取り付ける

第1-12図

キ 上部開放型のタンク並びに工作機械等と一体とした構造の切削油タンク及び作動油タンク (S. 58. 11. 7 消防危第107号通知)

なお、上部開放型のタンクは原則20号タンクに該当しないが、上部開放型にする必要がなく、明らかに一時貯蔵を目的としているものについては、20号タンクとして規制すること。

ク～シ (略)

(5) (略)

(6) 20号タンクの容量算定

ア (略)

(7) (略)

(イ) 特殊な構造又は設備を用いる一定量の算定は、次によること。

a～d (略)

イ (略)

(7) (略)

ア～エ (略)

オ 危険物の量を自動的に表示する装置について

(7) 危険物が過剰に注入されることによる危険物の漏洩を防止することができる構造又は設備を有するタンクにあつては、危令第23条の規定を適用し、危険物の量を自動的に表示する装置を設けないことができること。(特例理由必要。特例適用願必要。)

構造例として前(5)のもの等が該当すること。

(イ) タンクの構造又は取扱い上取り付ける

ことが不可能な場合、又は取り付けても効果が認められない場合は、危令第23条の規定を適用し、自動**覚知**装置にかえてタンクに収納されている危険物の量が確認できる他の方法をもって替えることができること。（特例理由必要。特例適用願必要。）

(ウ) ガラスゲージを用いる場合は、屋外タンク貯蔵所の基準の例によること。◆

キ (略)

(8) (略)

ア～ウ (略)

エ 20号防油堤に設ける水抜き口等について
20号防油堤には、水抜き口及びこれを開閉する弁を設けることとされているが、次の(ア)及び(イ)に適合する場合には、危令第23条の規定を適用し、当該設備を設けないことができる。（特例理由必要。特例適用願必要。）

(ア) (略)

(イ) 20号防油堤内の20号タンクのうち、その容量が最大であるタンクの容量以上の危険物を分離する能力を有する油分離装置が設けられていること。

なお、当該危険物を分離する能力とは、油分離装置で分離された油分を有効に保持できる容量をいう。

オ～キ (略)

(9) (略)

ア 架構上の20号タンクに対する防油堤
架構上の20号タンクについては、架構上に20号防油堤を設けないことができるが、その場合、当該架構の周囲の地盤面に20号防油堤を設置する必要がある。

なお、当該20号防油堤には、架構内すべての20号タンクの容量を確保するよう指導する。◆

また、架構上において流出した油は、鋼

ことが不可能な場合、又は取り付けても効果が認められない場合は、危令第23条の規定を適用し、自動**表示**装置にかえてタンクに収納されている危険物の量が確認できる他の方法をもって替えることができること。（特例理由必要。特例適用願必要。）

(ウ) ガラスゲージを用いる場合は、屋外タンク貯蔵所の基準の例によること。◆

なお、ガラスゲージ未使用時には、バルブを閉鎖するよう指導すること。◆

カ (略)

(8) (略)

ア～ウ (略)

エ 20号防油堤に設ける水抜口の弁について
20号防油堤には、水抜口に開閉する弁を設けることとされているが、次の(ア)及び(イ)に適合する場合には、危令第23条の規定を適用し、当該設備を設けないことができる。（特例理由必要。特例適用願必要。）

(ア) (略)

(イ) **水抜口の先に**、20号防油堤内の20号タンクのうち、その容量が最大であるタンクの容量以上の危険物を分離する能力を有する油分離装置が設けられていること。

なお、当該危険物を分離する能力とは、油分離装置で分離された油分を有効に保持できる容量をいう。

オ～キ (略)

(9) (略)

ア 架構上の20号タンクに対する防油堤
架構上の20号タンクについては、架構上に20号防油堤を設けないことができるが、その場合、当該架構の周囲の地盤面に20号防油堤を設置する必要がある。

なお、当該20号防油堤には、架構内すべての20号タンクの容量を確保するよう指導する。◆

また、架構上において流出した油は、鋼

製その他の金属製の配管等により安全に20号防油堤内に導ける構造とするよう指導する。◆（20号タンク周囲に危険物取扱設備があり、当該配管等が傾斜の一部となっている場合は義務とする。）

イ タンクの耐震及び耐風圧性能において耐震及び耐風圧性能が求められる範囲は、架構上に設置されたタンク及びこれを支えるための支柱のみで、架構本体に当該性能が求められるものではない。これは配管の支柱も同様とする。

ウ 支柱の耐火性能について耐火性能が求められる範囲は、架構上に設置されたタンクを支えるための支柱のみで、架構本体に耐火性能が求められるものではない。これは配管の支柱も同様とする。

エ 危則第21条の2第3号に規定する「前各号に掲げるものと同等以上の底板の腐食を防止することができる措置」とは、以下の(ア)及び(イ)の条件を満たしたものが該当する。

(ア) 架構内等、雨水等の浸入のおそれがない場所に設置されていること。

(イ) 設置場所の地盤面がコンクリート又は金属（タンク底板材質に悪影響をもたらさないもの）等、特に腐食を引き起こす原因とならないような材質で造られていること。

(10) (略)

(11) 完成検査前検査等

大量生産のタンク等、完成検査前検査を受ける際に当該タンク容量が危令第5条第2項又は第3項のいずれが適用されるか未定である場合には、危令第5条第2項の例により算定されたタンク容量を記載すること。

当該容量が、同条第3項により算定されることとなった場合には改めて完成検査前

製その他の金属製の配管等により安全に20号防油堤内に導ける構造とするよう指導する。◆

イ タンクの耐震及び耐風圧性能において耐震及び耐風圧性能が求められる範囲は、架構上に設置されたタンク及びこれを支えるための支柱のみで、架構本体に当該性能が求められるものではない。

ウ 支柱の耐火性能について耐火性能が求められる範囲は、架構上に設置されたタンクを支えるための支柱のみで、架構本体に耐火性能が求められるものではない。これは配管の支持物も同様とする。

エ 危則第21条の2第3号に規定する「前各号に掲げるものと同等以上の底板の腐食を防止することができる措置」については、第4節12(5)によること。

(10) (略)

検査を受ける必要はないこと。

ただし、姫路市以外の市町村で設置されるタンクについては、当該市町村の担当者等に確認すること。

19 (略)

- (1) 同一機器どうしに接続された配管及び固定されていない容器等に投入されるようなホース等は、ここでいう配管に該当しない。

当該同一機器の判断については、個別具体的に実状にあわせて行っていくべきであるが、少なくとも以下のようなものは、同一機器として判断する。

ア 同一容器内等に収まっているもの

イ メーカーが一つの機器として製造したもの（一つの機器として型番が付されている等）で、一カ所に集約（結合されている等）されており、一体とした機能を有していると判断できるもの

また、同一機器どうしに接続された配管は当該機器の一部、容器等に投入されるようなホース等は器具の一部として規制する。

(略)

(2) (略)

第1-2表 配管材料表

19 (略)

- (1) 機器間を送液するための配管は原則当該規制を受ける配管として扱うが、同一機器どうしに接続された配管及び固定されていない容器等に投入されるようなホース等は、ここでいう配管に該当しない。

当該同一機器の判断については、個別具体的に実状にあわせて行っていくべきであるが、基本的には離れている機器どうしは同一機器とは扱わず、また、当該複数の機器が一つの機能を果たすための一部品と見れないものは、当該同一機器とは判断しない。

一例としては以下のようなものが該当する。

ア 非常用発電機及び切削機器等、同一外装内等に収まっているもので、架台等を介してではなく機器本体どうしが結合されているもの又は接しているもの（メーカーが同一機器として作成したもので、人が内部に入れず、外装の機能を果たすために必要となる最小限の空間のみを有しているものに限る。）

イ メーカーが一つの機器として製造したもの（一つの機器として型番が付されている等）で、架台等を介してではなく機器本体どうしが結合され、又は接しており、明らかに一体とした機能を有していると判断できるもの

また、同一機器どうしに接続された配管は当該機器の一部、容器等に投入されるようなホース等は器具の一部として規制する。

(略)

(2) (略)

第1-2表 配管材料表

規格番号		種類	記号
(略)	(略)	(略)	(略)
JIS	H 4090	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A-TW、A-TWS
	H 4630	配管用チタン管	TTP
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(3)及び(4) (略)

(5) 可撓管継手の基準については、資料編「可撓管継手に関する技術上の基準」によること。

(6) (略)

(7) 配管を地盤面下に設ける場合は、次によること。

ア～ウ (略)

エ 地下に埋設した配管をフランジ結合又はネジ込み結合する場合は、鉄筋コンクリート製又は鉄板製の点検ボックスを設けること。

オ 地下室内の架空配管、地下タンク室内の配管、容易に点検できるピット内の配管（ピット内に流入する土砂、水等により腐食するおそれのあるものを除く。）及びコンクリートに接触している箇所（当該コンクリートと配管の隙間に流入する水等により腐食するおそれのあるものを除く。）については、地上配管の防食措置と同様とすることができること。

また、腐食性のない材質で造った気密構造の管内に金属配管を通す二重配管方式のものについても、地上配管の防食措置と同

規格番号		種類	記号
(略)	(略)	(略)	(略)
JIS	(削除)	(削除)	(削除)
	H 4630	チタン及びチタン合金-継目無管	TTP、TATP
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(3)及び(4) (略)

(5) 可撓管継手の基準については、資料編「可撓管継手に関する技術上の基準」によること。◆（危令第9条第1項第20号の規定により準用する危令第11条第1項第12号の2及び危令第12条第1項第11号の2の規定に基づき設置する等、緩衝性を持たせることが義務である場合は、当該内容を義務とする。）

(6) (略)

(7) 配管を地盤面下に設ける場合は、次によること。なお、危令第9条第1項第21号ハ及びホに規定する「地下」とは、地盤面下を意味する。

ア～ウ (略)

エ 地下に埋設した配管をフランジ結合又はネジ込み結合する場合は、鉄筋コンクリート製又は鉄板製等の点検ボックスを設けること。

オ 地下室内の架空配管、地下タンク室（埋設された地下貯蔵タンクの室ではなく、タンクの設置された地下室）内の配管、ピット内の配管（ピット内に流入する土砂、水等により腐食するおそれのあるものを除く。）及びコンクリートに接触している箇所（当該コンクリートと配管の隙間に流入する水等により腐食するおそれのあるものを除く。）については、地上配管の防食措置と同様とすることができること。（特例理由不要。特例適用願不要。）

また、腐食性のない材質で造った気密構

<p>様とすることができる。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(表略)</p>	<p>造の管内に金属配管を通す二重配管方式のものについても、地上配管の防食措置と同様とすることができる。(特例理由不要。特例適用願不要。)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>ア 危告示と同等以上の防食措置例(表略)</p>												
<p>イ 危告示による方法</p> <table border="1" data-bbox="245 589 782 786"> <thead> <tr> <th>施工方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン被覆鋼管 (JIS G 3469)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	施工方法	備考	(略)	(略)	ポリエチレン被覆鋼管 (JIS G 3469)	(略)	<p>イ 危告示による方法</p> <table border="1" data-bbox="836 589 1378 786"> <thead> <tr> <th>施工方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン被覆鋼管 (JIS G 3477-1, 2, 3)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	施工方法	備考	(略)	(略)	ポリエチレン被覆鋼管 (JIS G 3477-1, 2, 3)	(略)
施工方法	備考												
(略)	(略)												
ポリエチレン被覆鋼管 (JIS G 3469)	(略)												
施工方法	備考												
(略)	(略)												
ポリエチレン被覆鋼管 (JIS G 3477-1, 2, 3)	(略)												
<p>(10) 危則第13条の5第1号に規定する「安全</p>	<p>(10) 危則第13条の4に規定する「地下の電氣的腐食のおそれのある場所」は次に掲げる場所が該当するが、配管等の設置場所の土壌の抵抗率、電位勾配等を勘案し総合的に判断すること。</p> <p>ア 一般的には、直流電気鉄道の帰線からおおむね1 km以内の場所</p> <p>イ 直流電気設備（電解設備その他これらに類する直流電気設備をいう。）の周辺</p> <p>なお、当該場所に行う電気防食については、危告示第4条の規定によるほか、JSCE S 1901：2019（R. 2. 3. 27 消防危第89号通知）によること。</p> <p>ただし、埋設配管設置と同時に当該配管に対し流電陽極方式電気防食を実施する場合は、「新設危険物施設の鋼製地下配管に適用する電気防食規格及びガイドライン」（JSCE S 2501:2025）によること。（R. 7. 12. 25 消防危第260号通知）</p> <p>(11) 危則第13条の5第1号に規定する「地上」とは、地盤面上のみならず、海上に設置された機器架台の各階層上、地盤面に設置された建築物の各階の床及び機器架台の各階層上等を意味する。</p> <p>(12) 危則第13条の5第1号に規定する「安全</p>												

な構造」は、強度計算によって確認するものであること。ただし、高さ1.5m以下の支柱については、当該確認を要さず、鋼材又はこれと同等以上の強度を有する材質で造られ、地盤面にアンカー等で固定されていれば、当該構造を満たしているものとする。

(11) 危則第13条の5第2号の規定による「同等以上の耐火性を有する」とは、1時間耐火をいうものであること。なお、当該耐火性が求められる対象は、当該危険物配管が設置されている高さ以下で、強度計算に含まれている部位とする。

(12) (略)

ア 支持物の高さが1.5m以下で、不燃材料で造られたものである場合

イ 支持物が製造所等の存する事業所の敷地内に設置され、かつ、不燃材料で造られたもので次のいずれかに該当する場合

(ア) その支持する配管のすべてが高引火点危険物を100℃未満の温度で取り扱うもの

(イ) その支持する配管のすべてが引火点

な構造」は、強度計算によって確認するものであること。ただし、長さ1.5m以下の支持物については、当該確認を要さず、鋼材又はこれと同等以上の強度を有する材質で造られ、地盤面にアンカー等で固定されていれば、当該構造を満たしているものとする。

なお、当該長さとは上記(11)で定義した地上に設置された支持物の長さ（地上との接続部から配管を支持している梁等を支持している位置までの支持物の長さをいう。以下同じ。）、工作物等から水平方向等に張り出した支持物の長さ（工作物等との接続部から配管等を支持している位置までの支持物の長さをいう。以下同じ。）又は天井等から吊り下げられた支持物の長さ（天井等との接続部から配管を支持している梁等までの支持物の長さをいう。以下同じ。）を意味し、当該支持物が設置されている建築物や機器架台等は当該長さを含めない。

また、当該建築物や機器架台等は当該支持物としては取り扱わない。

(13) 危則第13条の5第2号の規定による「同等以上の耐火性を有する」とは、1時間耐火をいうものであること。なお、当該耐火性が求められる対象は、当該危険物配管が設置されている高さ以下で、強度計算に含まれている部位とする。（配管を直接受ける梁、それを支える支柱及び耐震強度計算に含まれているブレース等が該当する。）

(14) (略)

ア 支持物の長さが1.5m以下で、不燃材料で造られたものである場合

イ 支持物が製造所等の存する事業所の敷地内に設置され、かつ、不燃材料で造られたもので、支持物（対象となる支柱及びその間の梁等を含む。）の周囲（水平距離3m未満の場所）に可燃物（電気配線の被覆等、仮に燃焼しても明らかに当該支持物の

<p>40℃以上の危険物を取り扱う配管であって、周囲（建築物、工作物等から水平距離3m未満の場所をいう。以下(ウ)においても同じ。）に火気等を取り扱う設備の存しないもの</p> <p>(ウ) 周囲に危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備及び火気等を取り扱う設備が存しないもの</p> <p>ウ～カ （略）</p> <p>(13) 危則第13条の4に規定する「地下の電氣的腐食のおそれのある場所」は次に掲げる場所が該当するが、配管等の設置場所の土壌の抵抗率、電位勾配等を勘案し総合的に判断すること。</p> <p>ア 一般的には、直流電気鉄道の帰線からおおむね1km以内の場所</p> <p>イ 直流電気設備（電解設備その他これらに類する直流電気設備をいう。）の周辺当該場所に行う電気防食については、危告示第4条の規定によるほか、資料編「地下配管等の電気防食」又は、JSCE S 1901：2019（R.2.3.27 消防危第89号通知）によること。</p> <p>(14) 危険物を取り扱う配管の洗浄等を頻繁に行うために継手を用いる場合は、常時点検できる場所に設ける場合に限り、カップラー等を使用することができる。</p> <p>(15) （略）</p> <p>(16) （略）</p> <p>(17) （略）</p> <p>(18) （略）</p> <p>20 危令第9条第3項の総務省令で定める危険物（第3項）</p> <p>危則第13条の7に規定する「これらのいずれかを含むもの」とは、当該物質を含有することで、当該物質特有の危険性を</p>	<p>強度に影響を及ぼさないと判断できるものは除く。）又は火気等を取り扱う設備（支持する配管に引火点40℃未満の液状物質が取り扱われている場合は、電気設備及び火花を発生する設備を含む。）の存しない場合</p> <p>ウ～カ （略）</p> <p>キ 強度計算等により、火災発生により想定される熱影響を受けても、当該支持物により配管が十分支持できると判断できる場合</p> <p>(15) 危険物を取り扱う配管の洗浄等を頻繁に行うために継手を用いる場合は、常時点検できる場所に設ける場合、カップラー等を使用することができる。</p> <p>(16) （略）</p> <p>(17) （略）</p> <p>(18) （略）</p> <p>(19) （略）</p> <p>20 危令第9条第3項の総務省令で定める危険物（第3項）</p> <p>危則第13条の7に規定する「これらのいずれかを含むもの」とは、当該物質を含有することで、当該物質特有の危険性を</p>
--	--

有することから、危則第13条の8、第13条の9又は第13条の10までの措置が必要となるものを指す。

よって、当該物質を含有していても、含有量が微量のため、含有前の物質と危険性に違いを生じないような場合は、「これらのいずれかを含有するもの」としては扱わない。

なお、当該「危険性に違いが生じない」という性状については、申請者により示す必要があり、当該根拠を提示できない場合は、原則「これらのいずれかを含有するもの」として扱う。

21 (略)

(1) (略)

(2) 危則第13条の10第4号において鉄イオン等(鉄イオン等には、鉄、銅などの金属のイオンが含まれる。)の混入による危険な反応を防止するための措置を講ずることとあるが、危険な反応を防止するための措置としては、例えば、ゴム、ガラス等による内面コーティング、繊維強化プラスチック等の非金属材料の使用又はステンレス鋼等の鉄イオン等が溶出しにくい金属材料の使用による鉄イオン等溶出防止措置にあわせて、鉄イオン等の濃度を定期的に測定する装置の設置が必要である。(H. 13. 10. 11 消防危第112号通知)

(3) (略)

有することから、危則第13条の8、第13条の9又は第13条の10の措置が必要となるものを指す。

よって、当該物質を含有していても、含有量が微量のため、含有前の物質と危険性に違いを生じないような場合は、「これらのいずれかを含有するもの」としては扱わない。

なお、当該「危険性に違いが生じない」という性状については、申請者により示す必要があり、当該根拠を提示できない場合は、原則「これらのいずれかを含有するもの」として扱う。

21 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) 危則第13条の10第4号において鉄イオン等(鉄イオン等には、鉄、銅などの金属のイオンが含まれる。)の混入による危険な反応を防止するための措置を講ずることとあるが、危険な反応を防止するための措置としては、例えば、ゴム、ガラス等による内面コーティング、繊維強化プラスチック等の非金属材料の使用又はステンレス鋼等の鉄イオン等が溶出しにくい金属材料の使用による鉄イオン等溶出防止措置にあわせて、鉄イオン等の

22～24 (略)

第2節 一般取扱所 (危令第19条)

1 (略)

(1) (略)

(2) 規制範囲

危令第19条第1項の一般取扱所の許可単位は、第2章第1設「製造所」の例による。

2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア 危険物を消費する工程の場合は、使用形態に応じて最大となる日の消費量とすること。

また、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油を使用する場合には、許可数量等の算定にあたって合算する。

ただし、第2章第1節「製造所」2(5)によること。

なお、サービスタンクについては、当該サービスタンクの容量が一日の取扱量より少ない場合は、取扱量に加える必要はないこと。

イ 危険物を循環させて取り扱う場合は、当該施設における瞬間最大停滞量とすること。(S. 40. 4. 15 自消丙予発第71号通知)

例えば、油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、装置系統内のリザーバタンクや配管等を含む総量(瞬間最大停滞量とする。)をもって算定する。

ただし、当該油圧作動油等の一時貯蔵タンクと当該油圧設備等を別施設として規制する場合は、当該油圧設備等の数量にあつては、1日の最大循環量(循環していないものについては、1度に取り扱われる量×

濃度を定期的に測定する装置の設置が必要である。(H. 13. 10. 11 消防危第112号通知)

22～24 (略)

第2節 一般取扱所 (危令第19条)

1 (略)

(1) (略)

(2) 規制範囲

危令第19条第1項の一般取扱所の許可単位は、第1節「製造所」の例による。

2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア 危険物を消費する工程の場合は、使用形態に応じて最大となる日の消費量とすること。

また、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油を使用する場合には、当該使用量を合算する。

ただし、第1節「製造所」2(5)によること。

なお、サービスタンクについては、当該サービスタンクの容量が一日の取扱量より少ない場合は、取扱量に加える必要はないこと。

イ 危険物を循環させて取り扱う場合は、当該施設における瞬間最大停滞量とすること。(S. 40. 4. 15 自消丙予発第71号通知参考)

例えば、油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、装置系統内のリザーバタンクや配管等を含む総量(瞬間最大停滞量とする。)をもって算定する。

ただし、当該油圧作動油等の一時貯蔵タンクと当該油圧設備等を別施設として規制する場合は、当該油圧設備等の数量にあつては、1日の最大循環量(循環していない

<p>1日の最大取扱回数等)により算定する。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 化学工業の一般取扱所等で危険物をリサイクルして使用する場合は、瞬間最大停滞量と一日の使用量の合算したものとすること。</p> <p>(図略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 保安距離については、原則、第2章第1節「製造所」の規定を準用する。</p> <p>(2) 危令第9条第1項第1号ただし書きに規定する、保安距離を短縮することができる「防火上有効な塀」は、原則、第2章第1節「製造所」3(3)のとおりであるが、以下の条件に適合(いずれも適合)する施設については、当該塀の高さを2m以上とすることができる。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>4 危令第19条第1項特例関係</p> <p>一般取扱所については、第2章第1節「製造所」によるほか、位置、構造及び設備が特殊な対象については、危令第19条第2項、第3項及び第4項に定めるものを除</p>	<p>ものについては、1度に取り扱われる量×1日の最大取扱回数等)により算定する。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 化学工業の一般取扱所等で危険物をリサイクルして使用する場合は、瞬間最大停滞量と一日の消費量の合算したものとすること。</p> <p>(図略)</p> <p>(3) 車載用リチウムイオン蓄電池の製造に伴い、当該蓄電池を一時的に建築物内に置く場合の危険物数量の算定については、「鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池に係る指定数量について」(R. 5. 7. 7 消防危第214号通知)によることができる。</p> <p>(4) キュービクル式蓄電池の設置については、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」(H. 23. 12. 27 消防危第303号通知 (R. 6. 7. 2 消防危第200号改正、R. 6. 9. 17 事務連絡修正))及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R. 7. 3. 28 消防危第56号通知)によることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) 保安距離については、原則、第1節「製造所」の規定を準用する。</p> <p>(2) 危令第9条第1項第1号ただし書きに規定する、保安距離を短縮することができる「防火上有効な塀」は、原則、第1節「製造所」3(3)のとおりであるが、以下の条件に適合(いずれも適合)する施設については、当該塀の高さを2m以上とすることができる。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>4 危令第19条第1項特例関係</p> <p>一般取扱所については、第1節「製造所」によるほか、位置、構造及び設備が特殊な対象については、危令第19条第2項、第3項及び第4項に定めるものを除き同条</p>
--	--

<p>き同条第1項の特殊な基準として、次により運用することができるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 空地进行を保有すべき範囲内に海、河川、運河等がある場合（海、河川、運河等に近接して設置しなければならないものに限る。）は、当該部分について、危令第23条を適用し、危令第9条第1項第2号の規定を免除できる。（特例理由必要。特例適用願必要。）</p> <p>エ～キ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) その他参考通知 ア 「海水油濁防止のための廃油処理施設の規制について」 (S. 48. 8. 2 消防予第</p>	<p>第1項の特殊な基準として、次により運用することができるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 空地进行を保有すべき範囲内に海、河川、運河等がある場合（海、河川、運河等に近接して設置しなければならないものに限る。）は、当該部分について、危令第23条を適用し、危令第9条第1項第2号の規定を免除できる。（特例理由必要。特例適用願必要。）</p> <p>この際、特例要件として、第1節4(1)エを準用する。</p> <p>エ～キ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) リチウムイオン蓄電池を取扱う一般取扱所 ア リチウムイオン蓄電池の取扱いに係る運用については、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」(H. 23. 12. 27 消防危第303号通知 (R. 6. 7. 2 消防危第200号改正、R. 6. 9. 17 事務連絡修正))、「耐火性収納箱を用いたリチウムイオン蓄電池の荷さばき作業に係る運用について」(R. 6. 12. 11 消防危第352号通知)及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R. 7. 3. 28 消防危第56号通知)によることができる。 イ リチウムイオン蓄電池の危険物規制に係る運用等に関する試験確認及び技術援助については、「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する情報提供について」(R. 7. 3. 28 事務連絡)によること。</p>
---	---

<p>120号通知)</p> <p>イ 「移動タンク貯蔵所のタンク内の残ガス排出設備の設置について」 (S. 52. 3. 22消防危第41号)、「危険物一般取扱所(ローリー積場)内の残ガス排出設備の設置について」(S. 56. 10. 6 消防危第129号通知)</p> <p>ウ 「索道により危険物を運搬する場合の危険物の規制について」(S. 58. 11. 30 消防危第126号通知)</p> <p>エ 「溶剤回収装置の規制について」 (S. 59. 6. 8 消防危第54号通知)</p> <p>オ 「貨物駅操車場内における危険物の取扱いについて」(S. 58. 11. 16 消防危第118号通知)(特例理由必要。特例適用願必要。)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 区画室単位の規制 危則第28条の55第2項、第28条の55の2第2項、第28条の56第2項、第28条の57第2項、第28条の60第2項、第3項、第28条の60の2第2項、第28条の60の3第2項、第28条の60の4第2項</p> <p>イ 設備単位の規制 危則第28条の55の2第3項、第28条の56第3項、第28条の57第3項、危則第28条の60第4項、第28条の60の2第3項</p> <p>ウ 屋上の設備単位の規制 危則第28条の57第4項、第28条の60の4第3項</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア 区画室単位の規制をする場合(例:ボイラー設備等) (略)</p> <p>(ア)～(ウ) (略) (図略)</p> <p>イ 設備単位の規制をする場合(例:ボイラ</p>	<p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア 区画室単位の規制をする場合 (略)</p> <p>(ア)～(ウ) (略) (図略)</p> <p>イ 設備単位の規制をする場合</p>
---	---

<p>一設備等)</p> <p>(略)</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(図略)</p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>(7) 区画室単位で規制される一般取扱所のうち、当該建築物の他用途部分との間に「出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁」が要求されるものにあつては、危令第23条を適用し、当該区画壁に、防火上有効にダンパー等を設けた換気又は排出設備を設置して差し支えない。(H. 2. 3. 31 消防危第28号通知参考) (特例理由必要。特例適用願必要。)</p> <p>なお、他用途部分とは、同一建築物内で、当該一般取扱所施設外の部分をいうものであり、例えば、当該一般取扱所に隣接して区画室単位で規制される一般取扱所を設ける場合もこれに含まれる。</p> <p>また、「これと同等以上の強度を有する構造」には、高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さ75mm以上のもの、「耐火構造の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1399号)第1第1号に適合する壁及び第3第1号に適合する床、及び建築基準法第2条第7号並びに同法施行令第107条第1号及び第2号(第1号にあつては、通常の火災による加熱が2時間加えられた場合のものに限る。)の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床が含まれ(H. 2. 10. 31 消防危第105号、R. 5. 3. 24 消防危第63号通知参考)、その他の構造については基本的には申請者が資料等により示す必要がある。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(図略)</p> <p>(5)及び(6) (略)</p> <p>(7) 区画室単位で規制される一般取扱所のうち、当該建築物の他用途部分との間に「出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁」が要求されるものにあつては、危令第23条を適用し、当該区画壁に、防火上有効に特定防火設備のダンパー等を設けた換気又は排出設備を設置して差し支えない。(H. 2. 3. 31 消防危第28号通知参考) (特例理由必要。特例適用願必要。)</p> <p>なお、他用途部分とは、同一建築物内で、当該一般取扱所施設外の部分をいうものであり、例えば、当該一般取扱所に隣接して区画室単位で規制される一般取扱所を設ける場合もこれに含まれる。</p> <p>また、「これと同等以上の強度を有する構造」には、高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さ75mm以上のもの、「耐火構造の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1399号)第1第1号に適合する壁及び第3第1号に適合する床、及び建築基準法第2条第7号並びに同法施行令第107条第1号及び第2号(第1号にあつては、通常の火災による加熱が2時間加えられた場合のものに限る。)の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床が含まれ(H. 2. 10. 31 消防危第105号、R. 5. 3. 24 消防危第63号通知参考)、その他の構造については基本的には申請者が資料等により示す必要がある。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>
--	---

ア (略)

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) 可燃性蒸気又は可燃性微粉を屋外の高所に排出する設備については、第2章第1節「製造所」の例によること。

イ及びウ (略)

エ (略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) ボイラー等危険物を消費する設備の排気筒は「換気の設備」には該当しない。

また、当該排気筒が、当該危険物施設と他用途部分とを区画する出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁を貫通する場合は、排気筒の区画外の部分の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆すること、又は排気筒を耐火構造の煙道内に設置すること等の延焼防止措置が講じられている際に限り、危令第23条を適用し、特例で認める。

(H. 29. 10. 30 消防危第216号通知) (特例理由必要。特例適用願必要。)

オ (略)

カ (略)

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) (略)

a～c (略)

d 危則第28条の59第2項第3号の規定により設ける油分離槽は、三連式以上のものとするよう指導する。◆

(エ) (略)

a 小口詰替え専用の一般取扱所として平成2年5月22日以前に設置完成している施設は、改めて詰替えの一般取扱所として許可を受ける必要はなく、危令第19条第1項の一般取扱所(特例適用施設)として規制される。(H. 1. 7. 4 消防危第64号通知)

ア (略)

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) 可燃性蒸気又は可燃性微粉を屋外の高所に排出する設備については、第1節「製造所」の例によること。

イ及びウ (略)

エ (略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) ボイラー等危険物を消費する設備の排気筒は「換気の設備」には該当しない。

また、当該排気筒が、当該危険物施設と他用途部分とを区画する出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁を貫通する場合は、排気筒の区画外の部分の周囲3mを金属以外の不燃材料で有効に被覆すること及び排気筒を耐火構造の煙道内に設置すること(煙道の先端は屋外に限る。)等の延焼防止措置が講じられている際に限り、危令第23条を適用し、特例で認める。(H. 29. 10. 30 消防危第216号通知参考) (特例理由必要。特例適用願必要。)

オ (略)

カ (略)

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) (略)

a～c (略)

d 危則第28条の59第2項第3号の規定により設ける油分離槽は、三連式以上のものとする。

(エ) (略)

a 小口詰替え専用の一般取扱所

(S. 42. 1. 30 自消丙予発第7号通知(廃止))として平成2年5月22日以前に設置完成している施設は、改めて詰替えの一般取扱所として許可を受ける必要はなく、危令第19条第1項の一般取扱所(特例適用施設)として規制される。(H. 1. 7. 4

b 小口詰替え専用の一般取扱所において、敷地の拡張、上屋の新設又は増設、固定注油設備の増設等、施設の規模を大きくする場合には、原則として、当該一般取扱所を危令第19条第2項第5号の一般取扱所に変更しなければならないこと。

キ (略)

ク (略)

ケ (略)

コ (略)

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) 規則第28条の54第9号の一般取扱所のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示で定める基準に適合するものの特例基準等(規則第28条の60の4第2項)

消防危第64号通知)

b 上記aにより、危令第19条第1項として規制を受けている小口詰替え専用の一般取扱所において、敷地の拡張、上屋の新設又は増設、固定注油設備の増設等、施設の規模を大きくする場合には、原則として、当該一般取扱所を危令第19条第2項第5号の一般取扱所に変更しなければならないこと。

キ 危険物を用いた蓄電池を製造、組み立て、充放電をする一般取扱所(危則第28条の54第5号の2)

(ア) 該当する取扱形態

a リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物を用いた蓄電池を製造する作業等が該当する。

b リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物を用いた蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業等が該当する。

c リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物を用いた蓄電池を充電し、又は放電する作業等が該当する。

(イ) 当該施設の規制の運用については、「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の運用について」

(R.7.5.27 消防危第116号通知)によること。

ク (略)

ケ (略)

コ (略)

サ (略)

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) 規則第28条の54第9号の一般取扱所のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示で定める基準に適合するものの特例基準等(規則第28条の60の4第2項)

<p>(R5. 9. 19 消防危第251号通知)</p> <p>a (略)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) UL (米国保険業者安全試験所) 9540 A又は1973に適合するもの</p> <p>b及びc (略)</p> <p>(エ)及び(オ) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>ア (ア) a から h までに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であつて、(イ)及び(ウ)に適合し、かつ、イ(ア)から(シ)までに掲げる位置、構造及び設備を満足するものには、危令第23条を適用し、危令第19条第1項において準用する危令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定((ア) e 及び f に掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては第18号及び第19号の規定を含む。)を適用しないことができるものであること。(特例理由不要。特例適用願必要。)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>a ~ g (略)</p> <p>h 危険物(第4類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備としての危険物の取扱形態</p> <p>(イ)及び(ウ) (略)</p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>(11)及び(13) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(1) 不必要な物件の考え方については、第2章第1節「製造所」24によること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3節 屋内貯蔵所(危令第10条)</p>	<p>(R5. 9. 19 消防危第251号通知 (R. 6. 9. 17 事務連絡修正))</p> <p>a (略)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) UL (米国保険業者安全試験所) 1973 又は9540に適合するもの</p> <p>b及びc (略)</p> <p>(エ)及び(オ) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>ア (ア) a から g までに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であつて、(イ)及び(ウ)に適合し、かつ、イ(ア)から(シ)までに掲げる位置、構造及び設備を満足するものには、危令第23条を適用し、危令第19条第1項において準用する危令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定((ア) e 及び f に掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては第18号及び第19号の規定を含む。)を適用しないことができるものであること。(特例理由不要。特例適用願必要。)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>a ~ g (略)</p> <p>(イ)及び(ウ) (略)</p> <p>イ及びウ (略)</p> <p>(11)及び(13) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(1) 不必要な物件の考え方については、第1節「製造所」24によること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 蓄電池設備により危険物を取り扱う一般取扱所を屋外に設置する場合において、当該蓄電池設備の変電設備等付帯設備については、不必要な物件とは扱わない。 (R. 7. 12. 25 消防危第160号通知)</p> <p>第3節 屋内貯蔵所(危令第10条)</p>
---	---

<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 危険物と危険物以外の物品とを貯蔵する場合には、それぞれを取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に1 m以上の間隔を置くこととされているが、危険物以外の物品の貯蔵にあたっては、以下の事項に留意すること。(H. 10. 3. 16 消防危第26号通知参考)</p> <p>なお、当該1 m以上の離隔距離の規定は、不燃材の壁で間仕切りされた別室に貯蔵された物品については、適用しない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 危則第38条の4第1項において規定される物品以外であっても、危険物の貯蔵に伴い必要なパレット等の貯蔵用資機材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資器材等については、必要最小限の量に限り存置できるものであること。この場合、以下の事項に留意すること。(H. 10. 3. 16 消防危第26号通知)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 保安距離(第1項第1号)</p> <p>危令第10条第1項第1号に規定する保安距離については、第2章第1節「製造所」の例によること。</p> <p>4 保有空地(第1項第2号)</p> <p>同一敷地内に他の製造所等と隣接して設置する場合、その相互間の保有空地及び危令第10条第1項第2号に規定する保有空地については、第2章第1節「製造所」の例</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 危険物と危険物以外の物品とを貯蔵する場合には、それぞれを取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に1 m以上の間隔を置くこととされているが、危険物以外の物品の貯蔵にあたっては、以下の事項に留意すること。(H. 10. 3. 16 消防危第26号通知参考)</p> <p>なお、当該1 m以上の離隔距離の規定は、不燃材の壁で間仕切りされた別室に貯蔵された物品については、適用しない。</p> <p>また、危則第38条の4第1号に規定する「それぞれ」とは危険物と危険物以外を取りまとめる、「相互に」とは危険物と危険物以外に1 m以上の間隔をとることを意味し、同号に列挙されている非危険物どうしに離隔距離を求めるものではない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 危則第38条の4第1号において規定される物品以外であっても、危険物の貯蔵に伴い必要なパレット等の貯蔵用資機材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資器材等については、必要最小限の量に限り存置できるものであること。この場合、以下の事項に留意すること。(H. 10. 3. 16 消防危第26号通知)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 保安距離(第1項第1号)</p> <p>危令第10条第1項第1号に規定する保安距離については、第1節「製造所」の例によること。</p> <p>4 保有空地(第1項第2号)</p> <p>同一敷地内に他の製造所等と隣接して設置する場合、その相互間の保有空地及び危令第10条第1項第2号に規定する保有空地については、第1節「製造所」の例による</p>
---	--

<p>によること。</p> <p>5 標識及び掲示板（第1項第3号） 危令第10条第1項第3号に規定する標識及び掲示板は、第2章第1節「製造所」の例によること。</p> <p>6～9 （略）</p> <p>10 床の構造（第1項第11号） 危令第10条第1項第11号に規定する「危険物が浸透しない構造」及び「傾斜、貯留設備」については、第2章第1節「製造所」 6(9)及び10の例によること。</p> <p>11 （略）</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>ア及びイ （略）</p> <p>ウ 容器の落下防止措置について</p> <p>(ア) 容器の落下試験高さ（危告示第68条の5第2項第1号ニに掲げる表に定める危険等級に応じた高さをいう。）を超える高さの架台に貯蔵する場合 容器を荷崩れ防止バンドで結束する棚付きパレット（かご状）で貯蔵する等により一体化を図る（パレットを用いる場合にあっては、これと合わせて架台にパレットの落下防止具、移動防止具等を取り付ける。）こと。◆ または、開口部に容器の落下防止に有効な柵、綱等を取り付けること。</p> <p>(イ) （略）</p>	<p>こと。</p> <p>5 標識及び掲示板（第1項第3号） 危令第10条第1項第3号に規定する標識及び掲示板は、第1節「製造所」の例によること。</p> <p>6～9 （略）</p> <p>10 床の構造（第1項第11号） 危令第10条第1項第11号に規定する「危険物が浸透しない構造」及び「傾斜、貯留設備」については、第1節「製造所」 6(9)及び10の例によること。</p> <p>11 （略）</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>ア及びイ （略）</p> <p>ウ 容器の落下防止措置等について</p> <p>(ア) 容器の落下試験高さ（危告示第68条の5第2項第1号ニに掲げる表に定める危険等級に応じた高さをいう。）を超える高さの架台に貯蔵する場合 容器を荷崩れ防止バンドで結束する棚付きパレット（かご状）で貯蔵する等により一体化を図る（パレットを用いる場合にあっては、これと合わせて架台にパレットの落下防止具、移動防止具等を取り付ける。）こと。◆ また、落下防止として、開口部に容器の落下防止に有効な柵、綱等を取り付ける等の措置を図ること。</p> <p>(イ) （略）</p> <p>(4) 危告示第4条の2の2に規定する「容易に転倒しない構造」とは、次のいずれかの要件を満たすもの又はこれと同等以上の安全性を有するものとする。 なお、下記イ及びウの要件にあっては、使用時以外は転倒防止措置を随時行うよう指導すること。◆（R. 7. 5. 27 消防危第116号通知）</p> <p>ア 架台の上部等にガイドレールを設けた</p>
---	--

12 採光設備（第1項第12号）

危令第10条第1項第12号に規定する「必要な採光」については、第2章第1節「製造所」の例によること。

13 （略）

(1) 換気設備

第2章第1節「製造所」の例による他、次によること。

壁体、床又は屋根を耐火構造としなければならない部分に給排気口を設ける場合又は換気ダクトを貫通させる場合は、当該部分に温度ヒューズ付きの防火ダンパー（窓禁止又は窓及び出入口に特定防火設備が求められる施設については、特定防火設備適合品）を設けること。（例えば、危令第10条第1項第2号の規定により、保有空地を減少させるために壁、柱及び床の耐火措置をした場合や特定屋内貯蔵所などが該当する。）（以下「排出設備」において同じ）



(2)～(4) （略）

(5) 内部に滞留した可燃性蒸気を建築物の屋根上に排出する必要があるが、2階建て以上の建築物に設置された屋内貯蔵所又は軒高6m以上の屋内貯蔵所等、屋根上に排出することが困難な施設については、危令第23条特例を適用し、排出口の位置を高さ4m以上とすることができる。（特例理由不要。特例適用願不要。）

もの。

イ 同一レール上にある2以上の架台を結合することができるもの。

ウ 架台を移動させるための車輪を固定することができるもの。

また、上記の「これと同等以上の安全性」とは、上記(3)により検討した結果、転倒しないもの等をいう。

12 採光設備（第1項第12号）

危令第10条第1項第12号に規定する「必要な採光」については、第1節「製造所」の例によること。

13 （略）

(1) 換気設備

第1節「製造所」の例による他、次によること。

壁体、床又は屋根を耐火構造としなければならない部分に給排気口を設ける場合又は換気ダクトを貫通させる場合は、当該部分に温度ヒューズ付きの防火ダンパー（窓禁止又は窓及び出入口に特定防火設備が求められる施設については、特定防火設備適合品）を設けること。（例えば、危令第10条第1項第2号の規定により、保有空地を減少させるために壁、柱及び床の耐火措置をした場合や特定屋内貯蔵所などが該当する。）（以下「排出設備」において同じ）



(2)～(4) （略）

(5) 内部に滞留した可燃性蒸気を建築物の屋根上に排出する必要があるが、2階建て以上の建築物に設置された屋内貯蔵所又は軒高6m以上の屋内貯蔵所等、屋根上に排出することが困難な施設については、危令第23条特例を適用し、排出口の位置を高さ4m以上（排出設備の開口部が窓、出入口等の開口部から1.5m以上離れた場所に限る。）とすることができる。（特例理由不要。特例適用願不要。）

(6) 引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、取り扱う施設に設置する排出設備の排出能力は、室内全体を毎時5回以上の排出量を有するものとする。

なお、引火点40℃以上70℃未満の危険物を貯蔵し、取り扱う施設に動力強制換気設備を設置する場合についても、同様に指導する。◆

また、引火点40℃以上70℃未満の危険物を貯蔵し、取り扱う施設に自然強制換気設備を設置する場合には、第2章第1節「製造所」8(5)を準用する。

(7)及び(8) (略)

14 電気設備 (第1項第13号)

危令第10条第1項第13号に規定する「電気設備」については、第2章第1節「製造所」の例によること。

なお、当該基準の対象ではないが、フォークリフト等施設内で使用する電気器具等については、取扱基準を遵守させること。

15 避雷設備 (第1項第14号)

危令第10条第1項第14号に規定する「避雷設備」については、第2章第1節「製造所」の例によること。

16及び17 (略)

18 (略)

(1) 危令第10条第1項第1号に規定する「一の階に設置すること」とは、一の屋内貯蔵所を複数階に渡って設置することを禁止するものであり、複数の屋内貯蔵所をそれぞれ1階及び2階に設置することを妨げるものではない。

(2) 危令第10条第3項に規定する技術上の基

(6) 引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、取り扱う施設に設置する排出設備の排出能力は、室内全体を毎時5回以上の排出量を有するものとする。

なお、引火点40℃以上70℃未満の危険物を貯蔵し、取り扱う施設に動力強制換気設備を設置する場合についても、同様に指導する。◆

また、引火点40℃以上70℃未満の危険物を貯蔵し、取り扱う施設に自然強制換気設備を設置する場合には、第1節「製造所」8(5)を準用する。

(7)及び(8) (略)

14 電気設備 (第1項第13号)

危令第10条第1項第13号に規定する「電気設備」については、第1節「製造所」の例によること。

なお、当該基準の対象ではないが、フォークリフト等施設内で使用する電気器具等については、取扱基準を遵守させること。

屋内貯蔵所において電気機械器具等(電気設備に該当しないものに限る。)を使用する場合には、「屋内貯蔵所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」(R.6.3.29 消防危第80号通知)にすることができる。

15 避雷設備 (第1項第14号)

危令第10条第1項第14号に規定する「避雷設備」については、第1節「製造所」の例によること。

16及び17 (略)

18 (略)

(1) 危令第10条第3項第1号に規定する「一の階に設置すること」とは、一の屋内貯蔵所を複数階に渡って設置することを禁止するものであり、複数の屋内貯蔵所をそれぞれ1階及び2階に設置することを妨げるものではない。

(2) 危令第10条第3項に規定する技術上の基

準を満たした屋内貯蔵所を1の建築物の同一階又は上下階において隣接しないで設ける場合は、2以上設置することができること。(H.1.7.4消防危第64号通知参考)◆

また、他の区分の危険物施設も、当該屋内貯蔵所に隣接して設けることはできないこと。◆

(3)及び(4) (略)

(5) 危令第10条第3項第4号に規定する「厚さ70mmの鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」としては、高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さ75mm以上のものが含まれる。(H.2.10.31 消防危第105号通知)

(6)及び(8) (略)

19 リチウムイオン蓄電池の特例について

(1) (略)

(2) リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用 (H.23.12.27 消防危第303号通知)

リチウムイオン蓄電池が下記ア(ア)又は(イ)に該当するときは、危令第23条特例を適用し、下記イの内容について、認めることができる。なお、当該アについては、下記ウにより確認すること。(特例理由不要。特例適用願必要。)

ア 危令第23条適用対象リチウムイオン蓄電池

(ア) 電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第8条第1項に基づく電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)別表9に規定する技術基準に適合している蓄電池。

(イ) 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める技術基準に適合している蓄電池(電気用品安全法の適用を受けない蓄電池に限る。)

イ 適用される危令23条特例内容

準を満たした屋内貯蔵所を1の建築物の同一階又は上下階において隣接しないで設ける場合は、2以上設置することができること。(H.1.7.4消防危第64号通知参考)◆

また、他の区分の危険物施設も、当該屋内貯蔵所に隣接して設けないこと。◆

(3)及び(4) (略)

(5) 危令第10条第3項第4号に規定する「厚さ70mmの鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」については、第2節5(7)によること。

(6)及び(8) (略)

19 リチウムイオン蓄電池について

(1) (略)

(2) 蓄電池等の貯蔵については、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」(H.23.12.27 消防危第303号通知(R.6.7.2 消防危第200号改正、R.6.9.17 事務連絡修正))、「キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について」(R.4.4.27 消防危第96号通知(R.6.9.17 消防危第273号改正))、「車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について」(R.4.12.26 消防危第295号通知(R.6.3.28 消防危第55号改正))及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R.7.3.28 消防危第56号通知)によることができる。

なお、上記通知により数量等を合算する必要がなくなった蓄電池等が危険物施設内又は少量危険物施設内に設置された場合は、当該施設の取扱数量に当該蓄電池等の数量を合算する必要があること。

また、リチウムイオン蓄電池の危険物規制に係る運用等に関する試験確認及び技術援助については、「リチウムイオン蓄電池

上記アに該当する蓄電池を地上高さ3 mからコンクリートの床面に落下させる試験を実施し、蓄電池内部から漏液や可燃性蒸気の漏れが確認できない場合は、下記の内容を免除できる。

(ア) 電気設備の防爆

(イ) 危険物の浸透しない床、傾斜及び貯留設備

(ウ) 可燃性蒸気排出設備

ウ 上記ア及びイの確認方法

(ア) 上記ア(ア)の確認方法

電気用品安全法第10条に基づく表示(PSEマーク)により確認

(イ) 上記ア(イ)の確認方法

国際海事機関が採択した危険物の運用に関する規程に定める技術基準に適合していることを示す試験結果

(ウ) 上記イの落下試験の確認方法

事業所が実施した落下試験の試験結果等

20～22 (略)

23 タンクコンテナによる危険物の貯蔵

タンクコンテナによる危険物の貯蔵については、「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」(H. 10. 3. 27 消防危第36号通知)によること。

(1) (略)

(2) (略)

ア アルキルアルミニウム等以外の危険物の場合

アルキルアルミニウム等以外の危険物(危則第16条の3に規定する「指定過酸化物」を除く。以下同じ。)をタンクコンテナに収納して貯蔵する場合の当該屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準、消火設備の技術上の基準並びに警報設備の技術上の基準は、危令第10条(第6項を除く。)、第20条及び第21条の規定の例によ

に係る危険物規制に関する情報提供について」(R. 7. 3. 28 事務連絡)によることができる。

20～22 (略)

23 タンクコンテナによる危険物の貯蔵

タンクコンテナによる危険物の貯蔵については、「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」(H. 10. 3. 27 消防危第36号通知参考)によること。

(1) (略)

(2) (略)

ア アルキルアルミニウム等以外の危険物の場合

アルキルアルミニウム等以外の危険物(危則第16条の3に規定する「指定過酸化物」を除く。以下同じ。)をタンクコンテナに収納して貯蔵する場合の当該屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準、消火設備の技術上の基準並びに警報設備の技術上の基準は、危令第10条(第7項を除く。)、第20条及び第21条の規定の例によ

ること。

イ アルキルアルミニウム等の場合

タンクコンテナに収納したアルキルアルミニウム等を貯蔵する屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準、消火設備の技術上の基準並びに警報設備の技術上の基準は、危令第10条第1項（第8号及び第11号の2を除く。）及び第6項、第20条（第1項第1号を除く。）並びに第21条の規定の例によるほか、アルキルアルミニウム等の火災危険性及び適切な消火方法に鑑み、次によること。

(7) 貯蔵倉庫の出入口には、特定防火設備を設け、外壁には窓を設けないこと。

なお、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。◆

(1)～(エ) (略)

(3) (略)

ア (略)

イ (略)

(7) アルキルアルミニウム等をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所においては、アルキルアルミニウム等以外の危険物を貯蔵し、又は取扱わないこと。

ただし、第4類の危険物のうちアルキルアルミニウム又はアルキルリチウムのいずれかを含有するものを貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

(イ) アルキルアルミニウム等を収納したタンクコンテナ（第4類の危険物のうちアルキルアルミニウム又はアルキルリチウムのいずれかを含有するものを同時に貯蔵する場合にあっては、当該タンクコンテナを含む。）の容量の総計は、指定数量の1,000倍以下とすること。（当該基準が満たされない場合は、危則第39条の3ただし書きは適用されない。）

ること。

イ アルキルアルミニウム等の場合

タンクコンテナに収納したアルキルアルミニウム等を貯蔵する屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準、消火設備の技術上の基準並びに警報設備の技術上の基準は、危令第10条第1項及び第7項、第20条並びに第21条の規定の例によるほか、アルキルアルミニウム等の火災危険性及び適切な消火方法に鑑み、次によること。

(7) 貯蔵倉庫の出入口には、特定防火設備を設け、外壁には窓を設けないこと。◆

(1)～(エ) (略)

(3) (略)

ア (略)

イ (略)

(7) アルキルアルミニウム等をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所においては、アルキルアルミニウム等以外の危険物を貯蔵し、又は取扱わないこと。

ただし、第4類の危険物のうちアルキルアルミニウム又はアルキルリチウムのいずれかを含有するものを貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。（危則第39条に該当するものは◆）

(イ) アルキルアルミニウム等を収納したタンクコンテナ（第4類の危険物のうちアルキルアルミニウム又はアルキルリチウムのいずれかを含有するものを同時に貯蔵する場合にあっては、当該タンクコンテナを含む。）の容量の総計は、指定数量の1,000倍以下とすること。（(2)イ(エ)の特例要件）

ただし、開口部を有しない厚さ70mm以上

ただし、開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の壁で当該貯蔵所の他の部分と区画されたものにあつては、一区画ごとのタンクコンテナの容量の総計を指定数量の1,000倍以下とすること。

(ウ)～(カ) (略)

(図略)

24 (略)

25 (略)

26 (略)

27 (略)

28 (略)

第4節 屋外タンク貯蔵所 (危令第11条)

1 (略)

2 (略)

(1) 保安距離は、第2章第1節「製造所」の例によるものであること。

(2) (略)

3 (略)

(1)～(3) (略)

(4) (1)又は(3)に掲げる場合以外で、敷地内距離を減少させる場合には、防火上有効な塀又は水幕設備等の設置が必要であること。

なお、都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地、公園、道路（危告示第4条の2の2第3号に規定する道路以外のものをいう。）公共護岸、物揚場荷さばき地等が事業所に隣接する場合においても、防火上有効な塀、水幕設備等を設置しなければ距離を減少することができないものであること。（S. 51. 7. 8 消防危第22号通知）

の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の壁で当該貯蔵所の他の部分と区画されたものにあつては、一区画ごとのタンクコンテナの容量の総計を指定数量の1,000倍以下とすること。（(2)イ(エ)の特例要件）

(ウ)～(カ) (略)

(図略)

24 ドライコンテナによる危険物の貯蔵について

ドライコンテナによる危険物の貯蔵については、「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」（R. 4. 12. 13 消防危第283号通知）によること。

25 (略)

26 (略)

27 (略)

28 (略)

29 (略)

第4節 屋外タンク貯蔵所 (危令第11条)

1 (略)

2 (略)

(1) 保安距離は、第1節「製造所」の例によるものであること。

(2) (略)

3 (略)

(1)～(3) (略)

(4) (1)又は(3)に掲げる場合以外で、敷地内距離を減少させる場合には、防火上有効な塀又は水幕設備等の設置が必要であること。

なお、緑地（都市計画法第11条第1項第2号のものをいう。）、公園、道路（危告示第4条の2の2第3号に規定する道路以外のものをいう。）、公共護岸、物揚場荷さばき地等が事業所に隣接する場合においても、防火上有効な塀、水幕設備等を設置しなければ距離を減少することができないものであること。（S. 51. 7. 8 消防危第22号通知参考）

<p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) 保有空地については、第2章第1節「製造所」の例によるものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 下記17(8)により、同一防油堤内の屋外タンク貯蔵所に付属する2以上のポンプ設備が1のポンプ設備であると認められたもので、当該屋外タンク貯蔵所の付属ポンプが含まれているもの(当該ポンプのスイッチ等を含む。)(ただし当該1のポンプ設備と認められたポンプ群は、その所属するすべての屋外タンク貯蔵所の保有空地の幅の3分の1以上の距離を保つこと。)</p> <p>エ 同一防油堤内にある屋外タンク貯蔵所の冷却用散水設備、水幕設備及び消火設備、照明設備、特定防災施設等並びに保安設備</p> <p>オ その他、ガス検知器等、保有空地内に設置する必要がある物件</p> <p>なお、以上アからオに該当するものであっても、できるだけ当該空地を確保するよう指導すること。◆</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) 第2章第1節「製造所」の例によるほか、次によること。</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>6~8 (略)</p> <p>9 支柱及び耐火被覆(第1項第5号) 危令第11条第1項第5号の「支柱」と</p>	<p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) 保有空地については、第1節「製造所」の例によるものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 下記17(8)により、同一防油堤内の屋外タンク貯蔵所に付属する2以上のポンプ設備が1のポンプ設備であると認められたもので、当該屋外タンク貯蔵所の付属ポンプが含まれているもの(当該ポンプのスイッチ及び保護のためのボックス等を含む。)(ただし当該1のポンプ設備と認められたポンプ群は、その所属するすべての屋外タンク貯蔵所の保有空地の幅の3分の1以上の距離を保つこと。)</p> <p>エ 同一防油堤内にある配管の点検架台及び歩廊等</p> <p>オ 同一防油堤内にある屋外貯蔵タンク及び配管等の工事のための養生等、並びに当該タンクの付属ポンプが含まれている防油堤に隣接するポンプ群の工事のための養生等</p> <p>カ 同一防油堤内にある屋外タンク貯蔵所の冷却用散水設備、水幕設備及び消火設備、照明設備、特定防災施設等並びに同一防油堤内の施設のための保安設備</p> <p>なお、以上アからオに該当するものであっても、できるだけ当該空地を確保するよう指導すること。◆</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) 第1節「製造所」の例によるほか、次によること。</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>6~8 (略)</p> <p>9 支柱及び耐火被覆(第1項第5号) 危令第11条第1項第5号の「支柱」と</p>
---	--

は、屋外貯蔵タンクの下方に設けられる柱（スカート状のものを含む。）をいい、その構造は耐火構造とすること。

また、「これらと同等以上の耐火性能を有するもの」とは、建築基準法上の1時間耐火とし、例えば次のものが該当する。

(1)～(3) (略)

10 (略)

(1) 屋根板を側板より薄くし補強材等に接合していないもの。（側板と側板及び側板と底板を接続する溶接強度が屋根板強度より強いものに限る。）

(2) 屋根板と側板の接合を、側板相互又は側板と底板の接合より弱く（片面溶接等）したもの。

(3) (略)

(4) (略)

ア 気相部の可燃性蒸気の濃度が燃焼範囲に入らないようにするために、不活性ガスを封入することとし、受け入れ又は払い出しに際しても可燃性蒸気の濃度が燃焼範囲に入らないよう制御されていること。（貯蔵環境から判断し、発熱するおそれの極めて低い引火点70℃以上の危険物を40℃未満の温度で取り扱う場合を除く。なお、発熱するおそれのある場合は、発熱を防止する何らかの対策を施さなければ除かれない。）

は、屋外貯蔵タンクの下方に設けられる柱（スカート状のものを含む。）をいい、その構造は耐火構造とすること。

また、「これらと同等以上の耐火性能を有するもの」とは、建築基準法上の1時間以上の耐火性能を有するものとし、例えば次のものが該当する。

(1)～(3) (略)

10 (略)

(1) 屋根板と側板の接合強度を、側板及び側板の引張強度並びに側板相互及び側板と底板の接合強度より弱く（片面溶接等）したもの。（屋根板を取り除いた際の開放箇所面積と当該タンクの最大液表面積がほぼ同等のものに限る。）

なお、当該タンクにアップリフトが発生した場合、配管の取り付け部等に応力が発生し、当該箇所に亀裂等を生じるおそれがある場合は、内圧上昇が生じた際にアップリフトが生じないような措置をとること。

内圧上昇時のアップリフト対策については、JIS B 8501等によること。

(2) (略)

(3) (略)

ア 気相部の可燃性蒸気の濃度が燃焼範囲に入らないようにするために、不活性ガスを封入することとし、受け入れ又は払い出しに際しても可燃性蒸気の濃度が燃焼範囲に入らないよう制御されていること。（貯蔵環境から判断し、発熱するおそれの極めて低い引火点70℃以上の危険物を40℃未満の温度で取り扱う場合を除く。なお、発熱するおそれのある場合又は環境等により40℃以上に温度上昇するおそれのある場合は、発熱又は温度上昇を防止する何らかの対策

イ～オ (略)

(注意1) 「脱圧設備」とは、シールポット
(水封式安全装置)、非常通気口(エマージェンシーベント)、破壊板(ラプチャーディスク)又はこれらの組合せをいう。

(注意2) 「制御」とは、内圧の異常な上昇が生じたときに、自動的に、又は制御室で手動により制御を行うものをさす。

(注意3) 「警報」とは、内圧の異常な上昇が生じたときに現場及び制御室に警報が発せられることにより現場で対応するものをさす。

屋外貯蔵タンクの放爆構造に関する規格
等(解説)

(略)

11 (略)

12 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 危則第21条の2第3号に規定する「同等以上の底板の腐食を防止することができる措置」には、タンクの設置する地盤面をコンクリート製とし、下記13に示す「雨水浸入防止措置」を施した場合又は雨水の浸入するおそれのない場所に設置した場合等がある。

13 (略)

14 (略)

(1) (略)

(2) (略)

を施さなければ除かれない。)

イ～オ (略)

11 (略)

12 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 危則第21条の2第3号に規定する「同等以上の底板の腐食を防止することができる措置」には、タンクの設置する地盤面をコンクリート又は金属(腐食促進等、タンク底板に悪影響が生じないものに限る。)等、腐食を引き起こす原因とならないような材質とし、下記13に示す「雨水浸入防止措置」を施した場合又は雨水の浸入するおそれのない場所に設置した場合等がある。

なお、当該雨水等の浸入のおそれがない場所とは、第1～8図に示す「雨の入らない位置」で、雨以外の水等の浸入のおそれがない場所をいう。

13 (略)

14 (略)

(1) 危則第20条第1項第1号イに規定する「直径」とは、通気管系統の最低内径とする。

(2) (略)

(3) (略)

っても、できるだけ当該空地を確保するよう指導すること。◆

オ (略)

(3) ポンプ室とは、上記17(2)アを指す。

ポンプ室の壁の基準は、壁が設置してある場合に適用されるものであり、壁を設置しないことを妨げるものではないが、ポンプ室内に容易に雨水が浸入するおそれがある場合は、同号ルの規定による油分離装置を設けること。◆

その他、ポンプ室の構造（防火設備を含む。）については、第2章第1節「製造所」の例によること。

(4) 同号り及びヌに規定する採光、照明、換気及び排出設備は、第2章第1節「製造所」の例によること。なお、「可燃性蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室」とは、引火点が40℃未満の危険物を取扱うポンプ室が該当する。

(5) 同号ルによる囲い等の構造は第2章第1節「製造所」11及び12の例によること。また、周囲を何らかで覆うことにより、当該ポンプ設備及び貯留設備等に雨水が浸入するおそれがない場合は、危令第23条を適用し、当該油分離装置を免除することができる。（特例理由不要、特例適用願必要）

(6)～(8) (略)

18 (略)

(1) (略)

(2) (略)

第4-1 表

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(※1) (略)

っても、できるだけ当該空地を確保するよう指導すること。◆

オ (略)

カ 当該空地の上空規制については、第1節「製造所」4(1)イ（(ウ)を除く。）を準用することができる。

(3) ポンプ室とは、上記(2)アを指す。

ポンプ室の壁の基準は、壁が設置してある場合に適用されるものであり、壁を設置しないことを妨げるものではないが、ポンプ室内に容易に雨水が浸入するおそれがある場合は、同号ルの規定による油分離装置を設けること。◆

その他、ポンプ室の構造（防火設備を含む。）については、第1節「製造所」の例によること。

(4) 同号り及びヌに規定する採光、照明、換気及び排出設備は、第1節「製造所」の例によること。なお、「可燃性蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室」とは、引火点が40℃未満の危険物を取扱うポンプ室が該当する。

(5) 同号ルによる囲い等の構造は第1節「製造所」11及び12の例によること。また、周囲を何らかで覆うことにより、当該ポンプ設備及び貯留設備等に雨水が浸入するおそれがない場合は、危令第23条を適用し、当該油分離装置を免除することができる。

（特例理由不要、特例適用願必要）

(6)～(8) (略)

18 (略)

(1) (略)

(2) (略)

第4-1 表

(略)	(略)	(略)
	チタン	(※2)
	ジルコニウム	(※2)

(※1) (略)

(※2) 「チタン及びジルコニウム製弁の使用

<p>(3) 耐酸性を要するものには、陶磁製品を使用してもさしつかえない。(S37.4.6 自消丙予発第44号通知)</p> <p>(4) チタン及びジルコニウム製の弁を使用することについては差し支えない。(S35.3.31 国消乙予発第23号通知)</p> <p>(5) アルミ製のバルブを使用することについては差し支えない。(S37.4.6 自消丙予発第44号通知)</p> <p>19 (略)</p> <p>20 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 前記(1)及び(2)に掲げるほか、第2章第1節「製造所」19の例によること。</p> <p>21 (略)</p> <p>22 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ タンク最高液面(許可液面)より上部に設置されている配管 なお、使用時に必ず係員がバルブ直近に配置され、かつ、速やかにバルブ閉鎖が行えるサンプリング配管、ドレン配管等は、危険物を移送する配管以外の配管と見なして差し支えない(H.11.6.15 消防危第58号通知)。この場合、「常時閉鎖」の表示をすること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 予備動力源の容量は、一のタンクに設置する緊急遮断弁を同時に閉鎖することができる容量とすること。</p>	<p>の可否」(S.35.3.31 国消乙予発第23号通知)</p> <p>19 (略)</p> <p>20 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 前記(1)及び(2)に掲げるほか、第1節「製造所」19の例によること。</p> <p>21 (略)</p> <p>22 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ タンク最高液面(許可液面)より上部に設置されている配管 なお、使用時に必ず係員がバルブ直近に配置され、かつ、速やかにバルブ閉鎖が行えるサンプリング配管、ドレン配管等は、危険物を移送する配管以外の配管と見なして差し支えない(H.11.6.15 消防危第58号通知)。この場合、「常時閉鎖」の表示をすること。◆</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 予備動力源の容量は、一のタンクに設置する緊急遮断弁を同時に閉鎖することができ、10分間以上当該操作を実施できる容量とすること。 また、主動力源が使用不能になった場合は、直ちに予備動力源に切り替わる構造とすること。◆</p>
---	---

エ (略)

(4) (略)

23及び24 (略)

25 電気設備 (第1項第13号)

危令第11条第1項第13号の規定による電気設備は、第2章第1節「製造所」の例によるものであること。

26 避雷設備 (第1項第14号)

危令第11条第1項第14号の規定による避雷設備は、第2章第1節「製造所」の例によるものであること。

なお、当該保護対象物は、屋外貯蔵タンク、当該防油堤内にある付属設備、ポンプ設備、ポンプ室及び注入口栈橋（注入口は除く。）等が含まれる。

27 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 構内道路上を架空横断して配管を設ける場合は、配管又は配管支持物の最下部と路面との垂直距離は4 m以上とすること。◆

(5)及び(6) (略)

(7) 危則第22条第2項第6号の「消防活動に支障がないと認められる道路又は空地」は、幅4 m以上とすること。なお当該規定が適用される200KL以下の屋外貯蔵タンクのみが設置されている防油堤に対しては、同項第5号及び第7号の規定は適用されない。

エ (略)

(4) (略)

23及び24 (略)

25 電気設備 (第1項第13号)

危令第11条第1項第13号の規定による電気設備は、第1節「製造所」の例によるものであること。

26 避雷設備 (第1項第14号)

危令第11条第1項第14号の規定による避雷設備は、第1節「製造所」の例を準用するが、対象となる規制範囲は「製造所」の例のほか、防油堤内、ポンプの囲い内、ポンプ室内、ポンプ設備周囲の空地内及び注入口栈橋内も含まれる。

なお、注入口（ローディングアームを含む。）及び栈橋は非対象物とする。

27 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 構内道路上を架空横断して配管を設ける場合は、配管又は配管支持物の最下部と路面との垂直距離は4 m以上とすること。◆

（特定通路については、石油コンビナート等災害防止法の規制に留意すること。）

なお、構内道路については、自動車の通行の妨げにならないよう、上空3.8m以下の範囲について物件が介在しないよう空間を確保すること。（特定通路については、石油コンビナート等災害防止法の規制に留意すること。）

(5)及び(6) (略)

(7) 危則第22条第2項第6号の「消防活動に支障がないと認められる道路又は空地」は、幅4 m以上とし、上空3.8m以下の範囲について物件が介在しないよう空間を確保すること。

なお当該規定が適用される200kL以下の屋外貯蔵タンクのみが設置されている防油堤に対しては、同項第5号及び第7号の規定は適用されない。

<p>(8) 危則第22条第2項第7号の構内道路とは、屋外タンク貯蔵所の存する敷地内の道路で幅員4m以上のものをいう。</p> <p>なお、法律上の義務ではないが、200KL以下の屋外貯蔵タンクのみが設置されている防油堤に対しても、周囲が4m以上の空地等に接するように指導すること。◆</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 危則第22条第2項第11号の「屋外貯蔵タンクのための配管」とは、屋外タンク貯蔵所の危険物配管及び消火配管のみならず、付属設備の配管等、当該防油堤内に設置が必要であると認められたあらゆる配管が該当する。</p> <p>(11)～(15) (略)</p> <p>28及び29 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>73号通知 別添1 補修基準表 (表略)</p> <p>表1 (略)</p>	<p>また「面する」とは、防油堤外のいずれかの場所からタンク全体が見える必要があり、どこから見ても他のタンク等に隠れて見えない部分がある状態は、面しているとはいえない。(タンクに接する2本の平行な接線を引き、他のタンク等に接触することなく、防油堤外の道路等まで当該接線が引ける状態をいう。)</p> <p>(8) 危則第22条第2項第5号及び第7号の構内道路とは、屋外タンク貯蔵所の存する敷地内の道路で幅員4m以上のものをいう。</p> <p>なお、法律上の義務ではないが、200KL以下の屋外貯蔵タンクのみが設置されている防油堤に対しても、周囲が4m以上の空地等に接するように指導すること。◆</p> <p>また、引火点200℃以上の危険物を貯蔵する容量200kL以上のタンクは、同項第5号及び第6号が適用されないが、当該施設については同項第7号が適用される。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 危則第22条第2項第11号の「屋外貯蔵タンクのための配管」とは、屋外タンク貯蔵所の危険物配管及び消火配管のみならず、付属設備の配管等、当該防油堤内に設置が必要であると認められたあらゆる配管が該当する。</p> <p>なお、当該「防油堤内」とは、防油堤内側において、防油堤上端より下部のみの範囲を意味するものではなく、防油堤上端より上部も含めた範囲を意味する。</p> <p>(11)～(15) (略)</p> <p>28及び29 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>73号通知 別添1 補修基準表 (表略)</p> <p>表1 (略)</p>
---	---

当板の種類	位置	処置
タンク附属物取付用当板	底板上	当板の機能上必要な板厚とし、4.5 mm以上の連続すみ肉溶接で取り付ける。
	アニュラ板上〔注1〕 溶接継手線上	底部の板の板厚と同板厚の当板とし、全厚連続すみ肉溶接とする。
タンク底板腐食部補修用当板	底板上	底部の板の板厚と同板厚の当板とし、全厚連続
	アニュラ板上 溶接継手線上	すみ肉溶接とする。

注1：アニュラ板上に取り付けるタンク附属物取付用当板の材質は、アニュラ板の応力発生範囲及び溶接継手線上に位置しない限り底板と同等でよい。

注2：アニュラ板の板厚が底板の板厚より厚い場合において、タンク附属物取付用当板が、アニュラ板及び底板の溶接継手線上に取り付けられる場合の当該当板の板厚は、当該当板の保護の対象が主にアニュラ板であるか底板であるかにより判断する。（H.11.6.15 消防危第58号通知）

図1 (略)

図2～図5 (略)

表 (略)

31～34 (略)

35 小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策について

500 キロリットル未満の小規模な屋外貯蔵タンクの所有者等が自主保安として津波・水害対策を講じることを希望する場合は、「小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策について」（R. 4. 3. 30消防危第63号通知）により指導すること。◆

36 (略)

(1) 空間容積の算定

特定屋外タンク貯蔵所の許可容量の算定にあたり、空間容積は、**危則第3条第2項第1号**危告示第2条の2の「液面揺動の計算により求めた側板の最上端までの空間高さに応じた容積以上の容積」の規定を適用することとなり、空間容積の上限は設けない。

(2)～(4) (略)

37 危令第11条第4項の総務省令で定める危

図1 (略)

当板の種類	位置	処置
タンク附属物取付用当板	底板上	当板の機能上必要な板厚とし、4.5 mm以上の連続すみ肉溶接で取り付ける。
	アニュラ板上〔注1〕 溶接継手線上	底部の板の板厚と同板厚の当板とし、全厚連続すみ肉溶接とする。
タンク底板腐食部補修用当板	底板上	底部の板の板厚と同板厚の当板とし、全厚連続
	アニュラ板上 溶接継手線上	すみ肉溶接とする。

注1：アニュラ板上に取り付けるタンク附属物取付用当板の材質は、アニュラ板の応力発生範囲及び溶接継手線上に位置しない限り底板と同等でよい。

注2：アニュラ板の板厚が底板の板厚より厚い場合において、タンク附属物取付用当板が、アニュラ板及び底板の溶接継手線上に取り付けられる場合の当該当板の板厚は、当該当板の保護の対象が主にアニュラ板であるか底板であるかにより判断する。（H.11.6.15 消防危第58号通知）

図2～図5 (略)

表 (略)

31～34 (略)

35 小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策について

500kL未満の小規模な屋外貯蔵タンクの所有者等が自主保安として津波・水害対策を講じることを希望する場合は、「小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策について」（R. 4. 3. 30消防危第63号通知）により指導すること。◆

36 (略)

(1) 空間容積の算定

特定屋外タンク貯蔵所の許可容量の算定にあたり、空間容積は、危告示第2条の2の「液面揺動の計算により求めた側板の最上端までの空間高さに応じた容積以上の容積」の規定を適用することとなり、空間容積の上限は設けない。

(2)～(4) (略)

37 危令第11条第4項の総務省令で定める危

危険物（第4項）

危険物第22条の2の4に規定する「**総務省令**第13条の7に規定する危険物」に含まれる「これらのいずれかを含有するもの」とは、当該物質を含有することで、当該物質特有の危険性を有することから、危険物第22条の2の5、第22条の2の6又は第22条の2の7の措置が必要となるものを指す。

よって、当該物質を含有していても、含有量が微量である等の理由で、含有前の物質と危険性に違いを生じないような場合は、「これらのいずれかを含有するもの」として扱わない。

なお、当該「危険性に違いが生じない」という性状については、申請者により示す必要があり、当該根拠を提示できない場合は、原則「これらのいずれかを含有するもの」として扱う。

38 （略）

39 （略）

(1) 不必要な物件の考え方については、**第2章**第1節「製造所」24によること。

(2) （略）

第5節 屋内タンク貯蔵所（危令第12条）

1及び2 （略）

3 標識及び掲示板（第1項第3号）

第2章第1節「製造所」の例による。

4 外面塗装（第1項第6号）

第2章第4節「屋外タンク貯蔵所」の例による。

5 通気管（第1項第7号）

危険物第20条第2項第1号に規定する「建築物の窓、出入口等の開口部から1m以上離す」とは、通気管の先端から当該窓等までの最短距離を1m以上確保することとし、「敷地境界線から1.5m以上離す」とは、通気管の先端から敷地境界線までの水平距離を1.5m以上確保することとする。

その他、**第2章**第4節「屋外タンク貯蔵

危険物（第4項）

危険物第22条の2の4に規定する「**危険物**第13条の7に規定する危険物」に含まれる「これらのいずれかを含有するもの」とは、当該物質を含有することで、当該物質特有の危険性を有することから、危険物第22条の2の5、第22条の2の6又は第22条の2の7の措置が必要となるものを指す。

よって、当該物質を含有していても、含有量が微量である等の理由で、含有前の物質と危険性に違いを生じないような場合は、「これらのいずれかを含有するもの」として扱わない。

なお、当該「危険性に違いが生じない」という性状については、申請者により示す必要があり、当該根拠を提示できない場合は、原則「これらのいずれかを含有するもの」として扱う。

38 （略）

39 （略）

(1) 不必要な物件の考え方については、第1節「製造所」24によること。

(2) （略）

第5節 屋内タンク貯蔵所（危令第12条）

1及び2 （略）

3 標識及び掲示板（第1項第3号）

第1節「製造所」の例による。

4 外面塗装（第1項第6号）

第4節「屋外タンク貯蔵所」の例による。

5 通気管（第1項第7号）

危険物第20条第2項第1号に規定する「建築物の窓、出入口等の開口部から1m以上離す」とは、通気管の先端から当該窓等までの最短距離を1m以上確保することとし、「敷地境界線から1.5m以上離す」とは、通気管の先端から敷地境界線までの水平距離を1.5m以上確保することとする。

その他、第4節「屋外タンク貯蔵所」の

<p>所」の例による。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(1) 危令第12条第1項第8号に規定する「危険物の量を自動的に表示することができる装置」については、第2章第4節「屋外タンク貯蔵所」の例によること。</p> <p>注入口付近においてタンク内の危険物の量を自動的に覚知することができないものは、注入口付近に危険物の量を容易に覚知することができる装置を設けるよう指導する。◆</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 タンク専用室の構造等（第1項第12号）</p> <p>屋内タンク貯蔵所のタンク専用室の構造等は、危令第12条第1項第12号の規定等により、延焼のおそれのある外壁には出入口以外の窓等の開口部を設けることはできないが、防火上有効なダンパー等を設けた換気及び排出設備については、危令第23条の規定を適用し、認めることができる。（特例理由不要、特例適用願不要）</p> <p>なお、当該施設には保有空地の規定がないことを考慮し、本施設の壁は、窓、出入口及び換気設備等以外の開口部は認められない。</p> <p>10 危険物が浸透しない構造、傾斜、貯留設備（第1項第16号）</p> <p>第2章第1節「製造所」6(9)及び(10)の例によること。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 危令第12条第3項の総務省令で定める危険物（第3項）</p> <p>危令第22条の7に規定する「総務省令第13条の7に規定する危険物」に含まれる「これらのいずれかを含有するもの」とは、当該物質を含有することで、当該物質特有の危険性を有することから、危令第22</p>	<p>例による。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(1) 危令第12条第1項第8号に規定する「危険物の量を自動的に表示することができる装置」については、第4節「屋外タンク貯蔵所」の例によること。</p> <p>注入口付近においてタンク内の危険物の量を自動的に覚知することができないものは、注入口付近に危険物の量を容易に覚知することができる装置を設けるよう指導する。◆</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 タンク専用室の構造等（第1項第12号）</p> <p>屋内タンク貯蔵所のタンク専用室の構造等は、危令第12条第1項第12号の規定等により、延焼のおそれのある外壁には出入口以外の窓等の開口部を設けることはできないが、防火上有効なダンパー等を設けた換気及び排出設備については、危令第23条の規定を適用し、認めることができる。（特例理由必要、特例適用願必要）</p> <p>なお、当該施設には保有空地の規定がないことを考慮し、本施設の壁は、窓、出入口及び換気設備等以外の開口部は認められない。</p> <p>10 危険物が浸透しない構造、傾斜、貯留設備（第1項第16号）</p> <p>第1節「製造所」6(9)及び(10)の例によること。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 危令第12条第3項の総務省令で定める危険物（第3項）</p> <p>危令第22条の7に規定する「危則第13条の7に規定する危険物」に含まれる「これらのいずれかを含有するもの」とは、当該物質を含有することで、当該物質特有の危険性を有することから、危令第22条の8、</p>
---	--

条の8、第22条の9又は第22条の10の措置が必要となるものを指す。

よって、当該物質を含有していても、含有前の物質と危険性に違いを生じないような場合は、「これらのいずれかを含有するもの」としては扱わない。

なお、当該「危険性に違いが生じない」という性状については、申請者により示す必要があり、当該根拠を提示できない場合は、原則「これらのいずれかを含有するもの」として扱う。

13 (略)

(1) 不必要な物件の考え方については第2章第1節「製造所」24によること。

(2) (略)

第6節 地下タンク貯蔵所（危令第13条）

1及び2 (略)

3 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 地下貯蔵タンクはすべて砂等の中に埋設する必要がある。

なお、当該地下貯蔵タンク直上部にある砂又はタンク室頂版等の中で、最上部の面、つまりいわゆる地面となっている部分を地盤面とする。

4～8 (略)

9 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) プロテクターのふたは、ふたにかかる重量に耐えられる厚さのものとし、直接プロテクターにかからないように設けるとともに、雨水が浸入しない構造とすること。◆

(4) (略)

第22条の9又は第22条の10の措置が必要となるものを指す。

よって、当該物質を含有していても、含有前の物質と危険性に違いを生じないような場合は、「これらのいずれかを含有するもの」としては扱わない。

なお、当該「危険性に違いが生じない」という性状については、申請者により示す必要があり、当該根拠を提示できない場合は、原則「これらのいずれかを含有するもの」として扱う。

13 (略)

(1) 不必要な物件の考え方については第1節「製造所」24によること。

(2) (略)

第6節 地下タンク貯蔵所（危令第13条）

1及び2 (略)

3 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 地下貯蔵タンクはすべて砂等の中に埋設する必要がある。よって、空間のある地下室に設置されている貯蔵タンクについては、地下タンク貯蔵所としては規制されない。（当該タンク室が建築物である場合は、屋内タンク貯蔵所等として規制される。）

なお、当該地下貯蔵タンク直上部にあるふた又はタンク室頂版等の中で、最上部の面、つまりいわゆる地面となっている部分を地盤面とする。

4～8 (略)

9 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) プロテクターのふたは、ふたにかかる重量に耐えられる厚さのものとし、直接プロテクターに当該荷重がかからないように設けるとともに、雨水が浸入しない構造とすること。◆

(4) (略)

10 (略)

(1)～(3) (略)

(4) ステンレス鋼板その他耐食性の高い材料で造られている地下貯蔵タンクにあっては、内容物及び埋設されている土壌環境等に鑑み、当該地下貯蔵タンクが十分な耐食性を有することが確認された場合、腐食のおそれの高いものに該当するタンクにあっては危則第23条の2第1項柱書のただし書きを適用し、また腐食のおそれが高いものに該当するタンクにあっては危令第23条を適用して、内面コーティング等地下貯蔵タンクの流出事故防止対策として必要な措置を講じる必要はない。(H.24.3.30 消防危第92号通知)(特例理由不要。特例適用願必要)

ただし、十分な耐食性とは、当該内面コーティング等地下貯蔵タンクの流出防止対策として必要な措置を講じるのと同様以上の内容物漏洩防止効果があるものをいい、当該効果を示す資料は、事業所側が提示するものであること。

11 (略)

12 通気管(第1項第8号)

危則第20条第3項第2号の「損傷の有無を点検できる措置」としては、点検のためのふたのあるコンクリート造りの箱に納めること等がある。

その他、第2章第4節「屋外タンク貯蔵所」の例によること。

13 (略)

14 注入口(第1項第9号)

危令第13条第1項第9号に規定する注入口については、同号の規定によるほか、第2章第4節「屋外タンク貯蔵所」の例によること。

なお、注入口の設置位置については、タンク直上部を妨げるものではないが、できるだけ遠方注入口を指導し、周囲に囲いを

10 (略)

(1)～(3) (略)

(4) ステンレス鋼板その他耐食性の高い材料で造られている地下貯蔵タンクにあっては、内容物及び埋設されている土壌環境等に鑑み、当該地下貯蔵タンクが十分な耐食性を有することが確認された場合、腐食のおそれが特に高いものに該当するタンクにあっては危則第23条の2第1項柱書のただし書きを適用し、また腐食のおそれが高いものに該当するタンクにあっては危令第23条を適用して、内面コーティング等地下貯蔵タンクの流出事故防止対策として必要な措置を講じる必要はない。(H.24.3.30 消防危第92号通知)(特例理由不要。特例適用願必要)

ただし、十分な耐食性とは、当該内面コーティング等地下貯蔵タンクの流出防止対策として必要な措置を講じるのと同様以上の内容物漏洩防止効果があるものをいい、当該効果を示す資料は、事業所側が提示するものであること。

11 (略)

12 通気管(第1項第8号)

危則第20条第3項第2号の「損傷の有無を点検できる措置」としては、点検のためのふたのあるコンクリート造りの箱に納めること等がある。

その他、第4節「屋外タンク貯蔵所」の例によること。

13 (略)

14 注入口(第1項第9号)

危令第13条第1項第9号に規定する注入口については、同号の規定によるほか第4節「屋外タンク貯蔵所」の例によること。

なお、注入口の設置位置については、タンク直上部を妨げるものではないが、できるだけ遠方注入口を指導し、周囲に囲いを設置する等、漏洩防止措置を図るよう指導

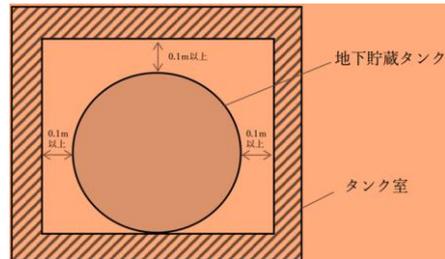
<p>設置する等、漏洩防止措置を図るよう指導すること。◆</p> <p>15 (略)</p> <p>16 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 上記の他、第2章第1節「製造所」19の例によること。</p> <p>17 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 検知管の長さは、コンクリートふた上面よりタンク基礎上面までの長さ以上とすること。</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>(6) 設置数は、タンク1基について4本以上とすること。ただし、2以上のタンクを1m以下に接近して設ける場合は、次の例によることができるものであること。(図2参照)</p> <p>(図略)</p> <p style="text-align: center;">図2 検知管の設置例</p> <p>18 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上記(1)に該当すると判断できないもので、特に以下の形態に該当するタンク室に関しては、積極的に危険物保安技術協会の安全性評価を活用し、同基準を満たしているか確認すること。</p> <p>(図略)</p>	<p>すること。◆</p> <p>15 (略)</p> <p>16 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 上記の他、第1節「製造所」19の例によること。</p> <p>17 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 検知管の長さは、コンクリートふた上面からタンク基礎上面までの長さ以上とすること。</p> <p>(4)及び(5) (略)</p> <p>(6) 設置数は、タンク1基について4本以上とすること。ただし、2以上のタンクを1m以下に接近して設ける場合は、次の例によることができるものであること。(第6-1図参照)</p> <p>(図略)</p> <p style="text-align: center;">第6-1図 検知管の設置例</p> <p>18 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上記(1)に該当すると判断できないもので、特に以下の形態に該当するタンク室に関しては、積極的に危険物保安技術協会の安全性評価を活用し、同基準を満たしているか確認すること。◆</p> <p>(図略)</p> <p>19 二重殻タンクをタンク室内に設置する場合の特例</p> <p>危令第13条第2項において、その例によることとされる政令第13条第1項第2号の規定については、次に掲げる要件を満たす場合、政令第23条の規定を適用し、「地下貯蔵タンクとタンク室の内側との間」のうち、地下貯蔵タンクの底部とタンク室の内側との間に設ける間隔は、0.1m未満とすることができる。(R.6.12.9 消防危第345号通知)(特例理由不要。特例適用願不</p>
--	--

19 (略)

- (1) 危令第13条第2項第2号イに規定する「水平投影の縦及び横よりそれぞれ0.6m以上大きく」とは、上から見て、ふたがタンクの水平投影より、0.3m以上両側にはみ出す形をいう。(S. 45. 2. 17 消防予第37号通知) (図1参照)
- (2) (略)
- (3) (略)
- ア (略)
- イ (略)
- (イ) 支柱の数はタンク1基につき4本以上とすること。ただし、タンク群にあっては、次の例図2によることができるものであること。(図2参照)
- (ウ) 帯鉄筋柱の最小寸法は20cm以上とすること。(図3参照)
- (エ) 軸方向鉄筋の直径 $\phi 1$ は12mm以上とすること。(図3参照)
- (オ) 帯鉄筋の直径 $\phi 2$ は6mm以上で、その間隔は柱の最小横寸法、軸方向鉄筋の直径の12倍又は帯鉄筋の直径の48倍のうち、その値の最も小さな値以下とすること。(図

要)

- (1) 第4類の危険物の二重殻タンクをタンク室に設置すること。
- (2) 「地下貯蔵タンクとタンク室の内側との間」のうち、地下貯蔵タンクの底部以外の部分とタンク室の内側との間については、0.1m以上の間隔を保つこと。(第6-2図参照)



第6-2図 地下貯蔵タンクとタンク室内側との間隔

20 (略)

- (1) 危令第13条第2項第2号イに規定する「水平投影の縦及び横よりそれぞれ0.6m以上大きく」とは、上から見て、ふたがタンクの水平投影より、0.3m以上両側にはみ出す形をいう。(S. 45. 2. 17 消防予第37号通知) (第6-3図例図1参照)
- (2) (略)
- (3) (略)
- ア (略)
- イ (略)
- (イ) 支柱の数はタンク1基につき4本以上とすること。ただし、タンク群にあっては、次の第6-3図例図2によることができるものであること。
- (ウ) 帯鉄筋柱の最小寸法は20cm以上とすること。(第6-4図参照)
- (エ) 軸方向鉄筋の直径 $\phi 1$ は12mm以上とすること。(第6-4図参照)
- (オ) 帯鉄筋の直径 $\phi 2$ は6mm以上で、その間隔は柱の最小横寸法、軸方向鉄筋の直径の12倍又は帯鉄筋の直径の48倍のうち、その値の最も小さな値以下とすること。(第

<p>3 参照)</p> <p>(カ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 支柱の数はタンク 1 基につき 4 本以上とすること。ただし、タンク群にあっては、次の例図 2 によることができるものであること。(図 2 参照)</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(図略)</p> <p>図 2 ふたの構造</p> <p>(図略)</p> <p>図 3 支柱の構造</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>20 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 碎石基礎を設ける場合にあつては、「27 地下貯蔵タンクの碎石基礎による施工方法について」によること。</p> <p>21 (略)</p> <p>22 (略)</p> <p>23 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア SF 二重殻タンクの構造 (別図—1 参照)</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア SF 二重殻タンクを運搬又は移動する場合は、強化プラスチックを損傷させないように行うこと。(別図—2 参照)</p> <p>なお、SF 二重殻タンクを運搬する場合</p>	<p>6—4 図参照)</p> <p>(カ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) 支柱の数はタンク 1 基につき 4 本以上とすること。ただし、タンク群にあっては、次の第 6—3 図例図 2 によることができるものであること。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(図略)</p> <p>第 6—3 図 ふたの構造</p> <p>(図略)</p> <p>第 6—4 図 支柱の構造</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>エ 鉄筋を重ね継手する場合の重ね長さは、原則鉄筋径の 40 倍以上とすること。(直径が異なる鉄筋の場合は細い方の径の 40 倍)</p> <p>オ ふたの鉄筋の被り厚さはおよそ 50mm とすること。</p> <p>21 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 碎石基礎を設ける場合にあつては、「26 地下貯蔵タンクの碎石基礎による施工方法について」によること。</p> <p>22 (略)</p> <p>23 (略)</p> <p>24 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア SF 二重殻タンクの構造 (第 6—5 図参照)</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア SF 二重殻タンクを運搬又は移動する場合は、強化プラスチックを損傷させないように行うこと。(第 6—6 図参照)</p> <p>なお、SF 二重殻タンクを運搬する場合</p>
---	---

にあつては、当該タンクの検知層を減圧（0.02MPa程度）しておくことが、損傷を防止する観点から効果的であること。

イ～オ（略）

(5)（略）

ア（略）

(7) タンクの被覆

危令第13条第2項第1号口の規定による危則第24条の2の2第3項第1号のタンクの被覆の基準及び危令第13条第2項第5号に規定する基準に関する事項、(1)ア～オ及び(3)に規定する事項

(イ)（略）

イ（略）

（図略）

別図－1 鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの構造例

（図略）

別図－2（その1） 吊り下げ作業法の例

（図略）

別図－2（その2） 運搬方法の例

24 強化プラスチック製二重殻タンクの運用基準（H. 7. 3. 28 消防危第28号通知

（H. 8. 10. 18 消防危第128号改正））

(1)（略）

ア F F二重殻タンクは、地下貯蔵タンク及び当該地下貯蔵タンクに被覆された強化プラスチック（以下「外殻」という。）が一体となって当該F F二重殻タンクに作用する荷重に対して安全な構造を有するものであり、その一例を示すと**別図－1**のとおりであること。

また、危則第24条の2の4に定める安全な構造については、別記の内圧試験及び外圧試験により確認されるものであること。

なお、F F二重殻タンクを地盤面下に埋設した場合に当該タンクに作用する土圧、内圧等の荷重に対し安全な構造とするうえ

にあつては、当該タンクの検知層を減圧（0.02MPa程度）しておくことが損傷を防止する観点から効果的であること。

イ～オ（略）

(5)（略）

ア（略）

(7) タンクの被覆

危令第13条第2項第1号口の規定による危則第24条の2の2第3項第1号のタンクの被覆の基準及び危令第13条第2項第5号に規定する基準に関する事項は、(1)ア～オ及び(3)に規定する事項

(イ)（略）

イ（略）

（図略）

第6－5図 鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの構造例

（図略）

第6－6図（その1） 吊り下げ作業法の例

（図略）

第6－6図（その2） 運搬方法の例

25 強化プラスチック製二重殻タンクの運用基準（H. 7. 3. 28 消防危第28号通知

（H. 8. 10. 18 消防危第128号改正））

(1)（略）

ア F F二重殻タンクは、地下貯蔵タンク及び当該地下貯蔵タンクに被覆された強化プラスチック（以下「外殻」という。）が一体となって当該F F二重殻タンクに作用する荷重に対して安全な構造を有するものであり、その一例を示すと**第6－7図**のとおりであること。

また、危則第24条の2の4に定める安全な構造については、別記の内圧試験及び外圧試験により確認されるものであること。

なお、F F二重殻タンクを地盤面下に埋設した場合に当該タンクに作用する土圧、内圧等の荷重に対し安全な構造とするうえ

<p>での地下貯蔵タンク及び外殻の役割としては、次のものがあること。</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ F F 二重殻タンクの埋設にあたっては、「25 地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について」によること。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ F F 二重殻タンクの内殻に用いる材質の耐薬品性能については、「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」(H. 22. 7. 8 第144号通知) 第2によること。</p> <p>なお、地下貯蔵タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物が「自動車ガソリン」(JIS K 2202「自動車ガソリン」に規定するものをいう。)、灯油、軽油又は重油(JIS K 2205「重油」に規定するもののうち一種に限る。)の場合は、耐薬品性試験を省略して差し支えない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 検知液による漏洩検知設備を用いる場合にあっては、「鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について」(H. 3. 4. 30消防危第37号通知(H. 5. 12. 9 消防危第95号改正))の2の漏洩検知装置の例によること。この場合において、地下貯蔵タンク及び外殻の強化プラスチックに用いる樹脂は、検知液により侵されないものとする。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(図略)</p> <p>別図—1</p> <p>別記 (略)</p> <p>25 (略)</p> <p>「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法に関する指針」</p> <p>(略)</p>	<p>での地下貯蔵タンク及び外殻の役割としては、次のものがあること。</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ F F 二重殻タンクの埋設にあたっては、「26 地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について」によること。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ F F 二重殻タンクの内殻に用いる材質の耐薬品性能については、「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」(H. 22. 7. 8 消防危第144号通知) 第2によること。</p> <p>なお、地下貯蔵タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物が「自動車ガソリン」(JIS K 2202「自動車ガソリン」に規定するものをいう。)、灯油、軽油又は重油(JIS K 2205「重油」に規定するもののうち一種に限る。)の場合は、耐薬品性試験を省略して差し支えない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 検知液による漏洩検知設備を用いる場合にあっては、「鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について」(H. 3. 4. 30消防危第37号通知(H. 5. 12. 9 消防危第95号改正))の「2 漏洩検知装置」の例によること。この場合において、地下貯蔵タンク及び外殻の強化プラスチックに用いる樹脂は、検知液により侵されないものとする。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(図略)</p> <p>第6—7図 F F 二重殻タンクの例</p> <p>別記 (略)</p> <p>26 (略)</p> <p>「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法に関する指針」</p> <p>(略)</p>
---	---

(1) 堅固な基礎の構成

砕石基礎は、以下に記す基礎スラブ、砕石床、支持砕石、充填砕石、埋戻し部及び固定バンドにより構成するものであること。(図参照)

ア～カ (略)

(2) (略)

(3) (略)

ア～ウ (略)

ア (略)

(図略)

図 1-1 砕石床施工図

(図略)

図 1-2 支持砕石施工図

(図略)

図 1-3 充填砕石施工図

イ (略)

(図略)

図 2-1 (その 4) 砕石床施工図

(図略)

図 2-2 (その 5) 充填砕石施工図

ウ (略)

(図略)

図 3-1 (その 6) 砕石床施工図

(図略)

図 3-2 (その 7) 充填砕石施工図

26 (略)

27 地下タンク貯蔵所での取扱いについて

地下タンク貯蔵所の取扱いとしては、タンクへの注行為はもちろんのこと、地下貯蔵タンクから配管を使用しての送液行為も含まれる。

よって、当該行為を行う場合は、危険物取扱者の立会い等が必要となる。

(1) 堅固な基礎の構成

砕石基礎は、以下に記す基礎スラブ、砕石床、支持砕石、充填砕石、埋戻し部及び固定バンドにより構成するものであること。(第 6-8 図参照)

ア～カ (略)

(2) (略)

(3) (略)

ア～ウ (略)

ア (略)

(図略)

第 6-8 図 (その 1) 砕石床施工図

(図略)

第 6-8 図 (その 2) 支持砕石施工図

(図略)

第 6-8 図 (その 3) 充填砕石施工図

イ (略)

(図略)

第 6-8 図 (その 4) 砕石床施工図

(図略)

第 6-8 図 (その 5) 充填砕石施工図

ウ (略)

(図略)

第 6-8 図 (その 6) 砕石床施工図

(図略)

第 6-8 図 (その 7) 充填砕石施工図

27 (略)

28 地下タンク貯蔵所での取扱いについて

地下タンク貯蔵所の取扱いとしては、タンクへの注行為はもちろんのこと、地下貯蔵タンクから配管を使用しての送液行為も含まれる。

このうち、消防法第 13 条第 3 項に規定する危険物取扱者の立会いを要する取扱いは、あくまでも人の手で行われる取扱いのみを規定するものであり、全く人の手を介さない取扱い行為に関しては、当該規定の対象外である。

ただし、無人の状態では危険物が取り扱わ

<p>28 (略)</p> <p>29 (略)</p> <p>(1) 不必要な物件の考え方については、第2章第1節「製造所」24によること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第7節 簡易タンク貯蔵所（危令第14条）</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 タンクの構造（第6号） タンクの構造については、第2章第4節「屋外タンク貯蔵所」6(1)～(3)によること。</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>7 電気設備 電気設備については、第2章第1節「製造所」の例により指導すること。◆</p> <p>8 (略)</p>	<p>れる行為は異常時の対応ができない等、非常に危険であるため、たとえ全く人の手を介さない取扱い行為であっても、必ず人が立ち会った上で行うよう指導すること。◆</p> <p>なお、当該異常対応に伴う危険物の送液停止及び流量調整等（自動で行われるものを除く。）については、たとえ遠隔であっても人の手で行われる危険物の取扱い行為に該当するため、危険物取扱者の立会い等が必要となる。</p> <p>29 (略)</p> <p>30 (略)</p> <p>(1) 不必要な物件の考え方については、第1節「製造所」24によること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第7節 簡易タンク貯蔵所（危令第14条）</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) タンクの周囲に保有すべき1mの空地の上空は、高さ2.5mまでは物件等何も存在してはならない。</p> <p>なお、当該タンクの高さが高い等、何らかの理由で台等に上り点検又は作業等を行う必要のあるタンクに関しては、当該物件等が存在してはならない高さを、「当該台等の高さ+2.5m」とする。</p> <p>(4) 屋外に複数のタンクを設置する場合には、当該タンク間であっても1m以上の幅の空地を確保すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 タンクの構造（第6号） タンクの構造については、第4節「屋外タンク貯蔵所」6(1)～(3)によること。</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>7 電気設備 電気設備については、第1節「製造所」の例により指導すること。◆</p> <p>8 (略)</p>
--	--

- (1) (略)
- (2) 当該不必要な物件を置いてはならない範囲には、専用室内が該当する。

第8節 移動タンク貯蔵所（危令第15条）

(略)

1 (略)

(1) (略)

ア 危令第15条第1項に定める移動タンク貯蔵所には、単一車形式（**図1-1**）及び被けん車形式（**図1-3**）の2形式がある。

イ 危令第15条第2項に定める積載式移動タンク貯蔵所も同様に単一車形式（**図1-2**）及び被けん引車形式（**図1-4**）の2形式がある。

ウ及びエ (略)

(図略)

図1-1 単一車形式で積載式以外の移動タンク貯蔵所の例

(図略)

図1-2 単一車形式で積載式の移動タンク貯蔵所の例

(図略)

図1-3 被けん引車形式で積載式以外の移動タンク貯蔵所の例

(図略)

図1-4 被けん引車形式で積載式の移動タンク貯蔵所の例

(2) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(図略)

第1.2-1図 タンクの胴長のとり方

(イ)及び(ウ) (略)

イ (略)

2 (略)

(1) (略)

(1) (略)

(2) 当該不必要な物件を置いてはならない範囲には、**給油又は注油のために必要な空地を施設範囲として確保している場所及び専用室内**が該当する。

第8節 移動タンク貯蔵所（危令第15条）

(略)

1 (略)

(1) (略)

ア 危令第15条第1項に定める移動タンク貯蔵所には、単一車形式（**第8-1図**）及び被けん車形式（**第8-3図**）の2形式がある。

イ 危令第15条第2項に定める積載式移動タンク貯蔵所も同様に単一車形式（**第8-2図**）及び被けん引車形式（**第8-4図**）の2形式がある。

ウ及びエ (略)

(図略)

第8-1図 単一車形式で積載式以外の移動タンク貯蔵所の例

(図略)

第8-2図 単一車形式で積載式の移動タンク貯蔵所の例

(図略)

第8-3図 被けん引車形式で積載式以外の移動タンク貯蔵所の例

(図略)

第8-4図 被けん引車形式で積載式の移動タンク貯蔵所の例

(2) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(図略)

第8-5図 タンクの胴長のとり方

(イ)及び(ウ) (略)

イ (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア タンクの材質及び板厚

移動貯蔵タンクの材質及び板厚は、危令第15条第1項第2号に定める厚さ3.2mm以上の鋼板の基準材質をJIS G 3101に規定される一般構造用圧延鋼材のうちのSS400

(以下「SS400」という。)とし、これと同等以上の機械的性質を有する材料

(SS400以外の金属板)で造る場合の厚さは、表2-2-1に掲げる材料にあつては当該表に示す必要最小値以上、それ以外の金属板にあつては下記の計算式により算出された数値(小数点第2位以下の数値は切り上げる。)以上で、かつ、2.8mm以上の厚さで造るものとする。ただし、最大容量が20kLを超えるタンクをアルミニウム合金板で造る場合の厚さは、前記の値に1.1を乗じたものとする。

なお、表2-2-1に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料を使用する場合(当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。)については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SS400及び表2-2-1に掲げるもの以外の材料並びに表2-2-1に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料を使用する場合には、引張強さ、伸び等を鋼材検査証明書等により確認すること。

(表2-2-1に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。)

(数式略)

表2-2-1 SS400以外の金属板を用いる場合の板厚の必要最小値

(表略)

(2) (略)

ア タンクの材質及び板厚

移動貯蔵タンクの材質及び板厚は、危令第15条第1項第2号に定める厚さ3.2mm以上の鋼板の基準材質をJIS G 3101に規定される一般構造用圧延鋼材のうちのSS400

(以下「SS400」という。)とし、これと同等以上の機械的性質を有する材料

(SS400以外の金属板)で造る場合の厚さは、第8-1表に掲げる材料にあつては当該表に示す必要最小値以上、それ以外の金属板にあつては下記の計算式により算出された数値(小数点第2位以下の数値は切り上げる。)以上で、かつ、2.8mm以上の厚さで造るものとする。ただし、最大容量が20kLを超えるタンクをアルミニウム合金板で造る場合の厚さは、前記の値に1.1を乗じたものとする。

なお、第8-1表に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料を使用する場合(当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。)については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SS400及び第8-1表に掲げるもの以外の材料並びに第8-1表に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料を使用する場合には、引張強さ、伸び等を鋼材検査証明書等により確認すること。(第8-1表に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。)

(数式略)

第8-1表 SS400以外の金属板を用いる場合の板厚の必要最小値

(表略)

イ (略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) タンク本体の応力集中防止措置

被けん引車形式の移動タンク貯蔵所のタンク（積載式のタンクの箱枠構造のものを除く。）の図2-2-1の斜線部分には、著しく応力集中を生じるおそれのある附属物を設けないこと。

(図略)

図2-2-1 タンク本体の応力集中防止範囲

ウ (略)

(3) (略)

ア～ウ (略)

(図略)

図2-3-1 安全弁の構造

エ (略)

(4) (略)

ア 材質及び板厚

防波板の材質及び板厚は、危則第15条第1項第4号に定める厚さ1.6mm以上の鋼板の基準材質をJIS G 3131に規定される熱間圧延軟鋼板のうちSPHC（以下「SPHC」という。）とし、これと同等以上の機械的性質を有する材料（SPHC以外の金属板）で造る場合の厚さは、表2-4-1に掲げる材料にあつては当該表に示す必要最小値以上、それ以外の金属板にあつては下記の計算式により算出された数値（小数点第2位以下の数値は切り上げる。）以上の厚さで造るものとする。

なお、表2-4-1に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合（当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

イ (略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) タンク本体の応力集中防止措置

被けん引車形式の移動タンク貯蔵所のタンク（積載式のタンクの箱枠構造のものを除く。）の第8-6図の斜線部分には、著しく応力集中を生じるおそれのある附属物を設けないこと。

(図略)

第8-6図 タンク本体の応力集中防止範囲

ウ (略)

(3) (略)

ア～ウ (略)

(図略)

第8-7図 安全弁の構造

エ (略)

(4) (略)

ア 材質及び板厚

防波板の材質及び板厚は、危則第15条第1項第4号に定める厚さ1.6mm以上の鋼板の基準材質をJIS G 3131に規定される熱間圧延軟鋼板のうちSPHC（以下「SPHC」という。）とし、これと同等以上の機械的性質を有する材料（SPHC以外の金属板）で造る場合の厚さは、第8-2表に掲げる材料にあつては当該表に示す必要最小値以上、それ以外の金属板にあつては下記の計算式により算出された数値（小数点第2位以下の数値は切り上げる。）以上の厚さで造るものとする。

なお、第8-2表に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合（当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SPHC及び表2-4-1に掲げるもの以外の材料並びに表2-4-1に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合には、引張強さ等を鋼材検査証明書等により確認すること。（表2-4-1に示す引張強さと異なる強度を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）

（数式略）

表2-4-1 SPHC以外の金属板を用いる場合の板厚の必要最小値

（表略）

イ～エ （略）

(5) マンホール及び注入口のふた（危令第15条第1項第5号関係）

マンホール及び注入口のふたの材質及び板厚は、危令第15条第1項第5号に定める厚さ3.2mm以上の鋼板の基準材質をSS400とし、これと同等以上の機械的性質を有する材料（SS400以外の金属板）で造る場合の厚さは、表2-5-1に掲げる材料にあつては当該表に示す必要最小値以上、それ以外の金属板にあつては下記の計算式により算出された数値（小数点第2位以下の数値は切り上げる。）以上で、かつ、2.8mm以上の厚さで造るものとする。

なお、表2-5-1に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料を使用する場合（当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SS400及び表2-5-1に掲げるもの以外の材料並びに表2-5-1に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料を使用する場合には、引張強さ、伸び等を

また、SPHC及び第8-2表に掲げるもの以外の材料並びに第8-2表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合には、引張強さ等を鋼材検査証明書等により確認すること。（第8-2表に示す引張強さと異なる強度を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）

（数式略）

第8-2表 SPHC以外の金属板を用いる場合の板厚の必要最小値

（表略）

イ～エ （略）

(5) マンホール及び注入口のふた（危令第15条第1項第5号関係）

マンホール及び注入口のふたの材質及び板厚は、危令第15条第1項第5号に定める厚さ3.2mm以上の鋼板の基準材質をSS400とし、これと同等以上の機械的性質を有する材料（SS400以外の金属板）で造る場合の厚さは、第8-3表に掲げる材料にあつては当該表に示す必要最小値以上、それ以外の金属板にあつては下記の計算式により算出された数値（小数点第2位以下の数値は切り上げる。）以上で、かつ、2.8mm以上の厚さで造るものとする。

なお、第8-3表に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料を使用する場合（当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SS400及び第8-3表に掲げるもの以外の材料並びに第8-3表に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料を使用する場合には、引張強さ、伸び等を鋼材

鋼材検査証明書等により確認すること。

(表2-5-1に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。)

(数式略)

表2-5-1 SS400以外の金属板を用いる場合の板厚の必要最小値

(表略)

(6) (略)

(7) (略)

ア (略)

イ (略)

(7) (略)

a 箱形の側面枠は、厚さ3.2mm以上のSS400で造ること。SS400以外のこれと同等以上の機械的性質を有する材料(SS400以外の金属板)で造る場合の厚さは、表2-7-1に掲げる材料にあつては当該表に掲げる必要最小値以上、それ以外の金属板にあつては下記の計算式により算出された数値(小数点第2位以下の数値は切り上げる。)以上で、かつ、2.8mm以上の厚さで造るものとする。

なお、表2-7-1に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合(当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。)については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SS400及び表2-7-1に掲げるもの以外の材料並びに表2-7-1に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合には、引張強さ等を鋼材検査証明書等により確認すること。(表2-7-1に示す引張強さと異なる強度を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を

検査証明書等により確認すること。(第8-3表に示す引張強さ及び伸びと異なる性状を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。)

(数式略)

第8-3表 SS400以外の金属板を用いる場合の板厚の必要最小値

(表略)

(6) (略)

(7) (略)

ア (略)

イ (略)

(7) (略)

a 箱形の側面枠は、厚さ3.2mm以上のSS400で造ること。SS400以外のこれと同等以上の機械的性質を有する材料(SS400以外の金属板)で造る場合の厚さは、第8-4表に掲げる材料にあつては当該表に掲げる必要最小値以上、それ以外の金属板にあつては下記の計算式により算出された数値(小数点第2位以下の数値は切り上げる。)以上で、かつ、2.8mm以上の厚さで造るものとする。

なお、第8-4表に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合(当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。)については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SS400及び第8-4表に掲げるもの以外の材料並びに第8-4表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合には、引張強さ等を鋼材検査証明書等により確認すること。(第8-4表に示す引張強さと異なる強度を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有し

有していない金属板を使用するときに限る。)

(数式略)

表 2-7-1 SS400以外の金属板を用いる場合の板厚の必要最小値

(表略)

b 側面枠の頂部の幅は、**表 2-7-2**によること。

表 2-7-2 側面枠の頂部の幅

(表略)

(イ) (略)

a 形鋼による枠形の側面枠の寸法及び板厚は、**表 2-7-3**に掲げる移動貯蔵タンクの最大容量の区分に応じた材質及びJIS記号欄に掲げる金属板に応じて当該表に示す必要最小値以上のものとし、それ以外の金属板を用いる場合にあつては、下記の計算式により算出された数値(小数点第2位以下の数値は切り上げる。)以上の厚さで造るものとする。

なお、**表 2-7-3**に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合(当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。)については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SS400及び**表 2-7-3**に掲げるもの以外の材料並びに**表 2-7-3**に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合には、引張強さ等を鋼材検査証明書等により確認すること。(表 2-7-3 に示す引張強さと異なる強度を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。)

(数式略)

表 2-7-3 枠形の側面枠の形鋼の寸法及

有していない金属板を使用するときに限る。)

(数式略)

第 8-4 表 SS400以外の金属板を用いる場合の板厚の必要最小値

(表略)

b 側面枠の頂部の幅は、**第 8-5 表**によること。

第 8-5 表 側面枠の頂部の幅

(表略)

(イ) (略)

a 形鋼による枠形の側面枠の寸法及び板厚は、**第 8-6 表**に掲げる移動貯蔵タンクの最大容量の区分に応じた材質及びJIS記号欄に掲げる金属板に応じて当該表に示す必要最小値以上のものとし、それ以外の金属板を用いる場合にあつては、下記の計算式により算出された数値(小数点第2位以下の数値は切り上げる。)以上の厚さで造るものとする。

なお、**第 8-6 表**に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合(当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。)については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SS400及び**第 8-6 表**に掲げるもの以外の材料並びに**第 8-6 表**に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合には、引張強さ等を鋼材検査証明書等により確認すること。(第 8-6 表 に示す引張強さと異なる強度を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。)

(数式略)

第 8-6 表 枠形の側面枠の形鋼の寸法及び

び板厚の必要最小値

(表略)

b (略)

(a) 隅部補強板 (図 2-7-1 の A 部) 及び接合部補強板 (図 2-7-1 の B 部) は、厚さ 3.2mm 以上の SS400 又は表 2-7-1 に掲げる金属板の区分に応じた必要最小値以上の金属板とすること。それ以外の金属板にあっては、下記の計算式により算出された数値 (小数点第 2 位以下の数値は切り上げる。) 以上で、かつ、2.8mm 以上のものとすること。

なお、表 2-7-1 に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合 (当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。) については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SS400 及び表 2-7-1 に掲げるもの以外の材料並びに表 2-7-1 に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合には、引張強さ等を鋼材検査証明書等により確認すること。(表 2-7-1 に示す引張強さと異なる強度を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。)

(数式略)

(b)~(d) (略)

(図略)

図 2-7-1 枠形の側面の構造

(ウ) (略)

a (略)

(数式略)

b 当て板は、側面枠の取り付け部分から 20 mm 以上張り出すものであり、箱形の側面枠に設ける当て板にあっては図 2-7-2

板厚の必要最小値

(表略)

b (略)

(a) 隅部補強板 (第 8-8 図の A 部) 及び接合部補強板 (第 8-8 図の B 部) は、厚さ 3.2mm 以上の SS400 又は第 8-4 表に掲げる金属板の区分に応じた必要最小値以上の金属板とすること。それ以外の金属板にあっては、下記の計算式により算出された数値 (小数点第 2 位以下の数値は切り上げる。) 以上で、かつ、2.8mm 以上のものとすること。

なお、第 8-4 表に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合 (当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。) については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SS400 及び第 8-4 表に掲げるもの以外の材料並びに第 8-4 表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合には、引張強さ等を鋼材検査証明書等により確認すること。(第 8-4 表に示す引張強さと異なる強度を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。)

(数式略)

(b)~(d) (略)

(図略)

第 8-8 図 枠形の側面の構造

(ウ) (略)

a (略)

(数式略)

b 当て板は、側面枠の取り付け部分から 20 mm 以上張り出すものであり、箱形の側面枠に設ける当て板にあっては第 8-8 図に、

に、枠形の側面枠に設ける当て板にあつては図2-7-3に示すように当て板を取り付けるものとする。

(図略)

図2-7-2 箱形の側面枠に設ける当て板の取付方法

(図略)

図2-7-3 枠形の側面枠に設ける当て板の取付方法

ウ (略)

(7) 単一車形式の側面枠の取付位置は、危則第24条の3第1号ハに定める移動貯蔵タンクの前端及び後端から水平距離で1m以内とされているが、当て板を除く側面枠全体が1m以内で、かつ、図2-7-4に示すように移動貯蔵タンクの胴長の1/4の距離以内とすること。◆

(図略)

図2-7-4 単一車形式の移動タンク貯蔵所の側面枠の取付位置

(イ) 被けん引車形式の側面枠の取付位置

は、危則第24条の3第1号ハの規定により(7)の1mを超えた位置に設けることができるとされているが、図2-7-5に示すように移動貯蔵タンクの前端及び後端から当て板を除く側面枠全体が移動貯蔵タンクの胴長の1/3の水平距離以内とすること。◆

(図略)

図2-7-5 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所の側面枠の取付位置

(ウ) 側面枠は、危則第24条の3第1号イに定める移動タンク貯蔵所の後部立面図において、当該側面枠の最外側と当該移動タンク貯蔵所の最外側とを結ぶ直線（以下「最外側線」という。）と地盤面とのなす角度（以下「接地角度」という。）は図2-7-6示す β をいい、貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵

枠形の側面枠に設ける当て板にあつては第8-9図に示すように当て板を取り付けるものとする。

(図略)

第8-8図 箱形の側面枠に設ける当て板の取付方法

(図略)

第8-9図 枠形の側面枠に設ける当て板の取付方法

ウ (略)

(7) 単一車形式の側面枠の取付位置は、危則第24条の3第1号ハに定める移動貯蔵タンクの前端及び後端から水平距離で1m以内とされているが、当て板を除く側面枠全体が1m以内で、かつ、第8-10図に示すように移動貯蔵タンクの胴長の1/4の距離以内とすること。◆

(図略)

第8-10図 単一車形式の移動タンク貯蔵所の側面枠の取付位置

(イ) 被けん引車形式の側面枠の取付位置

は、危則第24条の3第1号ハの規定により(7)の1mを超えた位置に設けることができるとされているが、第8-11図に示すように移動貯蔵タンクの前端及び後端から当て板を除く側面枠全体が移動貯蔵タンクの胴長の1/3の水平距離以内とすること。◆

(図略)

第8-11図 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所の側面枠の取付位置

(ウ) 側面枠は、危則第24条の3第1号イに定める移動タンク貯蔵所の後部立面図において、当該側面枠の最外側と当該移動タンク貯蔵所の最外側とを結ぶ直線（以下「最外側線」という。）と地盤面とのなす角度（以下「接地角度」という。）は第8-12図に示す β をいい、貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯

所の重心点（**図 2-7-6**にGで示す。以下「貯蔵時重心点」という。）と当該側面枠の最外側とを結ぶ直線と貯蔵重心点から最外側線におろした垂線とのなす角度（以下「取付角度」という。）は**図 2-7-6**に示す α をいうものである。この場合の最外側線、貯蔵時重心は、次により決定すること。

（図略）

図 2-7-6 接地角度及び取付角度

a 最外側線は、**図 2-7-7**に示すように側面枠とタンク本体、タイヤ又はステップを結ぶ線のうち最も外側となるものとする。

なお、フェンダ、取り外し可能なホースボックス、はしご等容易に変形する部分が最外側線の外側にある場合であっても、これらと側面枠を結ぶ線を移動タンク貯蔵所の最外側線としないこと。

（図略）

図 2-7-6 接地角度及び取付角度

b （略）

(エ) （略）

(オ) （略）

a （略）

b （略）

(a) 移動貯蔵タンクの胴板に直接側面枠を取り付ける場合は、**図 2-7-8**に示す方法によること。

（図略）

図 2-7-8 タンク胴部に直接取り付ける側面枠の方法

(b) 移動貯蔵タンクの胴板に直接側面枠を取り付けない場合は、移動貯蔵タンクにイ(ウ)による当て板を設け、当て板に次のAに示す補強部材を溶接接合し、補強部材に溶接接合した次のBに示す取付座に側面枠を溶接又は次のCに示すボルトによりボルト締め接合すること。

蔵所の重心点（**第 8-12 図**にGで示す。以下「貯蔵時重心点」という。）と当該側面枠の最外側とを結ぶ直線と貯蔵重心点から最外側線におろした垂線とのなす角度（以下「取付角度」という。）は**第 8-12 図**に示す α をいうものである。この場合の最外側線、貯蔵時重心は、次により決定すること。

（図略）

第 8-12 図 接地角度及び取付角度

a 最外側線は、**第 8-13 図**に示すように側面枠とタンク本体、タイヤ又はステップを結ぶ線のうち最も外側となるものとする。

なお、フェンダ、取り外し可能なホースボックス、はしご等容易に変形する部分が最外側線の外側にある場合であっても、これらと側面枠を結ぶ線を移動タンク貯蔵所の最外側線としないこと。

（図略）

第 8-13 図 最外側線の決定方法

b （略）

(エ) （略）

(オ) （略）

a （略）

b （略）

(a) 移動貯蔵タンクの胴板に直接側面枠を取り付ける場合は、**第 8-14 図**に示す方法によること。

（図略）

第 8-14 図 タンク胴部に直接取り付ける側面枠の方法

(b) 移動貯蔵タンクの胴板に直接側面枠を取り付けない場合は、移動貯蔵タンクにイ(ウ)による当て板を設け、当て板に次のAに示す補強部材を溶接接合し、補強部材に溶接接合した次のBに示す取付座に側面枠を溶接又は次のCに示すボルトによりボルト締め接合すること。

なお、取付座と側面枠を溶接接合する場合は、**図 2-7-9**に示す方法により、ボルト締め接合による場合は、**図 2-7-10**に示す方法により取り付けること。

(図略)

図 2-7-9 被覆板の下部に補強部材を設け、側面枠と補強部材を溶接接合する場合の取付方法

(図略)

図 2-7-10 外板の下部に補強部材を設け、側面枠と補強部材をボルト締めにより接合する場合の取付方法

A (略)

B 取付座

取付座の材質及び板厚は、イ(ウ) a によること。また、取付座の大きさは、**図 2-7-11**に示すように、補強部材の取付け部分から20mm以上張り出すものとともに、取付座と側面枠の取付けをイ(ウ) b の当ての取付方法に準じて行うものとする。

(図略)

図 2-7-11 補強部材の取付座の大きさ

C (略)

a 及び b (略)

c (略)

(a) (略)

表 2-7-4 締付けボルトの数

(表略)

(b) 枠形の側面枠の場合は、当該側面枠取付部 1箇所につき 5 本以上とすること。この場合の締付けボルトの配列は**図 2-7-12**に示すように 1 のボルトに応力が集中しないように配列すること。

(図略)

図 2-7-12 1 の締付けボルトに応力集中が発生しない締付け配列方法

(8) 防護枠 (危令第15条第1項第7号、危則第24条の3第2号関係)

附属設備 (マンホール (ふたを含

なお、取付座と側面枠を溶接接合する場合は、**第 8-15 図**に示す方法により、ボルト締め接合による場合は、**第 8-16 図**に示す方法により取り付けること。

(図略)

第 8-15 図 被覆板の下部に補強部材を設け、側面枠と補強部材を溶接接合する場合の取付方法

(図略)

第 8-16 図 外板の下部に補強部材を設け、側面枠と補強部材をボルト締めにより接合する場合の取付方法

A (略)

B 取付座

取付座の材質及び板厚は、イ(ウ) a によること。また、取付座の大きさは、**第 8-17 図**に示すように、補強部材の取付け部分から20mm以上張り出すものとともに、取付座と側面枠の取付けをイ(ウ) b の当ての取付方法に準じて行うものとする。

(図略)

第 8-17 図 補強部材の取付座の大きさ

C (略)

a 及び b (略)

c (略)

(a) (略)

第 8-7 表 締付けボルトの数

(表略)

(b) 枠形の側面枠の場合は、当該側面枠取付部 1箇所につき 5 本以上とすること。この場合の締付けボルトの配列は**第 8-18 図**に示すように 1 のボルトに応力が集中しないように配列すること。

(図略)

第 8-18 図 締付けボルトに応力集中が発生しない締付け配列方法

(8) 防護枠 (危令第15条第1項第7号、危則第24条の3第2号関係)

附属設備 (マンホール (ふたを含

む。)、注入口(ふたを含む。)、計量口(ふたを含む。)、安全装置、底弁操作ハンドル、不燃性ガス封入配管(弁、継手、計器等を含む。)、積おろし用配管(弁、継手、計器等を含む。)、可燃性蒸気回収設備(弁、緩衝継手、接手、配管等を含む。)等タンク上部に設けられている装置をいう。)が、**図2-8-1**に示すように、タンク内に50mm以上陥没しているものには、防護枠を設けないことができるものであること。

それ以外の移動貯蔵タンクに設ける危令第15条第1項第7号に定める防護枠は、次によること。

(図略)

図2-8-1 防護枠を設けないことができる附属装置が陥没しているタンクの構造
ア 防護枠の構造

防護枠は、**図2-8-2**①に示す形態の鋼板で四方を**図2-8-3**に示す通し板補強を行った底部の幅が120mm以上の山形としたもの(以下「四方山形」という。)とすること。

ただし、移動貯蔵タンクの移動方向に平行に設ける枠の長さが、移動貯蔵タンクの長さの2/3以上の長さとなるものにあつては、移動貯蔵タンクの移動方向に平行に設ける枠の部分を通し板補強を行った底部の幅が120mm以上の山形とすることができる。

なお、最大容量が20kL以下の移動貯蔵タンクは、前後部を**図2-8-2**の②から⑤に示す上部折り曲げ形構造又はパイプ溶接構造と、最大容量が20kLを超える移動貯蔵タンクは、**図2-8-2**中④又は⑤に示す前部を上部の折り曲げ又はパイプを50mm以上とした上部折り曲げ形構造又はパイプ溶接構造とし、後部を前部の構造若しくは②及び③に示す構造としたもの(以下「二方

む。)、注入口(ふたを含む。)、計量口(ふたを含む。)、安全装置、底弁操作ハンドル、不燃性ガス封入配管(弁、継手、計器等を含む。)、積おろし用配管(弁、継手、計器等を含む。)、可燃性蒸気回収設備(弁、緩衝継手、接手、配管等を含む。)等タンク上部に設けられている装置をいう。)が、**第8-19図**に示すように、タンク内に50mm以上陥没しているものには、防護枠を設けないことができるものであること。

それ以外の移動貯蔵タンクに設ける危令第15条第1項第7号に定める防護枠は、次によること。

(図略)

第8-19図 防護枠を設けないことができる附属装置が陥没しているタンクの構造
ア 防護枠の構造

防護枠は、**第8-20図**①に示す形態の鋼板で四方を**第8-21図**に示す通し板補強を行った底部の幅が120mm以上の山形としたもの(以下「四方山形」という。)とすること。

ただし、移動貯蔵タンクの移動方向に平行に設ける枠の長さが、移動貯蔵タンクの長さの2/3以上の長さとなるものにあつては、移動貯蔵タンクの移動方向に平行に設ける枠の部分を通し板補強を行った底部の幅が120mm以上の山形とすることができる。

なお、最大容量が20kL以下の移動貯蔵タンクは、前後部を**第8-20図**の②から⑤に示す上部折り曲げ形構造又はパイプ溶接構造と、最大容量が20kLを超える移動貯蔵タンクは、**第8-20図**中④又は⑤に示す前部を上部の折り曲げ又はパイプを50mm以上とした上部折り曲げ形構造又はパイプ溶接構造とし、後部を前部の構造若しくは②及び③に示す構造としたもの(以下「二方

山形」という。)とすることができる。

(図略)

図 2-8-2 防護枠の構造

(図略)

図 2-8-3 防護枠の通し板補強構造

イ 防護枠の高さ

防護枠の高さは、その頂部が附属装置より50mm以上の間隔を必要とするが、附属装置を防熱又は防じんカバーで覆う移動貯蔵タンクにあつては、図 2-8-4 に示すように防熱又は防じんカバーの厚さ(防熱又は防じんカバーの内側にグラスウール等の容易に変形する断熱材を張り付けた構造のものである場合は、当該断熱材の厚さ(t0)を除く。)に50mmを加えた値以上とすること。

この場合、防熱又は防じんカバーの頂部は、防護枠の頂部を超えないものとする。

(図略)

図 2-8-4 防熱又は防じんカバーを設ける移動貯蔵タンクの防護枠

ウ 防護枠の材質及び板厚

防護枠の材質及び板厚については、厚さ2.3mm以上の鋼板の基準材質をSPHCとし、これと同等以上の機械的性質を有する材料(SPHC以外の金属板)で造る場合の厚さは、表 2-8-1 に掲げる金属板にあつては、金属板の区分に応じた最小必要値以上、それ以外の金属板にあつては、下記の計算式により算出された数値(小数点第2位以下の数値は切り上げる。)以上の厚さで造るものとする。

なお、表 2-8-1 に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合(当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。)については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計

山形」という。)とすることができる。

(図略)

第 8-20 図 防護枠の構造

(図略)

第 8-21 図 防護枠の通し板補強構造

イ 防護枠の高さ

防護枠の高さは、その頂部が附属装置より50mm以上の間隔を必要とするが、附属装置を防熱又は防じんカバーで覆う移動貯蔵タンクにあつては、第 8-22 図に示すように防熱又は防じんカバーの厚さ(防熱又は防じんカバーの内側にグラスウール等の容易に変形する断熱材を張り付けた構造のものである場合は、当該断熱材の厚さ(t0)を除く。)に50mmを加えた値以上とすること。

この場合、防熱又は防じんカバーの頂部は、防護枠の頂部を超えないものとする。

(図略)

第 8-22 図 防熱又は防じんカバーを設ける移動貯蔵タンクの防護枠

ウ 防護枠の材質及び板厚

防護枠の材質及び板厚については、厚さ2.3mm以上の鋼板の基準材質をSPHCとし、これと同等以上の機械的性質を有する材料(SPHC以外の金属板)で造る場合の厚さは、第 8-8 表に掲げる金属板にあつては、金属板の区分に応じた最小必要値以上、それ以外の金属板にあつては、下記の計算式により算出された数値(小数点第2位以下の数値は切り上げる。)以上の厚さで造るものとする。

なお、第 8-8 表に掲げる材料であっても、当該表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合(当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。)については、当該表に掲げる材料以外の金属板同様、下記の計

計算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SPHC及び表2-8-1に掲げるもの以外の材料並びに表2-8-1に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合には、引張強さ等を検査成績証明書等により確認すること。（表2-8-1に示す引張強さと異なる強度を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）

（数式略）

表2-8-1 SPHC以外の金属板を用いる場合の板厚の最小必要値

（表略）

エ （略）

(ア)及び(イ) （略）

(ウ) （略）

a （略）

b 断熱材がa以外のもので被覆されている場合には、図2-8-5に示すように被覆板の下部に次のcに示す補強部材を設け、これに防護枠を取り付けるか、または、図2-8-6に示すように、移動貯蔵タンクの胴板に直接防護枠を取り付けたうえで断熱材及び被覆板を取り付ける構造とすること。

なお、断熱効果を良くするため防護枠に切り欠きを設ける等の溶接部を減少する場合の溶接線の長さは、防護枠の1の面の長さの2/3以上とすること。

（図略）

図2-8-5 被覆板の下部に補強部材を設ける防護枠の接合方法

（図略）

図2-8-6 タンク胴板に直接取り付ける防護枠

c （略）

(a) （略）

算式により算出することにより、必要板厚を判断すること。

また、SPHC及び第8-8表に掲げるもの以外の材料並びに第8-8表に示す引張強さと異なる強度を示す材料を使用する場合には、引張強さ等を検査成績証明書等により確認すること。（第8-8表に示す引張強さと異なる強度を示す材料については、当該表に示す板厚の必要最小値を有していない金属板を使用するときに限る。）

（数式略）

第8-8表 SPHC以外の金属板を用いる場合の板厚の最小必要値

（表略）

エ （略）

(ア)及び(イ) （略）

(ウ) （略）

a （略）

b 断熱材がa以外のもので被覆されている場合には、第8-23図に示すように被覆板の下部に次のcに示す補強部材を設け、これに防護枠を取り付けるか、または、第8-24図に示すように、移動貯蔵タンクの胴板に直接防護枠を取り付けたうえで断熱材及び被覆板を取り付ける構造とすること。

なお、断熱効果を良くするため防護枠に切り欠きを設ける等の溶接部を減少する場合の溶接線の長さは、防護枠の1の面の長さの2/3以上とすること。

（図略）

第8-23図 被覆板の下部に補強部材を設ける防護枠の接合方法

（図略）

第8-24図 タンク胴板に直接取り付ける防護枠

c （略）

(a) （略）

(b) 垂直方向補強部材は、タンク長手方向に1 m以下の間隔で配置するとともに、当て板を介してタンク胴板と接合すること。この場合に当て板と垂直方向補強部材は溶接接合とし、当て板の大きさは、**図2-8-7**に示すように垂直方向補強部材の取付位置から20mm以上張り出すものとする。

(図略)

図2-8-7 補強部材用当て板の大きさ

(c) 防護枠と補強部材との接合は、溶接又は次によりボルト締めにより行うこと。

なお、接合を溶接による場合は**図2-8-5**①により、接合をボルト締めによる場合は**図2-8-5**②により接合すること。

A～C (略)

(9) (略)

(10) (略)

ア (略)

(7) 危則第24条の4第2号に定める長さ150mm以上の緊急レバーとは、**図2-10-1**①に示す緊急レバーの作動点がレバーの握りから支点より離れた位置にある場合にあつては、レバーの握りから支点までの間、**図2-10-1**②に示す緊急レバーの作動点がレバーの握りから支点の間にある場合にあつては、緊急レバーの握りから作動点までの間が150mm以上であること。

(図略)

図2-10-1 緊急レバーの構造

(イ) (略)

a 配管の吐出口が**図2-10-2**①に示すタンクの移動方向の右側、左側又は左右両側にある場合にあつては、タンク後部の左側

b 配管の吐出口が**図2-10-2**②に示すタンクの移動方向の右側、左側又は左右両側及び後部にある場合にあつては、タンク後部の左側及びタンク側面の左側

c 配管の吐出口が**図2-10-2**③に示すタ

(b) 垂直方向補強部材は、タンク長手方向に1 m以下の間隔で配置するとともに、当て板を介してタンク胴板と接合すること。この場合に当て板と垂直方向補強部材は溶接接合とし、当て板の大きさは、**第8-2-5**図に示すように垂直方向補強部材の取付位置から20mm以上張り出すものとする。

(図略)

第8-2-5図 補強部材用当て板の大きさ

(c) 防護枠と補強部材との接合は、溶接又は次によりボルト締めにより行うこと。

なお、接合を溶接による場合は**第8-2-3**図①により、接合をボルト締めによる場合は**第8-2-3**図②により接合すること。

A～C (略)

(9) (略)

(10) (略)

ア (略)

(7) 危則第24条の4第2号に定める長さ150mm以上の緊急レバーとは、**第8-2-6**図①に示す緊急レバーの作動点がレバーの握りから支点より離れた位置にある場合にあつては、レバーの握りから支点までの間、**第8-2-6**図②に示す緊急レバーの作動点がレバーの握りから支点の間にある場合にあつては、緊急レバーの握りから作動点までの間が150mm以上であること。

(図略)

第8-2-6図 緊急レバーの構造

(イ) (略)

a 配管の吐出口が**第8-2-7**図①に示すタンクの移動方向の右側、左側又は左右両側にある場合にあつては、タンク後部の左側

b 配管の吐出口が**第8-2-7**図②に示すタンクの移動方向の右側、左側又は左右両側及び後部にある場合にあつては、タンク後部の左側及びタンク側面の左側

c 配管の吐出口が**第8-2-7**図③に示すタ

ンクの後部にのみある場合にあつては、タンク側面の左側

(図略)

図 2-10-2 緊急レバー及び吐出口の位置
イ及びウ (略)

(11) 外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置 (危令第15条第1項第11号関係)

外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置は、次のア、イ又はこの組み合わせによるもの等であること。ただし、危則第24条の5第3項の規定に基づき設置される積載式移動タンク貯蔵所は、外部からの損傷を防止するための措置が講じられているものとみなすこと。

なお、吐出口付近の配管は、**図 2-11-1** に示す①又は②のいずれかのように固定金具を用いてサブフレーム等に堅固に固定すること。

(図略)

図 2-11-1 吐出口付近の配管の固定方法
ア 配管による方法

配管による場合は、底弁に直接衝撃が加わらないように、**第 2-11-2 図** に示すように衝撃力を吸収させるよう底弁と吐出口の間の配管の一部に直角の屈曲部を設けること。

(図略)

図 2-11-2 配管による底弁に直接衝撃が加わらない措置

イ (略)

(7) 緩衝継手による場合は、底弁に直接衝撃が加わらないように吐出口と底弁の間の全ての配管の途中に**図 2-11-3** に示す①又は②のいずれかの緩衝用継手を設けること。

(図略)

図 2-11-3 緩衝用継手による底弁に直接衝撃が加わらない措置

ンクの後部にのみある場合にあつては、タンク側面の左側

(図略)

第 8-27 図 緊急レバー及び吐出口の位置
イ及びウ (略)

(11) 外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置 (危令第15条第1項第11号関係)

外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置は、次のア、イ又はこの組み合わせによるもの等であること。ただし、危則第24条の5第3項の規定に基づき設置される積載式移動タンク貯蔵所は、外部からの損傷を防止するための措置が講じられているものとみなすこと。

なお、吐出口付近の配管は、**第 8-28 図** に示す①又は②のいずれかのように固定金具を用いてサブフレーム等に堅固に固定すること。

(図略)

第 8-28 図 吐出口付近の配管の固定方法
ア 配管による方法

配管による場合は、底弁に直接衝撃が加わらないように、**第 8-29 図** に示すように衝撃力を吸収させるよう底弁と吐出口の間の配管の一部に直角の屈曲部を設けること。

(図略)

第 8-29 図 配管による底弁に直接衝撃が加わらない措置

イ (略)

(7) 緩衝継手による場合は、底弁に直接衝撃が加わらないように吐出口と底弁の間の全ての配管の途中に**第 8-30 図** に示す①又は②のいずれかの緩衝用継手を設けること。

(図略)

第 8-30 図 緩衝用継手による底弁に直接衝撃が加わらない措置

(イ) (略)

(12) 電気設備（危令第15条第1項第13号関係）

可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける電気設備は、可燃性蒸気に引火しない構造とすること。なお、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所とは、危険物を常温で貯蔵するものにあつては、引火点が40℃未満のものを取り扱う移動貯蔵タンクのタンク室内、防護枠内、給油設備を覆い等で遮蔽した場所（遮蔽された機械室内）等が該当する。その他、第2章第1「製造所」の例によること。

なお、当該場所に設置された電気設備でも、「当該電気設備の電源を入れている間は、可燃性蒸気が滞留するおそれがない」というものについては、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける電気設備には、該当しないものとして取り扱う。

(13) (略)

(14) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) (略)

a 及び b (略)

c (略)

(a) (略)

A ねじは、その呼びが50以下のものにあつてはJIS B 0202「管用平行ねじ」、その他のものにあつては、表2-14-1に掲げるものとする。

表2-14-1 メートル細目ねじ

(表略)

B (略)

(b) 突合せ固定式結合金具を用いる場合

は、図2-14-1に示す①又は②のいずれかのように十分に結合できる構造のものであること。

(図略)

(イ) (略)

(12) 電気設備（危令第15条第1項第13号関係）

可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける電気設備は、可燃性蒸気に引火しない構造とすること。なお、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所とは、危険物を常温で貯蔵するものにあつては、引火点が40℃未満のものを取り扱う移動貯蔵タンクのタンク室内、防護枠内、給油設備を覆い等で遮蔽した場所（遮蔽された機械室内）等が該当する。その他、第1節「製造所」の例によること。

なお、当該場所に設置された電気設備でも、「当該電気設備の電源を入れている間は、可燃性蒸気が滞留するおそれがない」というものについては、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける電気設備には、該当しないものとして取り扱う。

(13) (略)

(14) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) (略)

a 及び b (略)

c (略)

(a) (略)

A ねじは、その呼びが50以下のものにあつてはJIS B 0202「管用平行ねじ」、その他のものにあつては、第8-9表に掲げるものとする。

第8-9表 メートル細目ねじ

(表略)

B (略)

(b) 突合せ固定式結合金具を用いる場合

は、第8-31図に示す①又は②のいずれかのように十分に結合できる構造のものであること。

(図略)

図2-14-1 突合せ固定式結合金具の構造例

d 結合金具は、火花を発生し難い材料で造らなければならないが、これには真ちゅうの他にステンレス、アルミニウム等があること。

(ウ)～(カ) (略)

イ (略)

(ア) 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に設けられるもので、配管及び注入ホース内の危険物を滞留することのないよう自然流下により排出することができる図2-14-2に示す①、②又は③のいずれかの構造

(イ) 引火点が40℃以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に設けられるもので、(ア)のいずれかの構造のもの又は配管内の危険物を滞留することのないよう抜き取ることができる図2-14-2に示す④又は⑤のいずれかの構造

(図略)

図2-14-2 配管先端部の構造

ウ (略)

(15) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア) 計量棒をタンクに固定するもの（以下「固定計量棒」という。）にあつては、計量棒下部がタンク底部に設ける受け金と接続するもの、又は導線、板バネ等の金属によりタンク底部と接触できるものであること。この場合において、導線、板バネ等によるタンク底部との接触は、導線、板バネ等がタンク底部に触れていれば足り、固定することを要さないものであること。

ただし、不燃性ガスを封入するタンク

第8-31図 突合せ固定式結合金具の構造例

d 結合金具は、火花を発生し難い材料で造らなければならないが、これには真ちゅうの他に銅、アルミニウム等があること。なお、ステンレスは基本的に摩擦等により火花を発生する物質に該当するが、資料等により火花を発生し難い材質であることを示すことができれば認められる。

(ウ)～(カ) (略)

イ (略)

(ア) 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に設けられるもので、配管及び注入ホース内の危険物を滞留することのないよう自然流下により排出することができる第8-32図に示す①、②又は③のいずれかの構造

(イ) 引火点が40℃以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所に設けられるもので、(ア)のいずれかの構造のもの又は配管内の危険物を滞留することのないよう抜き取ることができる第8-32図に示す④又は⑤のいずれかの構造

(図略)

第8-32図 配管先端部の構造

ウ (略)

(15) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア) 計量棒をタンクに固定するもの（以下「固定計量棒」という。）にあつては、計量棒下部がタンク底部に設ける受け金と接続するもの、又は導線、板バネ等の金属によりタンク底部と接触できるものであること。この場合において、導線、板バネ等によるタンク底部との接触は、導線、板バネ等がタンク底部に触れていれば足り、固定することを要さないものであること。

ただし、不燃性ガスを封入するタンク

で、不燃性ガスを封入した状態で計量できるものにあつては、この限りでない。

(イ) (略)

(16)及び(17) (略)

(18) (略)

ア (略)

(図略)

図2-18-1 最大容量が20kLを超える移動タンク貯蔵所のタンクの位置

イ～エ (略)

オ (略)

(7) ポンプ専用の積載式エンジンを備えた積載式移動タンク貯蔵所については、認められない。◆ (S. 51. 10. 23 消防危第71号通知)

※ 危令第27条第6項第4号ニに規定する原動機とは、自動車のエンジンを想定したものであり、自動車以外のエンジンは考えていないが、「移動貯蔵タンクのポンプに係るエンジンは自動車のもののみに限ったものである。」と考えることが移動タンク貯蔵所の安全確保上適切であると判断するので、上記のように措置するものである。

(イ) (略)

カ (略)

(7) 移動タンク貯蔵所の隔壁を設けた部分にモーター・ポンプを固定設置し、動力源を外電から受電してポンプを駆動させ、タンクへ燃料を注入する取扱いは、引火点が40℃以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合に限り認められる。◆ (S. 53. 4. 22 消防危第62号通知)

※ この場合は、車両の原動機を動力源としたギヤポンプと同等の安全性が確保できるものと思慮されるので認めることとするが、引火点が40℃未満の危険物については、危令第27条第6項第4号ニで、

で、不燃性ガスを封入した状態で計量できるものにあつては、この限りでない。(特例理由不要。特例適用願不要。)

(イ) (略)

(16)及び(17) (略)

(18) (略)

ア (略)

(図略)

第8-33図 最大容量が20kLを超える移動タンク貯蔵所のタンクの位置

イ～エ (略)

オ (略)

(7) ポンプ専用の積載式エンジンを備えた積載式移動タンク貯蔵所については、認められない。◆ (S. 51. 10. 23 消防危第71号通知)

(イ) (略)

カ (略)

(7) 移動タンク貯蔵所の隔壁を設けた部分にモーター・ポンプを固定設置し、動力源を外電から受電してポンプを駆動させ、タンクへ燃料を注入する取扱いは、引火点が40℃以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合に限り認められる。◆ (S. 53. 4. 22 消防危第62号通知)

より厳しい基準を課していることを勘案して引火点が40℃以上の危険物に限り認められるとしたものである。

(イ) 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所に当該車両のエンジンを利用したポンプ(トラクター側に取り付けた)を設置することは認められない。◆ (S. 57. 4. 28 消防危第54号通知)

※ 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所では、セミトレーラー部分が、移動タンク貯蔵所として規制されており、セミトレーラーとトラクター(けん引車)が代替的に交換可能なことから危険物設備をトラクター(けん引車)にも設置することは一体的な安全管理を行う上で困難であり、危険物設備を設ける場合はセミトレーラー部分に限定されるべきであるとして認められないとしたものである。

(ウ) 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所のトラクター側に、作動油タンク及び油圧ポンプを、セミトレーラー側にオイルモーター及び吐出用ポンプを積載し、エンジンミッションから動力伝動軸を介してトラクター側の油圧ポンプを作動させ、この油圧によりセミトレーラー側のオイルモーターを介して吐出用ポンプを作動させる構造のものの設置については、引火点が40℃以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合に限り認められる。(S. 58. 11. 29 消防危第124号通知)

※ 上記(ア)より、移動タンク貯蔵所に危険物を取扱うポンプを設置すること、及びポンプの動力源を外部より用いる形態は引火点が40℃以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合に限り認められている。



3 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) (略)

(イ) 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所に当該車両のエンジンを利用したポンプ(トラクター側に取り付けた)を設置することは認められない。◆ (S. 57. 4. 28 消防危第54号通知)

(ウ) 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所のトラクター側に、作動油タンク及び油圧ポンプを、セミトレーラー側にオイルモーター及び吐出用ポンプを積載し、エンジンミッションから動力伝動軸を介してトラクター側の油圧ポンプを作動させ、この油圧によりセミトレーラー側のオイルモーターを介して吐出用ポンプを作動させる構造のものの設置については、引火点が40℃以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合に限り認められる。◆ (S. 58. 11. 29 消防危第124号通知)

3 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) (略)

<p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(図略)</p> <p>図3-1-1 計算による強度確認を行う必要のない緊締金具及びすみ金具</p> <p>ウ (略)</p> <p>(7) 移動貯蔵タンクには、図3-1-2に示すように当該タンクの胴板又は鏡板の見やすい箇所に「消」の文字、積載式移動タンク貯蔵所の許可に係る行政庁名（都道府県知事の許可にあつては都道府県名に都、道、府又は県を付け、市町村長の許可にあつては、市、町又は村を付けずに表示（例えば、兵庫県知事は「兵庫県」、姫路市長は「姫路」と表示）する。）及び設置の許可番号を左横書きで表示すること。</p> <p>なお、表示の地は白色とし、文字は黒色とすること。</p> <p>(図略)</p> <p>図3-1-2 表示方法（許可が兵庫県知事の場合の例）</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(7) ホース巻取装置による方法</p> <p>ホース巻取装置に給油ホースが一定量以上巻き取られていることを検出する方法は、図4-2-1に示すいずれか又はこれらと同等の機能を有する方法によること。</p> <p>(図略)</p> <p>図4-2-1 ホース巻取装置による誤発進を防止する方法</p> <p>(イ) ノズル格納装置による方法</p> <p>給油ノズルを格納固定する装置にノズルが格納されたことを検出する方法は、図4-2-2に示すいずれか又はこれらと同等</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(図略)</p> <p>第8-34図 計算による強度確認を行う必要のない緊締金具及びすみ金具</p> <p>ウ (略)</p> <p>(7) 移動貯蔵タンクには、第8-35図に示すように当該タンクの胴板又は鏡板の見やすい箇所に「消」の文字、積載式移動タンク貯蔵所の許可に係る行政庁名（都道府県知事の許可にあつては都道府県名に都、道、府又は県を付け、市町村長の許可にあつては、市、町又は村を付けずに表示（例えば、兵庫県知事は「兵庫県」、姫路市長は「姫路」と表示）する。）及び設置の許可番号を左横書きで表示すること。</p> <p>なお、表示の地は白色とし、文字は黒色とすること。</p> <p>(図略)</p> <p>第8-35図 表示方法（許可が兵庫県知事の場合の例）</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(7) ホース巻取装置による方法</p> <p>ホース巻取装置に給油ホースが一定量以上巻き取られていることを検出する方法は、第8-36図に示すいずれか又はこれらと同等の機能を有する方法によること。</p> <p>(図略)</p> <p>第8-36図 ホース巻取装置による誤発進を防止する方法</p> <p>(イ) ノズル格納装置による方法</p> <p>給油ノズルを格納固定する装置にノズルが格納されたことを検出する方法は、第8-37図に示すいずれか又はこれらと同等</p>
---	---

の機能を有する方法によること。

(図略)

図4-2-2 ノズル格納装置による誤発進を防止する方法

(ウ) 給油設備の扉による方法

ホース引出し用扉の閉鎖を検出する方法は、**図4-2-3**のいずれか又はこれらと同等の機能を有する方法によること。また、ホース引出し用扉は、閉鎖してもホース巻取装置直前から外部へホース等を引き出して給油作業ができる隙間を有する構造としないこと。

なお、ホース引出し用扉とは、給油設備のホース巻取装置直前の扉をいい、一般にホースを引き出さない扉は含まない。

(図略)

図4-2-3 給油設備の扉による方法

イ (略)

ウ (略)

(ア) (略)

(イ) 解除時は、赤色灯が点灯するもの(点滅式^も可)又は運転席において明瞭に認識できる音量の警報音を発するものであること。なお、警報音は継続音とすることができる。

(ウ) (略)

(3) 給油設備(危則第24条の6第3項第3号)

給油設備については、次のアからウに適合するものであること。なお、給油設備とは、航空機又は船舶に燃料を給油するための設備で、ポンプ、配管、ホース、弁、フィルター、流量計、圧力調整装置、機械室(外装)等をいい、燃料タンク及びリフター等は含まれないものである。

また、給油ホース車の給油設備には**図4-3-1**に示すインテークホースも含むものであること。

(図略)

の機能を有する方法によること。

(図略)

第8-37図 ノズル格納装置による誤発進を防止する方法

(ウ) 給油設備の扉による方法

ホース引出し用扉の閉鎖を検出する方法は、**第8-38図**のいずれか又はこれらと同等の機能を有する方法によること。また、ホース引出し用扉は、閉鎖してもホース巻取装置直前から外部へホース等を引き出して給油作業ができる隙間を有する構造としないこと。

なお、ホース引出し用扉とは、給油設備のホース巻取装置直前の扉をいい、一般にホースを引き出さない扉は含まない。

(図略)

第8-38図 給油設備の扉による方法

イ (略)

ウ (略)

(ア) (略)

(イ) 解除時は、赤色灯が点灯するもの(点滅式^も可)又は運転席において明瞭に認識できる音量の警報音を発するものであること。なお、警報音は継続音とすることができる。

(ウ) (略)

(3) 給油設備(危則第24条の6第3項第3号)

給油設備については、次のアからウに適合するものであること。なお、給油設備とは、航空機又は船舶に燃料を給油するための設備で、ポンプ、配管、ホース、弁、フィルター、流量計、圧力調整装置、機械室(外装)等をいい、燃料タンク及びリフター等は含まれないものである。

また、給油ホース車の給油設備には**第8-39図**に示すインテークホースも含むものであること。

(図略)

図4-3-1 給油ホース車のインタークホースの概要

ア～ウ (略)

(4)～(8) (略)

5及び6 (略)

7 (略)

(1) (略)

(2) 移動タンク貯蔵所から危険物を給油する行為又は容器等に注油する行為を、同一場所で、許可なく、かつ、仮取扱の承認なく、1日に指定数量以上行えば、法第10条第1項違反が成立し、届出なく、指定数量の5分の1以上指定数量未満行えば、姫路市火災予防条例違反が成立する。

なお、同一場所を一概に定義することは難しいが、同一敷地内で、同一棟、同一施設、同一工作物及び同一工事現場については、同一場所であると判断する。

また、別敷地でも、移動タンク貯蔵所が移動せずに行った行為については、同一場所で行った行為として取り扱う。

(3) (略)

8 危令第15条第4項の総務省令で定める危険物(第4項)

危第24条の7に規定する「**省令**第13条の7に規定する危険物」に含まれる「これらのいずれかを含有するもの」とは、当該物質を含有することで、当該物質特有の危険性を有することから、危則第24条の8、第24条の9又は第24条の9の2の措置が必要となるものを指す。

よって、当該物質を含有していても、含有前の物質と危険性に違いを生じないような場合は、「これらのいずれかを含有するもの」としては扱わない。

なお、当該「危険性に違いが生じない」という性状については、申請者により示す必要があり、当該根拠を提示できない場合

第8-39図 給油ホース車のインタークホースの概要

ア～ウ (略)

(4)～(8) (略)

5及び6 (略)

7 (略)

(1) (略)

(2) 移動タンク貯蔵所から危険物を給油する行為、**移動タンク貯蔵所に充填する行為**又は容器等に注油する行為を、同一場所で、許可なく、かつ、仮取扱の承認なく、1日に指定数量以上行えば、法第10条第1項違反が成立し、届出なく、指定数量の5分の1以上指定数量未満行えば、姫路市火災予防条例違反が成立する。

なお、同一場所を一概に定義することは難しいが、同一敷地内で、同一棟、同一施設、同一工作物及び同一工事現場については、同一場所であると判断する。

また、別敷地でも、移動タンク貯蔵所が移動せずに行った行為については、同一場所で行った行為として取り扱う。

(3) (略)

8 危令第15条第4項の総務省令で定める危険物(第4項)

危**則**第24条の7に規定する「第13条の7に規定する危険物」に含まれる「これらのいずれかを含有するもの」とは、当該物質を含有することで、当該物質特有の危険性を有することから、危則第24条の8、第24条の9又は第24条の9の2の措置が必要となるものを指す。

よって、当該物質を含有していても、含有前の物質と危険性に違いを生じないような場合は、「これらのいずれかを含有するもの」としては扱わない。

なお、当該「危険性に違いが生じない」という性状については、申請者により示す必要があり、当該根拠を提示できない場合

は、原則「これらのいずれかを含有するもの」として扱う。

第9 屋外貯蔵所（危令第16条）

1～3 （略）

4 （略）

(1) （略）

(2) 容器の積み重ね高さ

容器の積み重ね高さとは、最下段の容器の底面から最上段の容器の上面までの高さを言う。

(3) （略）

5 （略）

(1) 危令第16条第1項第3号（さく等の設置）の適用については、原則として危令第16条第2項の規定による囲いは、同号の

「さく等」に含まれるものではないが、囲いの相互間のうち硫黄を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分にさく等を設ければ足りるものであること。（S. 54. 7. 30 消防危第80号通知）

（図略）

(2) （略）

(3) 危令第26条第1項第12号に規定する「囲い全体を覆う」とは、シートの固着装置を地盤面に接して設けなければならないことを意味するものではないが、それに近い位置に設置しなければならないものであること。（S. 54. 7. 30 消防危第80号通知）

（図略）

は、原則「これらのいずれかを含有するもの」として扱う。

第9 屋外貯蔵所（危令第16条）

1～3 （略）

4 保有空地（第1項第4号）

保有空地については、第1節「製造所」

4（(1)ア及びケ並びに(3)を除く。）によること。

5 （略）

(1) （略）

(2) 容器の積み重ね高さ

容器の積み重ね高さとは、最下段の容器の底面から最上段の容器の上面までの高さを言う。

ただし、パレット等に積載した状態で積み重ねを行う場合は、当該パレット等の高さも積み重ね高さに含まれる。

(3) （略）

6 （略）

(1) 原則として危令第16条第2項の規定による囲いは、危令第16条第1項第3号の「さく等」に含まれるものではないが、囲いの相互間のうち硫黄を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分にさく等を設ければ足りるものであること。（S. 54. 7. 30 消防危第80号通知）（第9－1図参照）

（図略）

第9－1図

(2) （略）

(3) 危令第26条第1項第12号に規定する「囲い全体を覆う」とは、シートの固着装置を地盤面に接して設けなければならないことを意味するものではないが、それに近い位置に設置しなければならないものであること。（S. 54. 7. 30 消防危第80号通知）（第9－2図参照）

（図略）

第9－2図

また、囲い全体を覆ったシートを囲いの周囲にロープを回して縛る等は、当該シートを囲いに固着させたものとはみなされない。

6 (略)

7 (略)

(1) (略)

(2) 貯留設備、分離槽及び油分離装置については、第2章第1節「製造所」12によること。

8 (略)

9 PCB絶縁油の貯蔵

PCB絶縁油の貯蔵については、第2章第3節「屋内貯蔵所」25によること。

10 貯蔵容器

貯蔵容器については、第2章第3節「屋内貯蔵所」26によること。

11 不必要な物件について(危令第24条第4号)

不必要な物件については、第2章第3節「屋内貯蔵所」27によること。

第10節 給油取扱所(危令第17条)

1 (略)

2 危険物の取扱量

危令第17条第1項第7号に規定する専用タンク、廃油タンク等(廃油タンク、給湯ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設

また、囲い全体を覆ったシートを囲いの周囲にロープを回して縛る等は、当該シートを囲いに固着させたものとはみなされない。

7 (略)

8 (略)

(1) (略)

(2) 貯留設備、分離槽及び油分離装置については、第1節「製造所」12によること。

9 (略)

10 ドライコンテナによる危険物の貯蔵について

ドライコンテナによる危険物の貯蔵については、「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」(R. 4. 12. 13 消防危第283号通知)によること。

11 キュービクル式蓄電池設備の貯蔵について

キュービクル式蓄電池設備の貯蔵については、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R. 7. 7. 30 消防危第181号通知)問1を適用できる。(特例理由不要。特例適用願必要。)

12 PCB絶縁油の貯蔵

PCB絶縁油の貯蔵については、第3節「屋内貯蔵所」25によること。

13 貯蔵容器

貯蔵容器については、第3節「屋内貯蔵所」26によること。

14 不必要な物件について(危令第24条第4号)

不必要な物件については、第3節「屋内貯蔵所」27によること。

第10節 給油取扱所(危令第17条)

1 (略)

2 危険物の取扱量

危令第17条第1項第7号に規定する専用タンク、廃油タンク等(廃油タンク、給湯ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設

備等に直接接続するタンク)及び簡易タンクに収納された危険物の総量とすること。

なお、危険物の給油、注油(移動タンク車への詰替えを含む。)、専用タンクへ受入れ及び廃油タンクからの抜き取り以外の危険物の貯蔵又は取扱いについては、貯蔵所又は取扱所の区分に応じた貯蔵又は取扱いごとにそれぞれ指定数量未満である場合に限り認められる。ただし、前記のとおり当該取扱量は、施設の取扱量としては算定しない。(S. 62. 4. 28 消防危第38号通知参考)

なお、危険物を容器で貯蔵する場合は屋内で貯蔵するよう指導すること。◆

また、屋外において引火点が零度未満の危険物を容器で貯蔵することは、指定数量未満であっても認められない。

3 (略)

4 (略)

(1) (略)

ア～ウ (略)

エ 間口に面する自動車等の出入りする側の幅は、連続して10m以上であること。

なお、歩道又はガードレール等により、自動車等の出入口が10m以上とれない場合は、歩道の切り下げ又はガードレールの撤去部分を2箇所以上確保し、それぞれ5m以上の幅員とした場合は、危令第23条特例を適用し、認めることができる。(特例理由不要。特例適用願不要。)

この場合、2箇所の出入口は、間口10m以上、奥行6m以上の矩形部分の前面にとらなければならない。(S. 45. 5. 4 消防予第81号通知、H. 18. 5. 10 消防危第113号通知) (第10-5図参照)

(図略)

第10-5図

オ (略)

(2)及び(3) (略)

備等に直接接続するタンク)及び簡易タンクに収納された危険物の総量とすること。

なお、危険物の給油、注油(移動タンク車への詰替えを含む。)、専用タンクへ受入れ及び廃油タンクからの抜き取り以外の危険物の貯蔵又は取扱いについては、貯蔵所又は取扱所の区分に応じた貯蔵又は取扱いごとにそれぞれ指定数量未満である場合に限り認められる。ただし、前記のとおり当該取扱量は、施設の取扱量としては算定しない。(S. 62. 4. 28 消防危第38号通知参考)

なお、危険物を容器で貯蔵する場合は屋内で貯蔵するよう指導すること。◆

また、屋外において引火点が零度未満の危険物を容器で貯蔵することは、指定数量未満であっても認められない。◆

3 (略)

4 (略)

(1) (略)

ア～ウ (略)

エ 間口に面する自動車等の出入りする側の幅は、連続して10m以上であること。

なお、歩道又はガードレール等により、自動車等の出入口が10m以上とれない場合は、歩道の切り下げ又はガードレールの撤去部分を2箇所以上確保し、それぞれ5m以上の幅員とした場合は、危令第23条特例を適用し、認めることができる。(特例理由不要。特例適用願不要。)

この場合、2箇所の出入口は、間口10m以上、奥行6m以上の矩形部分の前面にとらなければならない。(S. 45. 5. 4 消防予第81号通知、H. 18. 5. 10 消防危第113号通知) (第10-1図参照)

(図略)

第10-1図

オ (略)

(2)及び(3) (略)

<p>(4) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 周囲の地盤面との関係</p> <p>給油取扱所の周囲の地盤面が道路の改修等（かさ上げ等）のため、危令第17条第1項2号及び第3号に定める空地よりも高くなり、同条第1項第5号の規定に適合しなくなる場合は、次のaからcに掲げる措置を講ずることにより、同条第1項第5号に適合するものとみなすことができる。</p> <p>(S. 44. 11. 25 消防予第276号通知参考)</p> <p>(第10－6図参照)</p> <p>a～c (略)</p> <p>(図略)</p> <p>第10－6図</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>a 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されることが必要であること。</p> <p>この場合の例として、以下のようなものがあること。(H. 18. 9. 19 消防危第191号)</p> <p>(図略)</p> <p>b及びc (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 分離装置は、第2章第1「製造所」12の例によること。(容量についての規定を除く。)</p> <p>c及びd (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 周囲の地盤面との関係</p> <p>給油取扱所の周囲の地盤面が道路の改修等（かさ上げ等）のため、危令第17条第1項2号及び第3号に定める空地よりも高くなり、同条第1項第5号の規定に適合しなくなる場合は、次のaからcに掲げる措置を講ずることにより、同条第1項第5号に適合するものとみなすことができる。</p> <p>(S. 44. 11. 25 消防予第276号通知参考)</p> <p>(第10－2図参照)</p> <p>a～c (略)</p> <p>(図略)</p> <p>第10－2図</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>a 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されることが必要であること。</p> <p>この場合の例として、以下のようなものがあること。(H. 18. 9. 19 消防危第191号通知) (第10－3図参照)</p> <p>(図略)</p> <p>第10－3図</p> <p>b及びc (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 分離装置は、第1節「製造所」12の例によること。(容量についての規定を除く。)</p> <p>c及びd (略)</p> <p>(5) (略)</p>
--	---

<p>(6) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合は、「過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について (R. 3. 3. 30 消防危第51号通知)」によること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(7) 危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃等により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じ、かつ、その配管の接合は、危険物の漏れるおそれのない接合(溶接等)とすること。</p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) ホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造として、給油ホース等を地盤面に接触させない機能がホース機器本体に講じられ(図1-1)、給油ホース等が地盤面に接触しないようにゴム製、プラスチック製等のリング、カバーが取り付けられ(図1-2)、又はプラスチックで被覆された給油ホース等が設けられている等があること(図1-3)。(H. 5. 9. 2 消防危第68号通知参考)</p> <p>(図略)</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(9)及び(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>	<p>(6) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合は、「過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について」(R. 3. 3. 30 消防危第51号通知) 及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R. 5. 11. 8 消防危第316号通知)によること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(7) 危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃等により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じ、かつ、その配管の接合は、危険物の漏れるおそれのない接合(溶接等)とすること。◆</p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) ホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造として、給油ホース等を地盤面に接触させない機能がホース機器本体に講じられ(図1-1)、給油ホース等が地盤面に接触しないようにゴム製、プラスチック製等のリング、カバーが取り付けられ(図1-2)、又はプラスチックで被覆された給油ホース等が設けられている等があること(図1-3)。(H. 5. 9. 2 消防危第68号通知参考)</p> <p>(第10-4図参照)</p> <p>(図略)</p> <p>第10-4図</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(9)及び(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>
--	--

<p>ア 懸垂式の固定給油設備等とは、ホース機器が屋根、梁等から吊り下げられた形式をいうものであること。(H. 1. 3. 3 消防危第15号通知)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(図略)</p> <p>第10-7図</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 危令第17条第1項第17号に規定する建築物の内部構造については、次によること。</p> <p>(第10-8図参照)</p> <p>自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場で自動車等の出入口(第10-8図の①部分)に戸を設ける場合は、不燃材料(非防火設備)でも差し支えないものであること。(S. 62. 6. 17 消防危第60号通知)</p> <p>カ 危令第17条第1項第17号に規定する給油取扱所の本社事務所等との区画については、当該区画された部分には避難口として必要最小限の開口部も認められないが、次図の場合、給油又は灯油の詰替えのための作業場に面する2階部分の本社事務所等の区画は、図2は必要であるが図1は不要である。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知)</p> <p>ただし、図2において、平成元年3月15日現在、許可を受けて設置されている給油取扱所のうち、当該区画をせず、防火設備の窓を設けているものについては、当該窓をはめごろしとした場合には、危令第23条の規定を適用して、当該区画をしないこととして差し支えない。(H. 1. 12. 21 消防危第114号通知)(特例理由不要。特例適用願不要。)</p> <p>(図略)</p> <p>カ～ケ (略)</p>	<p>ア 懸垂式の固定給油設備等とは、ホース機器が屋根、梁等から吊り下げられた形式をいうものであること。(H. 1. 3. 3 消防危第15号通知)(第10-5図参照)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(図略)</p> <p>第10-5図</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 危令第17条第1項第17号に規定する建築物の内部構造については、次によること。</p> <p>自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場で自動車等の出入口に戸を設ける場合は、不燃材料(非防火設備)でも差し支えないものであること。(S. 62. 6. 17 消防危第60号通知)</p> <p>カ 危令第17条第1項第17号に規定する給油取扱所の本社事務所等との区画については、当該区画された部分には避難口として必要最小限の開口部も認められないが、次図の場合、給油又は灯油の詰替えのための作業場に面する2階部分の本社事務所等の区画は、図2は必要であるが図1は不要である。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知)</p> <p>ただし、図2において、平成元年3月15日現在、許可を受けて設置されている給油取扱所のうち、当該区画をせず、防火設備の窓を設けているものについては、当該窓をはめごろしとした場合には、危令第23条の規定を適用して、当該区画をしないこととして差し支えない。(H. 1. 12. 21 消防危第114号通知)(特例理由不要。特例適用願不要。)(第10-6図参照)</p> <p>(図略)</p> <p>第10-6図</p> <p>カ～ケ (略)</p>
---	---

(14) (略)

(15) (略)

ア 「自動車等の出入する側」とは、幅員が4 m以上の危則第1条第1号に規定する道路に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側をいうものであること。(S. 51. 11. 16 消防危第94号通知)

なお、実質的に自動車等が出入りできることが必要であることから、例えば隣接する道路との間に自動車が行き止まりのような段差や障害物がある場合、幟等の工作物を設けることにより下記イに規定する必要な幅の進入口が確保できない場合、自動車等の進入口から給油空地までの間に障害物等があり自動車等の円滑な導線が確保できない場合は、自動車等の出入りする側として認められない。

公衆用道路として登記されている私道、大型店舗等の駐車場の構内道路についても、危則第1条第1号ニに規定する一般交通の用に供する道として取り扱う。

(S. 61. 5. 29 消防危第57号、H. 17. 12. 19 消防危第295号通知)

また、第10-1図のa b c-e f gで囲まれる部分、第10-2図のa b c d-e f g hで囲まれる部分、第10-3図のa b g-e f 又は第10-4図のb c-f gで囲まれる部分が、現に道路としての形態を有し、一般交通の用に供されており、自動車等の通行が可能な場合は、自動車等の出入する側として防火塀を設けないことができること。(H. 9. 3. 25 消防危第27号通知及びH. 10. 10. 13 消防危第90号通知)

(図略)

第10-1図

(図略)

第10-2図

(図略)

(14) (略)

(15) (略)

ア 「自動車等の出入する側」とは、幅員が4 m以上の危則第1条第1号に規定する道路に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側をいうものであること。(S. 51. 11. 16 消防危第94号通知)

なお、実質的に自動車等が出入りできることが必要であることから、例えば隣接する道路との間に自動車が行き止まりのような段差や障害物がある場合、幟等の工作物を設けることにより下記イに規定する必要な幅の進入口が確保できない場合、自動車等の進入口から給油空地までの間に障害物等があり自動車等の円滑な導線が確保できない場合は、自動車等の出入りする側として認められない。

公衆用道路として登記されている私道、大型店舗等の駐車場の構内道路についても、危則第1条第1号ニに規定する一般交通の用に供する道として取り扱う。

(S. 61. 5. 29 消防危第57号通知、H. 17. 12. 19 消防危第295号通知)

また、第10-7図のa b c-e f gで囲まれる部分、第10-8図のa b c d-e f g hで囲まれる部分、第10-9図のa b g-e f 又は第10-10図のb c-f gで囲まれる部分が、現に道路としての形態を有し、一般交通の用に供されており、自動車等の通行が可能な場合は、自動車等の出入する側として防火塀を設けないことができること。(H. 9. 3. 25 消防危第27号通知、H. 10. 10. 13 消防危第90号通知)

(図略)

第10-7図

(図略)

第10-8図

(図略)

第10-3図

(図略)

第10-4図

イ～オ (略)

キ (略)

カ (略)

(16) (略)

ア～エ (略)

オ 床に係る危険物が浸透しない構造、傾斜及び貯留設備については、第2章第1節「製造所」6(9)及び(10)の例によること。

(17) (略)

ア (略)

イ (略)

(7) 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向6mまで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の周囲60cmまでの範囲（ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆 1994）〔参考資料4〕（9）と当該危険箇所の範囲が異なるが、本範囲を採用する。）

(イ) 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可動式のものにあつては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。）から水平方向6mまで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の端面から水平方向60cmまで、地盤面までの範囲（ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆 1994）〔参考資料4〕（9）と当該危険箇所の範囲が異なるが、本範囲を採用する。）

(ウ) 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲（ただし通気管の先端の中心の周囲

第10-9図

(図略)

第10-10図

イ～オ (略)

カ (略)

キ (略)

(16) (略)

ア～エ (略)

オ 床に係る危険物が浸透しない構造、傾斜及び貯留設備については、第1節「製造所」6(9)及び(10)の例によること。

(17) (略)

ア (略)

イ (略)

(7) 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向6mまで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲、及び固定給油設備の周囲60cmまでの範囲（ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆 1994）〔参考資料4〕（9）と当該危険箇所の範囲が異なるが、本範囲を採用する。）（第10-11図参照）

(イ) 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可動式のものにあつては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。）から水平方向6mまで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲、及び固定給油設備の端面から水平方向60cmまで、地盤面までの範囲（ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆 1994）〔参考資料4〕（9）と当該危険箇所の範囲が異なるが、本範囲を採用する。）（第10-12図参照）

(ウ) 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲（ただし通気管の先端の中心の周囲

<p>0.9mの範囲については第1類危険箇所とする。)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) オートリフトの周囲60cm及び室内の高さ60cm以下の範囲</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(図略)</p> <p>懸垂式以外の固定給油設備周囲の危険箇所(斜線部分)</p> <p>(図略)</p> <p>懸垂式の固定給油設備周囲の危険箇所(斜線部分)</p> <p>(図略)</p> <p>通気管周囲の危険箇所(斜線部分)</p> <p>(図略)</p> <p>オートリフト周囲の危険箇所(斜線部分)</p> <p>ウ及びエ (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>ア 危令第17条第1項第22号に規定する「自動車等の洗浄を行う設備」とは、蒸気洗浄機及び洗車機をいうものであり、従来の蒸気洗浄機に加え門型洗車機、箱型洗車機その他の洗車機を含むものであること。</p> <p>(S. 62. 4. 28 消防危第38号通知)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト(油圧式、電動式)、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであること。</p> <p>(S. 62. 4. 28消防危第38号通知)</p> <p>また、自動車の部分的な補修を目的とす</p>	<p>0.9mの範囲については第1類危険箇所とする。) (第10-13図参照)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) オートリフトの周囲60cm及び室内の高さ60cm以下の範囲 (第10-14図参照)</p> <p>(カ) (略)</p> <p>(図略)</p> <p>第10-11図 懸垂式以外の固定給油設備周囲の危険箇所(斜線部分)</p> <p>(図略)</p> <p>第10-12図 懸垂式の固定給油設備周囲の危険箇所(斜線部分)</p> <p>(図略)</p> <p>第10-13図 通気管周囲の危険箇所(斜線部分)</p> <p>(図略)</p> <p>第10-14図 オートリフト周囲の危険箇所(斜線部分)</p> <p>ウ及びエ (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>ア 危令第17条第1項第22号に規定する「自動車等の洗浄を行う設備」とは、蒸気洗浄機及び洗車機をいうものであり、従来の蒸気洗浄機に加え門型洗車機、箱型洗車機その他の洗車機を含むものであること。</p> <p>(S. 62. 4. 28 消防危第38号通知)</p> <p>また、当該設備は自動車等の車体そのものを洗浄するものであり、マット洗浄機や掃除機等、備品や車内を洗浄するものは含まない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト(油圧式、電動式)、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであること。</p> <p>(S. 62. 4. 28消防危第38号通知)</p> <p>自動車の点検及び整備とは、自動車の安</p>
--	--

る板金吹き付け塗装等に使用する設備についても、当該設備に該当する

エ 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等の危険物を取り扱う設備のうち危険物を収納する部分は、第10-2表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けること。（設置場所のみ◆）

（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）

（表略）

第10-2表

オ～キ （略）

ク （略）

（ア） （略）

（イ） 装置は、転倒することがないように堅固に固定すること。

全な走行を維持し、性能を良好に保つために行う点検、修理、調整、部品交換などの作業を指し、具体的には上記の他、ブレーキテスター、スピードメーターテスター、サイドスリップテスター、オイルキャビネット、オイルホースリール、エアースタンド、エアークリーナーテスター、ヘッドライトテスター、スパークプラグテスター、揮発油分析装置、オートアナライザー、一酸化炭素・炭化水素測定装置、オイル用ルブリケーター、オイルサービスユニット、部品洗浄台、エアーエレメントテスター、バッテリーテスターが該当する。

また、自動車の部分的な補修を目的とする板金吹き付け塗装等に使用する設備についても、当該設備に該当する。

なお、車内を清掃するマット洗浄機及びバキュームクリーナーやタイヤを入れておくだけのタイヤボックス、またPOS用カードリーダー及びクイックサービスユニットについては、直接自動車の点検及び整備には関係ない設備であることから、当該設備には該当しないものとして取り扱う。

エ 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等の危険物を取り扱う設備のうち危険物を収納する部分は、第10-1表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けること。（設置場所のみ◆）

（S. 62. 4. 28 消防危第38号通知）

（表略）

第10-1表

オ～キ （略）

ク （略）

（ア） （略）

（イ） 装置は、転倒することがないように堅固に固定すること。

なお当該装置は、洗車機の一部として取

ケ (略)

(ア) ディスペンサー型（電動ポンプにより払い出すタイプ）のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備（防爆構造のものを除く。）を、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設置すること。

(イ) プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講じること。

(図略)

図 1 尿素水溶液供給機（電動ポンプにより払い出すタイプ）

(図略)

図 2 尿素水溶液供給機（重力により払い出すタイプ）

コ (略)

(ア) (略)

(イ) 次の a から f 以外の場所は、危則第 25 条の 5 第 2 項第 5 号ただし書きの「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱う。

a 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、周囲 60 c m までの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11 m までで、基礎又は地盤面からの高さ 60 c m までの範囲

b 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向 60 c m までで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11 m までで、地盤面からの高さ 60 c m までの範

り扱う。

ケ (略)

(ア) ディスペンサー型（電動ポンプにより払い出すタイプ）のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備（防爆構造のものを除く。）を、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設置すること。（第 10-15 図参照）

(イ) プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講じること。（第 10-16 図参照）

(図略)

第 10-15 図 尿素水溶液供給機（電動ポンプにより払い出すタイプ）

(図略)

第 10-16 図 尿素水溶液供給機（重力により払い出すタイプ）

コ (略)

(ア) (略)

(イ) 次の a から f 以外の場所は、危則第 25 条の 5 第 2 項第 5 号ただし書きの「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱う。（第 10-20 図参照）

a 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、周囲 60 c m までの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11 m までで、基礎又は地盤面からの高さ 60 c m までの範囲（第 10-17 図参照）

b 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向 60 c m までで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11 m までで、地盤面からの高さ 60 c m までの範

<p>囲</p> <p>c 及び d (略)</p> <p>e 通気管の先端の中心から地盤面に下した垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲</p> <p>f (略)</p> <p>(図略)</p> <p>図1 固定給油設備の周囲 (図略)</p> <p>図2 懸垂式の固定給油設備の周囲 (図略)</p> <p>図3 通気管の周囲 (図略)</p> <p>図4 給油取扱所(平面図) (ウ) (略)</p> <p>サ及びシ (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ ガソリンの容器への詰替え販売 ガソリンを容器へ詰め替える作業は、容器を接地した状態で行うこと。(R. 6. 2. 29 消防危第40号通知) ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領については、「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」(H. 1. 12. 20 消防危第197号通知)及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R. 2. 3. 27 消防危第89号通知)によること。</p> <p>キ及びク (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア 危則第25条の7に規定する自動火災報知設備は、給油取扱所以外の用途部分に給油取扱所に設けられた自動火災報知設備の感知器等と連動して作動する地区音響装置等</p>	<p>囲(第10-18図参照)</p> <p>c 及び d (略)</p> <p>e 通気管の先端の中心から地盤面に下した垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲 (第10-19図参照)</p> <p>f (略)</p> <p>(図略)</p> <p>第10-17図 固定給油設備の周囲 (図略)</p> <p>第10-18図 懸垂式の固定給油設備の周囲 (図略)</p> <p>第10-19図 通気管の周囲 (図略)</p> <p>第10-20図 給油取扱所(平面図) (ウ) (略)</p> <p>サ及びシ (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ ガソリンの容器への詰替え販売 ガソリンを容器へ詰め替える作業は、容器を接地した状態で行うこと。(R. 6. 2. 29 消防危第40号通知) ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領については、「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」(R. 1. 12. 20 消防危第197号通知)及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R. 2. 3. 27 消防危第89号通知)によること。</p> <p>キ及びク (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア 危則第25条の7に規定する自動火災報知設備は、給油取扱所以外の用途部分に給油取扱所に設けられた自動火災報知設備の感知器等と連動して作動する地区音響装置等</p>
---	---

を設けることで足り、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分で発生した火災を屋内給油取扱所の部分に報知できるものとする必要はない。(H. 1. 3. 3 消防危第15号通知、H. 1. 5. 10 消防危第44号通知)

イ 給油取扱所以外の用途部分に自動火災報知設備が設けられている場合は受信機を兼用することができるが、受信機は必ず屋内給油取扱所の用に供する部分に設けなければならない。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知)
(図略)

ウ 危則第25条の7に規定する「給油取扱所の用に供する部分以外の部分」とは、次図の斜線の部分が該当する。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知)
(図略)

(4)～(7) (略)

(8) (略)

ア (略)

イ 次の屋内給油取扱所の一階の二方については、図1については、二方について、自動車等の出入りする側に面し、かつ、壁を設けていないといえるが、図2、3及び4については、自動車等の出入りする側に面し、かつ、壁を設けていないとはいえない。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知)

(図略)

ウ及びエ (略)

オ 次の空間のうち、図2、3、5及び6は、通風及び避難のための総務省令で定める空地と認められるが、図1及び4は、通風及び避難のための総務省令で定める空地とは認められない。(H. 1. 5. 10 消防危第

を設けることで足り、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分で発生した火災を屋内給油取扱所の部分に報知できるものとする必要はない。(H. 1. 3. 3 消防危第15号通知、H. 1. 5. 10 消防危第44号通知) (第10-21図参照)

イ 給油取扱所以外の用途部分に自動火災報知設備が設けられている場合は受信機を兼用することができるが、受信機は必ず屋内給油取扱所の用に供する部分に設けなければならない。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知) (第10-21図参照)
(図略)

第10-21図

ウ 危則第25条の7に規定する「給油取扱所の用に供する部分以外の部分」とは、次図の斜線の部分が該当する。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知) (第10-22図参照)
(図略)

第10-22図

(4)～(7) (略)

(8) (略)

ア (略)

イ 次の屋内給油取扱所の一階の二方については、図1については、二方について、自動車等の出入りする側に面し、かつ、壁を設けていないといえるが、図2、3及び4については、自動車等の出入りする側に面し、かつ、壁を設けていないとはいえない。(H. 1. 5. 10 消防危第44号通知) (第10-23図参照)

(図略)

第10-23図

ウ及びエ (略)

オ 次の空間のうち、図2、3、5及び6は、通風及び避難のための総務省令で定める空地と認められるが、図1及び4は、通風及び避難のための総務省令で定める空地とは認められない。(H. 1. 5. 10 消防危第

<p>44号通知 (図略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>ア 危則第25条の9第1号イに規定する「避難口」として図2は認められるが、図1、図3は認められない。(H.1.5.10 消防危第44号通知) (図略)</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 危則第25条の9第1号イに規定する避難口の設置数は1か所に限定されるものではないが、延焼防止等の観点から、必要最小限度にする必要がある。(H.1.5.10 消防危第44号通知) (第10-12図参照) (図略)</p> <p>第10-12図</p> <p>キ～サ (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>ア 危令第17条第2項第11号に規定する「上部に上階がある場合」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、上階の用途が危則第25条の4第1項で規制されたもの以外の用途であること。(第10-13図参照) (図略)</p> <p>第10-13図</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>ク 危則第25条の10第3号及び第4号に規定する上階への延焼防止上有効な措置は次によること。(第10-14図参照)</p> <p>(ア)～(ウ) (略) (図略)</p> <p>第10-14図</p> <p>ケ (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>44号通知 (第10-24図参照) (図略)</p> <p>第10-24図</p> <p>(9) (略)</p> <p>ア 危則第25条の9第1号イに規定する「避難口」として図2は認められるが、図1、図3は認められない。(H.1.5.10 消防危第44号通知) (第10-25図参照) (図略)</p> <p>第10-25図</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 危則第25条の9第1号イに規定する避難口の設置数は1か所に限定されるものではないが、延焼防止等の観点から、必要最小限度にする必要がある。(H.1.5.10 消防危第44号通知) (第10-26図参照) (図略)</p> <p>第10-26図</p> <p>キ～サ (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>ア 危令第17条第2項第11号に規定する「上部に上階がある場合」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、上階の用途が危則第25条の4第1項で規制されたもの以外の用途であること。(第10-27図参照) (図略)</p> <p>第10-27図</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>ク 危則第25条の10第3号及び第4号に規定する上階への延焼防止上有効な措置は次によること。(第10-28図参照)</p> <p>(ア)～(ウ) (略) (図略)</p> <p>第10-28図</p> <p>ケ (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>
--	--

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 危則第26条の2第3項第6号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」は、油吸着材とし、その保有する量は第10-3表のとおり、タンクの容量の区分に応じたもの、又はタンクの区分に応じた量の油を吸着できるものであること (H. 1. 3. 3 消防危第15号、H. 20. 5. 22 消防危第264号通知)。</p> <p>なお、油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達船査第52号(昭和59年2月1日)に定める性能試験基準により、海上保安庁総務部海上保安試験研究センター所長が発行する試験成績書等を用いて確認すること。</p> <p>また、専用タンクが複数ある場合、保有する油吸着剤の量等は、最大タンクの容量に応じた量とする。(H. 1. 12. 21 消防危第114号通知参考)</p> <p>(表略)</p> <p>第10-3表</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>9~13 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア~エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 危則第26条の2第3項第6号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」は、油吸着材とし、その保有する量は第10-2表のとおり、タンクの容量の区分に応じたもの、又はタンクの区分に応じた量の油を吸着できるものであること。(H. 1. 3. 3 消防危第15号、H. 20. 5. 22 消防危第264号通知)</p> <p>なお、油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達船査第52号(昭和59年2月1日)に定める性能試験基準により、海上保安庁総務部海上保安試験研究センター所長が発行する試験成績書等を用いて確認すること。</p> <p>また、専用タンクが複数ある場合、保有する油吸着剤の量等は、最大タンクの容量に応じた量とする。(H. 1. 12. 21 消防危第114号通知参考)</p> <p>(表略)</p> <p>第10-2表</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 自家用給油取扱所の所有者である事業所が、当該自家用給油取扱所を使用し、災害時対応として他社の車両に給油する行為は、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R. 7. 12. 25 消防危第260号通知)問3の内容に適合する場合は認めることができる。</p> <p>9~13 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア~エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注</p>
---	---

油設備にあつては、給油ホース等の直近その他の見やすい箇所に、その使用方法及び危険物の品目を表示すること。

使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」「静電気除去」等保安上必要な事項を併せて記載すること。なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に記載すること。

危険物の品目の表示は、次の表の左欄に掲げる危険物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に定める文字を表示すること。また、文字、文字の地（背景）又は給油ホース、ノズルカバー、ノズル受け等危険物の品目に対応した設備の部分に彩色する場合には、それぞれ同表の右欄に定めた色とすること。この場合の彩色には無彩色（白、黒又は灰色をいう。）は含まないものであること。なお、これらの部分以外の部分については、彩色の制限の対象とはならないものであること。

また、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いて差し支えないものであること。

なお、使用方法及び危険物の品目については、必要に応じて英語の併記等を行うことが望ましいものであること。

（表略）

（ウ） （略）

カ （略）

キ 危則第28条の2の5第7号に規定する

「顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器」を使用する場合は、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用につい

油設備にあつては、給油ホース等の直近その他の見やすい箇所に、その使用方法及び危険物の品目を表示すること。

使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」「静電気除去」等保安上必要な事項を併せて記載すること。なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に記載すること。

危険物の品目の表示は、次の表（第10－3表）の左欄に掲げる危険物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に定める文字を表示すること。また、文字、文字の地（背景）又は給油ホース、ノズルカバー、ノズル受け等危険物の品目に対応した設備の部分に彩色する場合には、それぞれ同表の右欄に定めた色とすること。この場合の彩色には無彩色（白、黒又は灰色をいう。）は含まないものであること。なお、これらの部分以外の部分については、彩色の制限の対象とはならないものであること。

また、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いて差し支えないものであること。

なお、使用方法及び危険物の品目については、必要に応じて英語の併記等を行うことが望ましいものであること。

（表略）

第10－3表

（ウ） （略）

カ （略）

キ 危則第28条の2の5第7号に規定する

「顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器」を使用する場合は、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用につい

て」(R. 2. 3. 27 消防危第87号通知)によること。

また、「給油取扱所に関する参考資料の送付について」(R. 2. 3. 30 事務連絡)を参考にすること。

(3)～(5) (略)

(6) 予防規程に定めなければならない事項

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあつては、予防規程に、顧客に対する監視その他保安のための措置に関することを規定すること(危則第60条の2第1項第8号の4)。

て」(R. 2. 3. 27 消防危第87号通知)によること。

なお、当該通知「2 可搬式の制御機器を設けたセルフスタンドにおける取扱いの技術上の基準(規則第40条の3の10第3号イ関係)」の項目に記載の「可搬式の制御機器を用いて給油許可等を行う場合の顧客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行うこと」の運用については、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R. 6. 9. 24 消防危第279号通知)問1によることとしても差し支えない。

また、具体的に運用するにあたり、「給油取扱所に関する参考資料の送付について」(R. 2. 3. 30 事務連絡)を参考にすること。

ク 給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供するAIシステムの導入に係る留意事項については、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供するAIシステムの導入に係る留意事項について」

(R. 5. 5. 15 消防危第124号通知)及び「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動型AIシステムの導入に向けた実証実験の実施について」(R. 6. 3. 29 消防危第75号通知)によること。

なお、当該通知の運用については、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R. 6. 9. 24 消防危第279号通知)問2によることとしても差し支えない。

(3)～(5) (略)

(6) 予防規程に定めなければならない事項

ア 危則第60条の2第8号の4及び8号の5については、「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う給油取扱所の運用について」(R. 6. 2. 29 消防危第40号通知)によること。

顧客に対する監視その他保安のための措置に関することには、次のことが含まれること。

- ア (略)
- イ (略)
- ウ (略)
- エ (略)
- オ (略)
- (7) (略)

15 単独荷卸し

危険物取扱者の立会いなしに移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者単独で荷卸しを行うことについては、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」(H. 17. 10. 26 消防危第 245 通知 (H. 30. 3. 30 消防危 44 号改正) 及び「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」に係る執務資料の送付について」(H. 30. 9. 26 消防危第 176 号通知) によること。

16 不必要な物件について

不必要な物件の考え方については、第 2 章第 1 節「製造所」24 によること。

第11節 販売取扱所 (危令第18条)

- 1 (略)
- 2 (略)
- (1)～(5) (略)
- (6) (略)
- ア～ウ (略)
- エ 店舗に面した窓にガラスを用いる場合は、はめ殺しの網入りガラスとすること。

イ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあつては、予防規程に、顧客に対する監視その他保安のための措置に関することを規定すること (危則第60条の2 第1項第8号の6)。

なお、顧客に対する監視その他保安のための措置に関することには、次のことが含まれること。

- (ア) (略)
- (イ) (略)
- (ウ) (略)
- (エ) (略)
- (オ) (略)
- (7) (略)

15 単独荷卸し

危険物取扱者の立会いなしに移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者単独で荷卸しを行うことについては、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」(H. 17. 10. 26 消防危第 245 通知 (H. 30. 3. 30 消防危 44 号改正)、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」に係る執務資料の送付について」(H. 30. 9. 26 消防危第 176 号通知) 及び「危険物規制事務に関する執務資料について」(R. 5. 11. 20 消防危第 327 号通知) によること。

16 不必要な物件について

不必要な物件の考え方については、第 1 節「製造所」24 によること。

第11節 販売取扱所 (危令第18条)

- 1 (略)
- 2 (略)
- (1)～(5) (略)
- (6) (略)
- ア～ウ (略)
- エ 店舗に面した窓にガラスを用いる場合は、はめ殺し (◆) の網入りガラスとすること。

オ (略)

(図略)

(7)~(9) (略)

(10) 危険物を収納する架台は、「第3節 11 架台の構造」によること。◆

3 及び 4 (略)

5 不必要な物件について(危令第24条第4号)

不必要な物件の考え方については、第2章第1節「製造所」24によること。

第12節 移送取扱所(危令第18条の2)

1 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア 危険物の送出し施設から受入れ施設までの間の配管が1の道路又は第三者(危険物の送出し施設又は受入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。以下同じ。)の敷地を通過するもので、次の要件の(ア)、(イ)又は(ウ)を満足するもの。

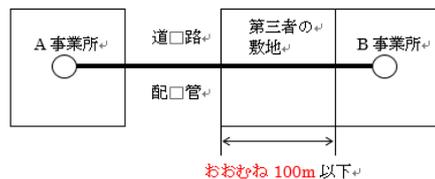
(ア)



(イ)



(ウ)



第12-1図 移送取扱所に該当しない例1

- ・道路にあつては、配管が横断するものであること。
- ・第三者の敷地にあつては、当該敷地を通過

オ (略)

(図略)

(7)~(9) (略)

(10) 危険物を収納する架台は、第3節「屋内貯蔵所」11によること。◆

3 及び 4 (略)

5 不必要な物件について(危令第24条第4号)

不必要な物件の考え方については、第1節「製造所」24によること。

第12節 移送取扱所(危令第18条の2)

1 (略)

2 (略)

(1) (略)

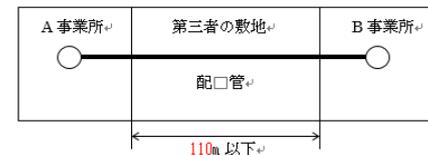
(2) (略)

ア 危険物の送出し施設から受入れ施設までの間の配管が1の道路又は第三者(危険物の送出し施設又は受入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。以下同じ。)の敷地を通過するもので、次の要件の(ア)、(イ)又は(ウ)を満足するもの。(第12-1図参照)

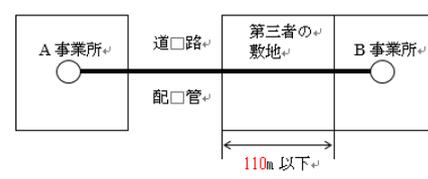
(ア)



(イ)



(ウ)

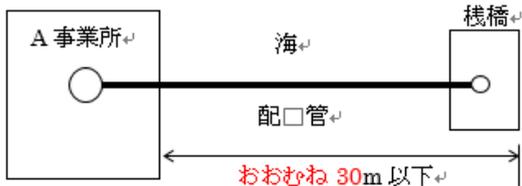


第12-1図 移送取扱所に該当しない例1

- ・道路にあつては、配管が横断するものであること。
- ・第三者の敷地にあつては、当該敷地を通過

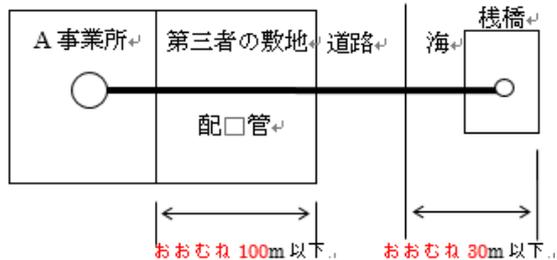
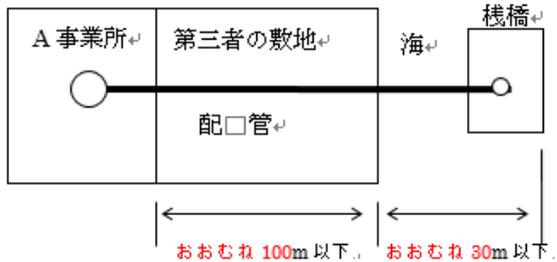
する配管の長さが概ね100m以下のものであること。

イ 危険物の送出し施設又は受入れ施設が栈橋に設けられているもので、岸壁からの配管（第1石油類を移送する配管の内径が300mm以上のものを除く。）の長さが概ね30m以下のもの。



第12-2図 移送取扱所に該当しない例2

ウ 前記ア及びイの要件を満足するもの。

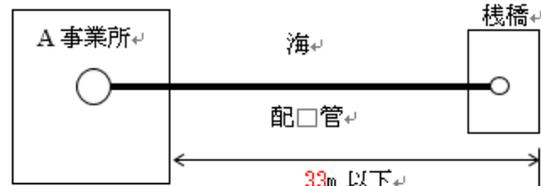


第12-3図 移送取扱所に該当しない例3
3 (略)

(1) 従前、同一の事業所内にあった一般取扱所の危険物配管に関して、同一事業所内に新たな合弁会社等を設立することにより、

する配管の長さが110m以下のものであること。

イ 危険物の送出し施設又は受入れ施設が栈橋に設けられているもので、岸壁からの配管（第1石油類を移送する配管の内径が300mm以上のものを除く。）の長さが33m以下のもの。（第12-2図参照）

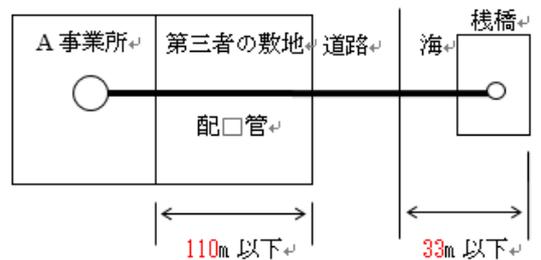
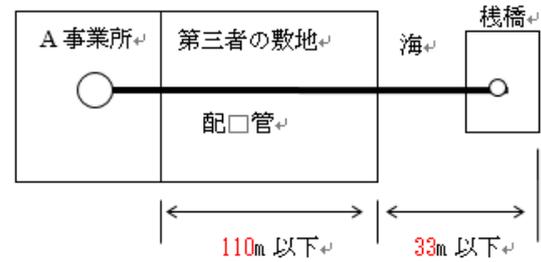
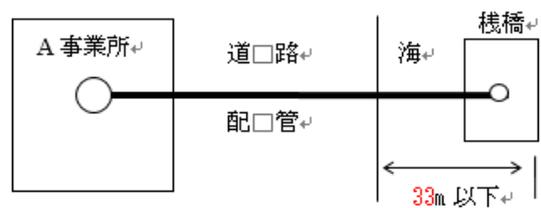


第12-2図 移送取扱所に該当しない例2

・海（栈橋を含む。）を通過する配管の長さが33m以下のものであること。

ウ 前記ア及びイの要件を満足するもの。

（第12-3図参照）



第12-3図 移送取扱所に該当しない例3
3 (略)

(1) 従前、同一の事業所内にあった一般取扱所の危険物配管に関して、同一事業所内に新たな合弁会社等を設立することにより、

下図に示すように当該合弁会社等の敷地を100mを超えて通過することとなる場合、当該合弁会社等の保安管理等が従前と同様一元的に行われるのであれば、当該危険物配管については新たな移送取扱所として規制するのではなく、既設の一般取扱所のまま規制して差し支えない。(H. 11. 6. 15 消防危第58号通知)

(図略)

図12-4

(2) 隣接する複数の事業所間で、業務提携等により、原料、中間体等を相互利用しており、各事業所の危険物施設間を下図に示すように新たに配管で連結する場合、保安管理体制が一元的に行えるのであれば、当該配管について移送取扱所として規制するのではなく、既設の危険物施設の付属配管又は一般取扱所として規制して差し支えない。(H. 11. 6. 15 消防危第58号通知)

(図略)

図12-5

4 (略)

5 (略)

(1)~(10) (略)

(11) (略)

ア (略)

(ア) 配管等及びその基礎部は、図12-6中の(A)部分に設けてはならない。

(イ) 堤防側帯の計画がある場合は、図12-6中の(A)及び(B)部分に配管等及びその基礎部を設けてはならない。

(図略)

図12-6 堤防法尻からの保全距離

イ 堤防のない場合

配管等及びその基礎部は、図12-7中の(C)部分に設けてはならない。

(図略)

図12-7 護岸法肩からの保全距離

下図に示すように当該合弁会社等の敷地を100mを超えて通過することとなる場合、当該合弁会社等の保安管理等が従前と同様一元的に行われるのであれば、当該危険物配管については新たな移送取扱所として規制するのではなく、既設の一般取扱所のまま規制して差し支えない。(H. 11. 6. 15 消防危第58号通知) (第12-4図参照)

(図略)

第12-4図

(2) 隣接する複数の事業所間で、業務提携等により、原料、中間体等を相互利用しており、各事業所の危険物施設間を下図に示すように新たに配管で連結する場合、保安管理体制が一元的に行えるのであれば、当該配管について移送取扱所として規制するのではなく、既設の危険物施設の付属配管又は一般取扱所として規制して差し支えない。(H. 11. 6. 15 消防危第58号通知) (第12-5図参照)

(図略)

第12-5図

4 (略)

5 (略)

(1)~(10) (略)

(11) (略)

ア (略)

(ア) 配管等及びその基礎部は、第12-6図中の(A)部分に設けてはならない。

(イ) 堤防側帯の計画がある場合は、第12-6図中の(A)及び(B)部分に配管等及びその基礎部を設けてはならない。

(図略)

第12-6図 堤防法尻からの保全距離

イ 堤防のない場合

配管等及びその基礎部は、第12-7図中の(C)部分に設けてはならない。

(図略)

第12-7図 護岸法肩からの保全距離

(12) (略)

ア (略)

イ 移送取扱所の配管の両側に保有すべき空地について (S. 58. 12. 13 消防危第130号通知)

2以上の配管を敷設する移送取扱所において、危則第28条の16第3号の規定により配管の両側に保有すべき空地は、下図の例によりその幅を確保すれば足りるものであること。

(図略)

図12-8

ウ (略)

(13)~(18) (略)

(19) (略)

ア (略)

イ 地盤の変位量を測定する装置には、沈下量を直接測定するための測定桿及び水準点があり、さらに斜面の変位を測定するものとしては、図12-9に示すような装置がある。

(図略)

図12-9 地すべりの変位量を測定する装置の一例

なお、これらの装置は、不等沈下又は地盤の変位による応力計算又は計画で考慮した沈下量を超えるか否か判断するのに必要な資料を十分得ることができる間隔に設置することが必要である。

(20)~(23) (略)

(12) (略)

ア (略)

イ 移送取扱所の配管の両側に保有すべき空地について (S. 58. 12. 13 消防危第130号通知)

2以上の配管を敷設する移送取扱所において、危則第28条の16第3号の規定により配管の両側に保有すべき空地は、下図の例によりその幅を確保すれば足りるものであること。 (第12-8図参照)

(図略)

第12-8図

ウ (略)

エ 当該空地の上空規制については、第1節「製造所」4(1)イ((ウ)を除く。)を準用することができる。

(13)~(18) (略)

(19) (略)

ア (略)

イ 地盤の変位量を測定する装置には、沈下量を直接測定するための測定桿及び水準点があり、さらに斜面の変位を測定するものとしては、第12-9図に示すような装置がある。

(図略)

第12-9図 地すべりの変位量を測定する装置の一例

なお、これらの装置は、不等沈下又は地盤の変位による応力計算又は計画で考慮した沈下量を超えるか否か判断するのに必要な資料を十分得ることができる間隔に設置することが必要である。

(20)~(23) (略)

(24) 消防機関に通報する設備 (危則第28条の36)

携帯電話を常時通報できる状態で設置し、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R. 7. 7. 30 消防危第181号通知) 問3の各条件を満たすことができ

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) ポンプ及びその他の附属設備（以下「ポンプ等」という。）（危則第28条の47）

ポンプ等については、危則第28条の47でポンプ等の周囲に保有空地が必要であるが、一般にポンプ等が単独で設置されているものはほとんどなく、屋外タンク貯蔵所の附属ポンプ等と混在している。

新設するポンプ等（既存のポンプ等を組み込む場合を含む。）の保有空地内に屋外タンク貯蔵所の附属ポンプ設備等が存する場合、また、屋外タンク貯蔵所の保有空地及びその附属ポンプ設備の保有空地内に新設のポンプ等が存する場合には、危令第23条を適用し、認めるものとする。（特例理由不要、特例適用願必要）

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) (略)

6 (略)

第13節 消火設備及び警報設備の基準

(略)

1 (略)

(1)及び(2) (略)

ば、当該携帯電話を危則第28条の36第1項第2号に規定する消防機関に通報する設備として扱うことができる。

ただし、当該携帯電話は専用とし、基準を満たす場所に備え付けておくこと。

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) ポンプ及びその他の附属設備（以下「ポンプ等」という。）（危則第28条の47）

ポンプ等については、危則第28条の47でポンプ等の周囲に保有空地が必要であるが、一般にポンプ等が単独で設置されているものはほとんどなく、屋外タンク貯蔵所の附属ポンプ等と混在している。

新設するポンプ等（既存のポンプ等を組み込む場合を含む。）の保有空地内に屋外タンク貯蔵所の附属ポンプ設備等が存する場合、また、屋外タンク貯蔵所の保有空地及びその附属ポンプ設備の保有空地内に新設のポンプ等が存する場合には、危令第23条を適用し、認めるものとする。（特例理由不要、特例適用願必要）

なお、当該空地の上空規制については、第1節「製造所」4(1)イ（ウ）を除く。）を準用することができる。

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(32) (略)

(33) (略)

6 (略)

第13節 消火設備及び警報設備の基準

(略)

1 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) 危則第33条第1号表中の「消火設備」欄に規定する「火災のとき煙が充満するおそれのある場所等に設けるもの」の対象に

(3) (略)

(4) 危則第33条第1項第1号に規定する製造所等のタンクで、引火点が21℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもののポンプ設備、注入口及び払出口（以下「ポンプ設備等」という。）には、第一種、第二種又は第三種の消火設備をポンプ設備等を包含するように設けること。この場合において、ポンプ設備等に接続する配管の内径が200mmを超えるものにあつては、移動式以外の第三種の消火設備を設けなければならないこと。

(5) 著しく消火困難な製造所等に該当する製造所又は一般取扱所に設置された20号タンクが、屋外タンクにあつては危則第33条第1項第3号、屋内タンクにあつては同項第4号の要件に該当する場合は、それぞれ危則第33条第2項第1号表中に規定される屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の項目に準じ、消火設備を設置するよう指導する。◆

なお、当該20号タンクを泡消火設備にて包含する場合は、製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示第19条第1号の規定を満足する必要があることに留意すること。

(6) (略)

(7) 著しく消火困難な製造所等に該当する施設は、原則、第1種から第3種までの消火設備で、すべての消火対象物（建築物その他の工作物及び危険物）を包含する必要があること。

は、当該消火設備の消火栓等のみならず、消火活動のために延長したホース等も含まれる。

つまり消火活動のために人が筒先等を持って移動する範囲は、すべて煙が充満するおそれのない場所とする必要がある。

(4) (略)

(5) 著しく消火困難な製造所等に該当する製造所又は一般取扱所に設置された20号タンクが、屋外タンクにあつては危則第33条第1項第3号、屋内タンクにあつては同項第4号の要件に該当する場合は、それぞれ危則第33条第2項第1号表中に規定される屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の項目に準じ、消火設備を設置するよう指導する。◆

なお、当該20号タンクを泡消火設備にて包含する場合は、製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示第19条第1号の規定を満足する必要があることに留意すること。（補助泡消火栓を除く。）

(6) (略)

(7) 著しく消火困難な製造所等に該当する施設は、原則、第1種から第3種までの消火設備で、すべての消火対象物（建築物その他の工作物及び危険物）を包含する必要があること。

なお、工作物に該当する機器等が外装等

<p>(8) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示第19条第1号に定める「タンク」とは、屋外タンクにあつては危則第33条第1項第3号に規定する屋外タンク貯蔵所と、屋内タンクにあつては同条第1項第4号に規定する屋内タンク貯蔵所と同規模のタンクをいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) その他、製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示に関する運用については、下記のとおりとする。(日本消火装置工業会各委員からの意見「総務省告示第559号の執務資料に関する意見」(H. 24. 3. 21))</p> <p>ア及びイ (略)</p>	<p>に覆われている場合、当該外装等が機器等の一部として判断できるものについては当該外装等を包含できれば当該基準を満たしていると判断できるが、当該機器等の一部とみなされないものについては、当該外装等が建築物に該当するしないにかかわらず、当該外装等内部にある機器等を直接包含する必要があること。</p> <p>当該外装等が機器等の一部であるかどうかの判断については、第1節19(1)ア等によること。</p> <p>(8) 危則第33条第1項第3号に規定する液表面積は、横置円筒型のタンクの様子、液面高さにより当該表面積が変更するものにあつては、最大となる表面積を当該液表面積とすること。</p> <p>(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) その他、製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示に関する運用については、下記のとおりとする。(日本消火装置工業会各委員からの意見「総務省告示第559号の執務資料に関する意見」(H. 24. 3. 21) 参考)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 第2条第2項の「泡を当該タンクの側板の内面に沿って流下させる場合」とは、放出された泡がタンク側板の内面に沿って流</p>
---	---

ウ (略)

エ 第2条第2項の「泡を当該タンクの側板の内面に沿って流下させる場合」とは、放出された泡がタンク側板の内面に沿って流下し、著しい液面下への没入又は液面のかくはんをすることなく液面上に消火に有効な泡を展開するための泡の反射板を泡放出口に附属する場合をいう。

オ (略)

カ (略)

キ 第4条第4号の「水に溶けないもの」とは、温度20℃の水100gに溶解する量が1g未満のものをいう。

下し、著しい液面下への没入又は液面のかくはんをすることなく液面上に消火に有効な泡を展開するための泡の反射板を泡放出口に附属する場合をいう。

エ 第3条の「泡放出口並びに泡放出口に付属する補助泡消火栓及び連結送液口を、この章に定めるところにより、設けなければならない。」とは、当該設備をすべて設けなければならないという意味ではなく、当該章において必要と判断されるものは、当該章の規定に基づき設置しなければならないという意味である。

オ 第4条第4号の「水に溶けないもの」とは、温度20℃の水100gに溶解する量が1g未満のものをいう。

カ (略)

キ (略)

ク (略)

ケ 第9条の「補助泡消火栓」は、同条第2号にも規定しているとおり、防油堤の外側に設置するものであることから、当該防油堤を設置しない施設には設置義務はないものである。なお、当該防油堤に20号防油堤は含まれない。

コ 第9条第2号の「一の補助泡消火栓に至る歩行距離が75m以下となるように設ける」とは、当該設置された補助泡消火栓間の歩行距離が75m以下となるように設置することをいう。

ク 第10条の $N=Aq/800$ の 800 は、連結送液口意図口当たりの標準送液量（800L/分）を意味する。

ケ （略）

コ （略）

サ （略）

シ （略）

ス （略）

セ （略）

ソ （略）

(9) （略）

ア 以下の要件をすべて満足するとき

(ア)及び(イ) （略）

イ （略）

ウ （略）

(ア) （略）

サ 第10条の「連結送液口」は、第3条の規定により、固定式の泡消火設備のうち固定式泡放出方式のものを設置する施設については設置義務を有する。

シ 第10条の $N=Aq/800$ の 800 は、連結送液口一口当たりの標準送液量（800L/分）を意味する。

ス （略）

セ （略）

ソ 製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示第13条第2号（同告示第14条により準用する場合を含む。）に規定する「火災のとき煙が充満するおそれがなく容易に接近することができ、かつ、火災による被害を受けるおそれが少ない場所に設ける」ものの対象には、当該消火設備の消火栓等のみならず、消火活動のために延長したホース等も含まれる。

つまり消火活動のために人が筒先等を持って移動する範囲は、すべて煙が充満するおそれのない場所とする必要がある。

タ （略）

チ （略）

ツ （略）

テ 製造所又は一般取扱所に設置された、屋外にあるタンクにあつては危則第33条第1項第3号、屋内にあるタンクにあつては同項第4号に該当しないものは、危令第23条を適用し、第19条第1号を免除することができる。（特例理由不要。特例適用願不要。）

ト （略）

ナ （略）

(8) （略）

ア 以下の要件を全て満足するとき

(ア)及び(イ) （略）

イ （略）

ウ （略）

(ア) （略）

(イ) 同一階にある全てのタンク等（機器を含む。配管を除く。）が破損した場合において、当該架台等の下部に燃えるものが滞留するおそれが極めて低い。

(ウ)及び(エ) (略)

8 (略)

9 (略)

(1)～(4) (略)

(5) ハロン消火剤の使用については、平成13年5月16日消防予第155号消防危第61号通知（平成26年11月13日消防予第466号消防危第261号改正）に基づき指導すること。

(6)及び(7) (略)

10 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 全域放出方式又は局所放出方式の粉末消火設備の基準は、消則第21条第4項に定める基準に準じて設けること。◆

(5) 移動式の粉末消火設備は、消則第21条第5項に定める基準に準じて設けること。◆

別表 (略)

別添1 (略)

11 第4種の消火設備

当該消火設備は重量が大きいことから、原則同一階（非建築物の場合同一階とみなされる場所）のみを包含範囲とする。ただし、同一階でない場所であっても、他の階に設置された当該消火設備の放射範囲内に入っている部分については、包含範囲内に入っていると扱うことができる。

(イ) 同一階（非建築物の同一階層を含む。以下この節において同じ。）にある全てのタンク等（機器を含む。配管を除く。）が破損した場合において、当該架台等の下部に燃えるものが滞留するおそれが極めて低い。

(ウ)及び(エ) (略)

8 (略)

9 (略)

(1)～(4) (略)

(5) ハロン消火剤の使用については、平成13年5月16日消防予第155号消防危第61号通知（平成26年11月13日消防予第466号消防危第261号改正）に基づき指導すること。◆

(6)及び(7) (略)

10 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 全域放出方式又は局所放出方式の粉末消火設備の基準は、消則第21条第4項に定める基準に準じて設けること。◆（消則第19条第5項第3号、4号イ(ロ)、4号イ(ハ)及び20号（予備動力源の種類、容量及び自動切り替えに関する項目に限る。）並びに消則第21条第4項第1号及び18号に関しては義務）

(5) 移動式の粉末消火設備は、消則第21条第5項に定める基準に準じて設けること。◆（消則第21条第4項第1号及び第5項第2号に関しては義務）

別表 (略)

別添1 (略)

11 第4種の消火設備

当該消火設備は重量が大きいことから、原則同一階（非建築物の場合同一階とみなされる場所）のみを包含範囲とする。ただし、同一階でない場所であっても、他の階に設置された当該消火設備の放射範囲内に入っている部分については、包含範囲内に入っていると扱うことができる。

12 (略)

(1) (略)

ア (略)

イ 屋外（泡）消火栓の建築物以外のものに対する有効範囲は、架構等の工作物にあつては2階とみなされる部分までとし、塔槽類等にあつては6 m未満の部分とする（13－1図）。

この場合において、**屋外（泡）消火栓は架構等の外部から消火活動を行うものであることから、2階とみなされる部分が地盤面から高いこと等により**架構等の外部から有効に消火することが困難である場合は、**架構内にも屋外（泡）消火栓を設けるなど、有効に消火することができる消火設備を設けるよう指導すること。◆******

ウ (略)

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) 平成12年5月31日 建設省告示第1441号又は第1442号等を用い、火災が発生した場合に、当該場所内の人の高さまで煙が降下してくる間に、関係者が火災を発見し、消火活動を行い、避難を行うという、火災時の一連の行動を行うことができる場合

なお、著しく消火困難な製造所等に設ける第4種については、歩行距離の規定が免除されるが、包含すべき箇所と同一階にならない場合は、当該箇所に設置されたとはみなさない。

12 (略)

(1) (略)

ア (略)

イ 屋外（泡）消火栓の建築物以外のものに対する有効範囲は、架構等の工作物にあつては2階とみなされる部分までとし、塔槽類等にあつては6 m未満の部分とする。

（第13－1図参照）

この場合において、2階とみなされる部分が地盤面から高いこと等により有効に消火することが困難である場合は、**当該部分にも（泡）消火栓を設けるなど、有効に消火することができる消火設備を設けるよう指導すること。◆**

ウ (略)

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) 平成12年5月31日 建設省告示第1441号又は第1442号等を用い、火災が発生した場合に、当該場所内の人の高さ（**1.8m**）まで煙が降下してくる間に、関係者が火災を発見し、消火活動を行い、**建物外に避難を行うという、火災時の一連の行動を行うことができる場合（火災発見を検知できる場所に、24時間人がいない場合は適用しない。ただし当該不在の際、当該建築物等内に危険物がない（設備及び配管に付着している程度は除く。）場合は適用する。）**

なお、当該一連の行動に対する時間設定及び使用発熱量としては、原則次のとおりとすること。ただし、当該時間及び発熱量によらないこととできる根拠等がある場合は、この限りではない。

<p>(エ)及び(オ) (略)</p> <p>(図略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 著しく消火困難な製造所等において設置される第一種から第三種までの消火設備</p>	<p>a 火災発生から発見までの時間 火災想定場所に24時間人がいる場合は、1分とすること。 自動火災報知設備による発見の場合は、5分とすること。</p> <p>b 発見者が現場及び消火設備設置場所まで駆けつける時間については、歩行速度を平地は50m/分、上り階段は30m/分、下り階段は40m/分として算定すること。</p> <p>c 消火活動の準備から放射までにかかる時間は、屋内消火栓設備及び屋内泡消火設備に関しては6分、屋外消火栓設備及び屋外泡消火栓設備に関しては7分、その他の第三種の消火設備に関しては2分とする。</p> <p>d 消火活動時間は、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備及び泡消火設備にあつては30分、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備にあつては1分30秒とする。</p> <p>e 消火活動実施後、建物外に避難するまでの時間については、歩行速度を平地は50m/分、上り階段は30m/分、下り階段は40m/分として算定すること。</p> <p>f 積載可燃物の一平方メートル当たりの発熱量は、240MJに当該箇所存する危険物の火災により生じる発熱量を当該箇所の面積で除した値を加算した値とする。</p> <p>g 排煙量の算定について、自然排煙及び機械排煙ともに、火災発生時に手動操作を行うことにより排煙が期待されるものは認められない。</p> <p>(エ)及び(オ) (略)</p> <p>(図略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 著しく消火困難な製造所等において設置される第一種から第三種までの消火設備</p>
---	---

については、複数ある消火対象の危険物のうち、貯蔵又は取扱量が指定数量未満である等極めて少ない場合、その他取扱い状況等から火災予防上危険性が低いと判断できるものについては、危令第23条を適用し、当該危険物に対する消火設備を第**四**種及び第**五**種とすることができる。（特例理由不要。特例適用願必要。）

イ （略）

については、複数ある消火対象の危険物のうち、貯蔵又は取扱量が指定数量未満である等極めて少ない場合、その他取扱い状況等から火災予防上危険性が低いと判断できるものについては、危令第23条を適用し、当該危険物に対する消火設備を第**4**種及び第**5**種とすることができる。（特例理由不要。特例適用願必要。）

イ （略）

(4) 屋上に設置された部分規制の施設に対する消火設備

屋上のペントハウスに設置された一般取扱所（屋上との出入口が設置されているものに限る。）については、取り扱う危険物が高引火点でなければ著しく消火困難な製造所等に該当し、第1種から第3種の消火設備を設置する必要があるが、次の要件をすべて満たすものについては、危令第23条を適用し、当該消火設備を免除することができる。（特例理由不要。特例適用願必要。）

なお、当該規定は、他の施設区分についても適用する。

ア 出入口周囲（施設範囲外に限る。）3mの床面の材質が耐火構造である。

イ 出入口周囲（施設範囲外に限る。）3mの範囲内が空地（上空も含む。）である。（当該範囲内に耐火構造の壁がある場合は当該壁まで空地となっていればよい。）

ウ 施設範囲内を第4種の消火設備で包含し、第5種の消火設備をその能力単位の数値が建築物その他の工作物及び危険物の所要単位の数値以上になるように設ける。

(5) 危則第35条の2第3項に定める基準の特例を適用する屋内貯蔵所において、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（R. 7. 12. 25 消防危第260号通知）問

13 その他消火設備の基準について

(1) 工作物（危則第30条、危則第33条から第36条）

危則第33条から第35条に規定されている工作物とは、原則、危険物機器を支持する架構のみならず、危険物設備（配管等を除く。）、非危険物設備（配管等を除く。）、電気設備及びそれらを支持する架構（幅1m程度の点検歩廊及びそれらに付属する梯子等を除く。）等をいうものである（囲い、防油堤、屋外の地盤面及び避雷設備は消火対象物ではないが、防油堤内部に漏洩し、滞留した危険物は消火対象物である。）。ただし、屋外タンク貯蔵所のポンプ設備等のように、消火設備の基準により、条件によって設置義務の有無に違いがあるものについてはそれに従う。

なお、屋外に設置された不燃性の非危物（非可燃物）機器等、出火危険及び延焼危険が極めて低いと判断できる場合は、危令第23条を適用し、消火設備を緩和することができる。（特例理由不要。特例適用願必要。）

1に記載する要件を満たした場合は、危令第23条を適用し、開放型スプリンクラーヘッドに代えて閉鎖型スプリンクラーヘッドを設置することができる。（特例理由不要。特例適用願必要）

13 その他消火設備の基準等について

(1) 工作物（危則第30条、危則第33条から第36条）

危則第33条から第35条に規定されている工作物とは、原則、危険物設備（配管等を除く。）、非危険物設備（配管等を除く。）、電気設備（ガス検知器等小型で単独設置されたもの及び配管に設置された計装機器等を除く。）及びそれらを支持する架構（幅1m程度の点検歩廊及びそれらに付属する梯子等を除く。）等をいうものである。囲い、防油堤（20号防油堤を含む。以下同じ。）、屋外の地盤面及び避雷設備は消火対象物ではないが、防油堤内部に漏洩し、滞留した危険物は消火対象物である。ただし、当該防油堤の周囲に近接して消火設備を設置した結果、防油堤の中心付近が包含範囲に入らなかったとしても、当該防油堤に滞留した危険物に対し消火設備が設置されたものとみなす。

また、ポンプ設備、注入口及び払出口（ローディングアームを含む。）についても消火対象物とする。この際、著しく消火困難な製造所等に該当する屋外タンク貯蔵所には固定式の泡消火設備等の設置義務がかかるが、当該消火対象物に対しては、危令第23条を適用し、移動式の第1種、第2種又は第3種の消火設備（火災のとき煙が充満するおそれのない場所に限る。）の設置を認めることができる。（製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示により、固定式の消火設備を義務付けられるものを除く。）（特例理由不要。特例適用願不要。）

(2)～(6) (略)

(7) (略)

ア 危令別表第5及び危則第36条に規定される電気設備とは、発電機、変圧器、変電設備（変圧器の容量が5kVA未満のものを除く。）、発電設備（出力が4kW又は5kVA以上の固定して使用するものに限る。）及び蓄電池設備（自動火災報知設備の受信機等の電気機器に内蔵されているものを除く。）をいう。

イ 危則第36条に規定されている電気設備のある場所の面積は、電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分（当該水平投影部分に不燃材料の壁があり、当該壁の開口部に防火設備、防火ダンパー等が設けられている場合は当該壁までの距離とすること。）の面積とする。

なお、電気設備が複数設置されており電気設備間の距離が5m未満である場合は、水平投影部分を合算して面積を算定し、一の電気設備のある場所とすること。この場合、電気設備からの水平投影部分が重複する箇所の面積については、重複加算しない

ウ及びエ (略)

オ 電気設備が設置されている消火困難な製造所等に該当する製造所及び一般取扱所においては、当該電気設備に対応した第四種

なお、屋外に設置された不燃性の非危険物（非可燃物）機器等、出火危険及び延焼危険が極めて低いと判断できる場合は、危令第23条を適用し、消火設備を緩和することができる。（特例理由不要。特例適用願必要。）

(2)～(6) (略)

(7) (略)

ア 危令別表第5及び危則第36条に規定される電気設備とは、発電機、変圧器（5kVA未満のものを除く。）、変電設備（20kW以下のものを除く。）、発電設備（出力が4kW又は5kVA以上の固定して使用するものに限る。）及び蓄電池設備（4,800Ah・セル未満のものを除く。）をいう。

イ 危則第36条に規定されている電気設備のある場所の面積は、電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5mの線で囲まれた部分（当該水平投影部分に不燃材料の壁があり、当該壁の開口部に防火設備、防火ダンパー等が設けられている場合は当該壁までの距離とすること。）の面積とする。

ただし、キュービクル式の電気設備にあつては当該水平投影面積、感電用フェンス等により囲われている電気設備にあつては、当該面積とすることができる。

なお、電気設備が複数設置されており電気設備間の距離が5m未満である場合は、水平投影部分を合算して面積を算定し、一の電気設備のある場所とすること。この場合、電気設備からの水平投影部分が重複する箇所の面積については、重複加算しない。

ウ及びエ (略)

オ 電気設備が設置されている消火困難な製造所等に該当する製造所及び一般取扱所においては、当該電気設備に対応した第四種

の消火設備により電気設備を包含する必要があるが、当該電気設備が上記ウ(ア) a～d 及びウ(イ) a～c の要件に該当しない場合は、危則第36条の規定により設置する消火設備によって、危則第34条の規定により設置する消火設備を免除することができる。(特例理由不要。特例適用願必要。)

(8)及び(9) (略)

の消火設備により電気設備を包含する必要があるが、当該電気設備が上記エ(ア) a～d 及びエ(イ) a～c の要件に該当しない場合は、危則第36条の規定により設置する消火設備によって、危則第34条の規定により設置する消火設備を免除することができる。(特例理由不要。特例適用願必要。)

(8)及び(9) (略)

(10) PFOS等を含有する泡消火薬剤等の取り扱いについては、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項又はPFOA又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 PFOS 又はその塩の項、PFOA 又はその塩の項又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について」

(R. 7. 1. 10 消防消第6号、消防予第612号、消防危第2号、消防特第9号通知)によること。

(11) 防火対象物及び他施設の危険物施設等、当該危険物施設以外の施設等との消火設備の兼用については、ポンプ、消火薬剤、水源及び消火栓等については認められるが、消火器については兼用は認められない。

(12) 危則第33条第1項第1号における「一般取扱所の用に供する部分以外の部分」及び同項第2号における「屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分」とは、対象となる施設以外の部分を意味すると解釈し、仮に一般取扱所に隣接する施設が他の一般取扱所であったとしても、その間を区画する壁に開口部があった場合は、一般取扱所の用に供する部分以外の部分と区画されている壁

<p>14 (略)</p> <p>(1) 感知器等の設置は、消則第23条第4項から第8項までの規定の例によること。◆</p> <p>(2) (1)に定めるもののほか、消則第24条及び第24条の2の規定の例によることとし、法趣旨を鑑みた適切な指導を行うこと。◆</p> <p>(3) (略)</p> <p>15 (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>に開口部があるものとして取り扱う。</p> <p>14 (略)</p> <p>(1) 感知器等の設置は、消則第23条第4項から第8項までの規定の例によること。(第8項のみ◆)</p> <p>(2) (1)に定めるもののほか、消則第24条及び第24条の2の規定の例によることとし、法趣旨を鑑みた適切な指導を行うこと。◆ (第24条第1号イ、第1号ホ、第1号の2、第4号イ、第4号ロ及び第4号ハ(第12条第1項第4号ホに限る。)並びに第24条の2第2号、第4号、第5号及び第6号に関しては義務)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 原則、建築物内のすべての箇所が発生した火災に対し、有効に感知できるように感知器を設置すること。 なお、工作物に該当する機器等が外装等に覆われている場合、当該外装等が機器等の一部として判断できるものについては、当該外装等の内部に感知器等を設置する必要はないが、当該設備等の一部とみなされないものについては、当該外装等が建築物に該当するしないにかかわらず、当該外装等内部で発生した火災を有効に感知できるよう、当該外装内部に感知器を設置すること。 当該外装等が機器等の一部であるかどうかの判断については、第1節19(1)ア等によること。</p> <p>15 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 携帯電話を常時通報できる状態で設置し、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(R.7.7.30 消防危第181号通知)問2の各条件を満たすことができれば、当該携帯電話を危則第37条第2号に規定する消防機関に報知ができる電話として扱うことができる。</p>
--	---

<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>附則 (平成 24 年 7 月 19 日) (略)</p> <p>附則 (令和 4 年 4 月 1 日) (略)</p> <p>附則 (令和 5 年 1 月 1 日) (略)</p> <p>附則 (令和 6 年 4 月 1 日) (略)</p>	<p>ただし、当該携帯電話は専用とし、上記(1)の条件を満たすこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>附則 (平成 24 年 7 月 19 日) (略)</p> <p>附則 (令和 4 年 4 月 1 日) (略)</p> <p>附則 (令和 5 年 1 月 1 日) (略)</p> <p>附則 (令和 6 年 4 月 1 日) (略)</p> <p><u>附則 (令和 8 年 3 月 10 日)</u></p> <p><u>1 この基準は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。</u></p> <p><u>2 この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。</u></p> <p><u>ただし、第 1 章第 8 節 2 に関しては、この基準施行時にすでに設置されている施設等又は設置に伴いすでに着工している施設等で、施行時に届出が提出されておらず基準が適用されていない施設等については、その後の変更内容も含めて従前の例による。</u></p>
---	---

新 旧 対 照 表

(姫路市危険物審査基準)

現 行

資料編 A 「製造所等における変更工事の取扱い」 別紙

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
1	(略)										
2	保有空地	保有空地		保有空地の変更			△	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・「増設」とは、倍数変更等により、保有空地の範囲が増えることをいう。 ・「改造」とは、「増設」以外の保有空地の範囲変更並びに保有空地の地盤面及びその上部の状況の変更をいう。 ・「取替」とは、地盤面の掘り起こし等を行った後、現状復旧することをいう。 ・「補修」とは、地盤面のひび割れを埋め戻す等の補修をいう。 ・「撤去」とは、倍数変更等により、保有空地を0にすることをいう。 ・変更後において、地盤面に50 cmを超える段差が生じるため、階段又はスロープ等により措置を施す「改造」は、許可を要する。 なお、50 cm以下の段差又は高低差50 cm以下のスロープ等を設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・変更後において、地盤面に50 cmを超える段差及び8%

											<ul style="list-style-type: none"> 外し、搬入等後すぐに復旧する行為は、変更工事には該当せず、手続きを要さない。 配管等を貫通させるために穴を開ける変更は「撤去」とするが、貫通部を耐火パテ等で穴埋めする場合は「補修」とする。 上記に関わらず、認定品を「改造」することにより、認定品でなくなる場合又は他の認定品となる場合は、許可を要する。 「改造」又は「撤去」しても基準に適合するか確認すること。 床の貯留設備等についてはNo. 73 も合わせて確認すること。
4	建築物・工作物	建築物	部分規制の屋内貯蔵所の他用途部分にある建築物、移動タンク貯蔵所の常置場所の建築物及び技術上の建築物又はその部分（危険物を取り扱わない建築物、危険物を取り扱う建築物のひさし等）	△	△	△	○	○	△		
5 (略)											
6	建築物・工作物	建築物	防火設備			△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 延焼のおそれのある外壁に設置してある特定防火設備を撤去しないこと。 特例により防火設備の基準が免除されている（材質が不燃材等に制限されている）場所における扉又は窓の 	

											<ul style="list-style-type: none"> 変更工事については、3と同様の手続きとする。 種類の違う防火設備又は特定防火設備どうしの取替については「改造」に該当するが、認定品どうしの取替であれば、手続きは変更届とし、告示によるものについては、材質の変更又は厚みの減少を伴うものであれば、許可を要する。 防火設備から特定防火設備、又はその逆の変更についても、前記と同様とするが、防火設備から特定防火設備への変更が義務である場合には、許可を要する。 基準を満たす網入りガラスどうしの取替えに伴う「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 設置時防火設備であった線入りガラスを、網入りガラスに変更する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 給油取扱所にある建築物の自動車等の出入口に設置されている防火設備等、基準の適用されていない部分の防火設備の工事については、手続きを要さない。
7	建築物・工作物	建築物		階段			△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 段差、階段幅等の変更は材質の変更がなく（金属製どうしの変更は除く。）、他の部分の技術上の基準に変更がなければ、変更届とする。 手すりは階段の一部ではない（変更工事に対し、手続きを要しない。）。 「撤去」により、消火設備等の基準に影響が生じないか、確認すること
8 (略)											
9	建築物・工作物	工作物		架構・架台(非建築物) (配管の支持物及び容器収納の架台を除く。)	△ ○	△ ○	△ ○	○	○	△ ○	<ul style="list-style-type: none"> 消火設備、避雷設備等技術上の基準に変更がなければ、原則左記△のある工事に対する手続きは、変更届とする。（当該設備等が不要となる場合に対しても変更届。） 上記の基準に明らかに影響を及ぼさない（基準に適合するか確認の必要がない）変更は、手続きを要さない。
10	建築物・工作物	工作物		配管の支持物			△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 強度計算に変更を生じる変更は、許可を要する。（重量変更によるものを除く。）

				火	耐火措置							
20～22 (略)												
23	タンク等	設備等		地下タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための設備		△	△	△	△	△		<ul style="list-style-type: none"> 地下タンクの上部スラブに、鉄筋を切断するような破損を伴う変更工事は、許可を要する。 認定品どうしの取替えに伴う「改造」に対する手続きは、変更届とする。 受信機の「移設」に対する手続きについては、変更届とする。 検知不良による「補修」及び「取替」等については、変更後、検査結果を確認すること。 「撤去」の場合、腐食のおそれが高いタンク等に対する措置を確認すること。
24 (略)												
25	タンク等	設備等		二重殻タンク漏れ検知設備		△	△	△	△			<ul style="list-style-type: none"> 認定品どうしの取替えに伴う「改造」に対する手続きは、変更届とする。 検知不良による「補修」及び「取替」等については、変更後、検査結果を確認すること。 受信機の「移設」に対する手続きについては、変更届とする。
26～32 (略)												
33	危険物設備等	配管等		配管（地下埋設配管・移動タンク貯蔵所（給油タンク車を除く）・移送取扱所を除く。） （43は含まない。）			△	○	○	△		<ul style="list-style-type: none"> 材質のみが変更となる「改造」に対する手続きは、金属から金属への変更に限り、変更届とする。 配管の耐震措置については、101による。 金属製フランジを増設する又はフランジを撤去し、撤去箇所をその前後の配管と同材質の配管とする「改造」に対する手続きは、変更届を要する。なおフランジの増設に関しては、それにより発生した新たな防爆エリアに電気設備がないか確認すること。 機器、配管等の撤去に伴い、配管の先端に接続されているフランジ部に閉止フランジを設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 口径又は経路が変更となる「改造」に対する手続きは、

											<ul style="list-style-type: none"> 許可を要するが、機器等のサイズ変更に伴う金属製配管の延長（「改造」）又は縮小（「改造」又は「撤去」）に対する手続きは、変更届とする。 フランジの種類（溶接式、遊合型等）、形状等の変更については手続きを要さない。 フランジ間の短管を取り外すだけの縮小は「撤去」となり、手続きは、変更届とする。 許可を要しない「取替」等に対して、耐圧検査を指導すること。
34	危険物設備等	配管等		配管（地下埋設配管に限る。）					△	△	<ul style="list-style-type: none"> 技術上の基準が適用される地盤面の変更工事は、11、17、74による。
35 (略)											
36	危険物設備等	配管等		配管（移送取扱所に限る。）（43 は含まない。）						△	<ul style="list-style-type: none"> 撤去に伴い、配管の先端フランジ部に閉止フランジを設置する変更は「改造」に該当し、許可を要する。
37 及び 38 (略)											
39	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び移送取扱所を除く。）（43 に設置された弁は除く。）			△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 材質のみが変更となる「改造」は、金属から金属への変更で、あれば、屋外の20号タンクの元弁等、材質が限定されている弁を除き、手続きは変更届とする。 形状変更のみの「改造」に対する手続きは、変更届とする。 仕切弁からボール弁等、弁の方式が変更となる「改造」は、許可を要する。 「撤去」した箇所に金属製の短管又は閉止フランジを設置する変更に対する手続きは、変更届とする。
40	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（屋外タンク貯蔵所に限る。）（43 に設置された弁及び 102 は			△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 材質変更による「改造」は、許可を要する。 形状変更のみの「改造」に対する手続きは、変更届とする。 仕切弁からボール弁等、弁の方式が変更となる「改造」は、許可を要する。 「撤去」した箇所に金属製の短管又は閉止フランジを設

				除く。)							置する変更に対する手続きは、変更届とする。
41	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（移動タンク貯蔵所に限る。）（43 に設置された弁及び 113 は除く。）	△	△	△	○	○	△	・「撤去」した箇所に短管又は閉止フランジを設置する変更に対する手続きは、変更届とする。
42	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（移送取扱所に限る。）（43 に設置された弁及び 151 は除く。）					△	△	・「撤去」した箇所に短管又は閉止フランジを設置する変更は、許可を要する。
43～45 (略)											
46	危険物設備等	配管等		配管ピット・注入口ピット・地下埋設配管接合部の点検ます（移送取扱所の漏洩検知口を除く。）			△	○	○	△	・「撤去」時は、不要であることを確認すること。 ・移送取扱所の漏洩検知口については、150 による。
47	危険物設備等	機器等		ポンプ設備（移送取扱所を除く。ただし基礎は含む。）			△	○	○	△	・ポンプの種類（渦巻ポンプ、ダイヤフラムポンプ、ギヤポンプ等）が変更となる「改造」は、許可を要する。 ・ポンプの吐出圧又は吐出量が増加する「改造」に対する手続きは、変更届とすること。なお、それにより配管の最大常用圧力が増加する場合は、配管の耐圧検査を確認すること。 ・基礎の「改造」に対する手続きは、原則変更届とするが、堅固にするよう規制されているものについて、構

											い「改造」に対する手続きは、変更届とする。
70～72 (略)											
	貯留設備・排水設備等	貯留設備、排水溝等		排水溝・貯留設備・分離槽・油分離装置・囲い等			△	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所又は基準で定められている高さ若しくは容量等が変更になるような「改造」は、許可を要する。 ・油分離装置等、経過措置について確認すること。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。
74 及び 75 (略)											
(追加)											
(追加)											
76	(略)										
77	(略)										
78	(略)										
79	(略)										
80	消火設備・警報設備	消火設備		ポンプ・予備動力源			△	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプの流量又は圧力が減少するような「改造」は、許可を要する。 ・予備動力源の種類変更及び電源容量の減少を伴う「改造」は、「許可」を要する。 ・ポンプ又は予備動力源を「取替」等した場合は、機能確認を行うこと。 ・耐震措置を変更する「改造」は、許可を要する。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。 ・「撤去」により送液ルートが許可内容と変更となる場合は、許可を要する。 ・締切圧力が増加する場合は、配管の耐圧検査を指示すること。
81	(略)										
82	消火設備・警報設備	消火設備		散水・水幕設備の配管			△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・上記 81 を準用する。

83											
84											
85											
86											
87	消火設備・ 警報設備	消火設備		4・5種消火設備	△	△ ○	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤の変更は、88のとおりとする。 ・能力単位の数値の規制を受ける消火設備について、能力単位が変更となる「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・能力単位の数値の規制を受けない消火設備及び能力単位に変更を生じない「改造」については、手続き不要とする。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。 	
88	(略)										
89	(略)										
90	(略)										
91	(略)										
92	(略)										
(追加)											
93	(略)										
94	その他	標識・掲示 板		標識・掲示板（移送取 扱所の位置標識、注意 標示及び注意標識を 除く。）	△	△	△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・「撤去」しても基準に適合するか確認すること。 ・基準に適合させるための設置は、許可を要する。 ・移送取扱所の位置標識、注意標示及び注意標識については、157による。
95	(略)										
96	(略)										

97	一般取扱所			運搬容器の充てん設備（固定注油設備の設置義務を要する施設は除く。）			△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 固定給油設備の設置義務を要する施設については、135、136による。
98	屋内貯蔵所 屋外貯蔵所			危険物容器収納架台等（危険物容器の下部高さが80cmを超えるものに限る。）（危令第10条第1項第11号の2の基準が適用される架台等）	△	△	△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 当該区分には、例え80cmを超える位置に収納スペースがあったとしても、危険物の貯蔵容器の下部高さが80cmを超える位置には貯蔵しないという運用をしている架台は含まれない。（当該架台は、99による。） 強度計算又は固定方法に変更を生ずる変更については、許可を要する。 落下防止措置の「増設」、「移設」、「改造」及び「撤去」については、基準に適合させるものであっても、手続きは変更届とする。
99	(略)										
100	(略)										
101	(略)										
102	(略)										
103	(略)										
104	(略)										
105	(略)										
106	(略)										
107	(略)										
108	屋外タンク 貯蔵所			浮き蓋本体（マンホールは含まない。）（簡易			△	△	△	/	<ul style="list-style-type: none"> 「補修」とは、肉盛り補修のことを言い、重ね補修、はめ板補修は、それぞれ「改造」、「取替」に該当する。 簡易フロートを除く浮き蓋本体を「改造」又は「取替」する変更は、許可を要する。

				フロートを含む。)							<ul style="list-style-type: none"> ・簡易フロートの技術上の基準に規定されている内容を変更しない「改造」又は「取替」に対する手続きは、変更届とする。 ・危告示第4条の23の3に規定する特定屋外タンク貯蔵所が、危告示第4条の23の2、危告示第4条の23の4又は危告示第4条の23の5の規定に対する改造工事等を行った場合の審査は、危険物保安技術協会の委託により行う。当該変更工事とは、同一物の取替え等というものではなく、改造等により、新たに基準に適合するかどうか審査の必要があるものをいう。 ・浮き屋根本体の変更工事については、14による。 	
109	屋内タンク貯蔵所			出入口の敷居			△	△	○		<ul style="list-style-type: none"> ・高さの「改造」は許可を要する。 ・壁と共用している場合は、3の例示も確認すること。 	
110	(略)											
111	(略)											
112	(略)											
113	(略)											
114	(略)											
115	(略)											
116	(略)											
117	(略)											
118	(略)											
119	(略)											
120	移動タンク貯蔵所			注油ホース			○	△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・結合金具の材質を変更する「改造」は、許可を要する。 ・積載式以外のものについては、当該ホースを最低1本は設置しておくこと。 ・機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届

			(変更後が認定品以外のものに限る。)								・可燃性蒸気流入防止構造を有するものに変更、又は可燃性蒸気流入防止構造に影響する部分を変更する「改造」は、許可を要する。
137	(略)										
138	給油取扱所	その他設備 機器等		混合燃料油調合機・蒸気洗淨機・洗車機・オートリフト等、危則第25条の5に規定されている付随設備		△	△	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気洗淨機については、囲いの材質の変更（金属どうしの変更は除く。）、囲い及びその出入口の位置変更を伴う「改造」は、許可を要する。なお、囲い又は排気筒の高さの変更があった場合は、基準に適合するか確認すること。 ・洗車機の可動範囲の変更は、「移設」に該当する。 ・原則当該設備の「移設」については許可を要するが、自動車等の点検・整備を行う設備については、危則25条の5第2項第2号イただし書きに該当する場所から、同一の室に移動する「移設」についての手続きは、変更届とする。 ・自動車等の点検・整備を行う設備に対する危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止する構造の「改造」については、機能上の変更がないものに対する手続きは、変更届とする。 ・混合燃料油調合器の「改造」については、機能上変更のないものに対する手続きは、変更届とする。なお、蓄圧圧送式のものについては、耐圧及び安全装置について、確認すること。 ・施設内の施設区分（屋内貯蔵所、一般取扱所等）ごとの危険物取扱数量が指定数量未満であることを確認すること。 ・既に許可を受けている設備かどうかを確認し、許可を受けていない設備については、「増設」として取り扱うこと。
139	(略)										
140	(略)										
141	給油取扱所	その他設備		船舶給油取扱所に係	△	△	△	○	○	△	・転落防止措置の「増設」又は「移設」は、許可を要する。

		機器等		る設備（危険物回収設備、転落防止措置）								・吸着マット等の量を減少させる「撤去」に対する手続きは、変更届とする。（必要量の確認を行うこと。）
142	(略)											
143	(略)											
144	(略)											
145	(略)											
146	(略)											
147	(略)											
148	(略)											
149	(略)											
150	(略)											
151	移送取扱所	その他設備 機器等		緊急遮断弁	※	※	※	※	※	※	※	・弁体については、42による。 ・閉鎖制御機能については、149による。
160	移送取扱所	その他設備 機器等		危険物の受入れ口及び 払出し口			△	△	○	△		・技術上の基準に変更を生じる「改造」は、許可を要する。 ・受入れ口等の「取替」に際し、配管を取替えたり、配管に溶接部が発生したりする場合は、許可を要する。 ・ローディングアームについては、55も準用する。 ・配管については、36による。 ・弁については、42による。 ・掲示板の変更については、手続きを要さない。
161	(略)											
139～161 (略)												

改正案

資料編 A 「製造所等における変更工事の取扱い」 別紙

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
1	(略)										
2	保有空地	保有空地		保有空地の変更			△	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・「増設」とは、倍数変更等により、保有空地の範囲が増えることをいう。 ・「改造」とは、「増設」以外の保有空地の範囲変更並びに保有空地の地盤面及びその上部の状況の変更をいう。 ・「取替」とは、地盤面の掘り起こし等を行った後、現状復旧することをいう。 ・「補修」とは、地盤面のひび割れを埋め戻す等の補修をいう。 ・「撤去」とは、倍数変更等により、保有空地を0にすることをいう。 ・変更箇所50 cm以上の高低差が新たに生じる「改造」は許可を要する。それ以外の段差（足場となるようなものに限る。）又はスロープ等を設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 なお、当該変更の際には、第2節4(1)キについて留意すること。 ・他施設の工事等に伴い、保有空地内に足場を設置する「改造」は、許可を要する。（どうしても設置せざるを得ないものに限る。）（屋外タンク貯蔵所において、保有空地内に設置が認められているものを除く。）ただし、当該足場を設置する場所が複数の施設の保有空地となっている場合は、代表タンクのみ許可を要し、そ

											<ul style="list-style-type: none"> ・部分取替え及びそれに伴う溶接等並びに材質変更を伴わない当て板補修に対する手続きは、変更届とする。また、機器の撤去等に伴い同様の工事を行う場合の手続きも変更届とする。 ・床を一部撤去するにあたり、漏洩物流出防止のため周囲を高くする（水切り等の設置）変更に対する手続きは、変更届とする。 ・床に開口部を設け、同材質で脱着式の蓋等を設ける「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・特例により不燃等の基準が免除されている（難燃等の基準が適用されている）場所における間仕切り壁等の変更工事の手続きについても同様とする。 ・機器の搬入等のために、破損を伴わず壁等を一時取り外し、搬入等後すぐに復旧する行為は、変更工事には該当せず、手続きを要さない。 ・配管等を貫通させるために穴を開ける変更は「撤去」とするが、貫通部を耐火パテ等で穴埋めする場合は「補修」とする。 ・上記に関わらず、認定品を「改造」することにより、認定品でなくなる場合又は他の認定品となる場合は、許可を要する。 ・「改造」又は「撤去」しても基準に適合するか確認すること。 ・屋根の変更については放爆構造について確認すること。 ・床の貯留設備等についてはNo. 73 も合わせて確認すること。
4	建築物・工作物	建築物	部分規制の屋内貯蔵所の他用途部分にある建築物、移動タンク貯蔵所の常置場所の建築物及び技術上の	△	△	△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ひさしの「設置」、「移設」又は「改造」により、施設範囲が変更する場合は、許可を要する。 ・給油取扱所の建築物のひさしを変更する場合、屋内・屋外の判定確認を行うこと。 	

				基準が適用されない建築物又はその部分 (危険物を取り扱わない建築物、危険物を取り扱う建築物のひさし等)							
5 (略)											
6	建築物・工 作物	建築物		防火設備			△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼のおそれのある外壁に設置してある特定防火設備を撤去しないこと。 ・特例により防火設備の基準が免除されている(材質が不燃材等に制限されている)場所における扉又は窓の変更工事については、3と同様の手続きとする。 ・種類の違う防火設備又は特定防火設備どうしの取替については「改造」に該当するが、認定品どうしの変更であれば、手続きは変更届とする。また告示によるものについては、材質の変更を伴うものであれば許可を要し、板厚の変更に関する手続きについては変更届とする。 ・防火設備から特定防火設備、又はその逆の変更についても、前記と同様とするが、防火設備から特定防火設備への変更が義務である場合には、許可を要する。 ・基準を満たす網入りガラスどうしの取替えに伴う「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・設置時防火設備であった線入りガラスを、網入りガラスに変更する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・給油取扱所にある建築物の自動車等の出入口に設置されている防火設備等、基準の適用されていない部分の防火設備の工事については、手続きを要さない。
7	建築物・工	建築物		階段			△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・段差、階段幅等の変更は材質の変更(金属製どうしの変更は除く。)がなく、他の部分の技術上の基準に変更

				るものに限る。)							<ul style="list-style-type: none"> を要する。 上記の基準に明らかに影響を及ぼさない（基準に適合するか確認の必要がない）変更は、手続きを要さない。なお、明らかに影響を及ぼさない変更とは、消火設備の包含範囲や避雷設備の保護範囲内に入っていることが、資料を確認するまでもなく明らかである変更をいう。 保有空地に係る歩廊等は、原則認められない。 「撤去」することで消火設備の歩行距離が足りない等の支障を生じるようなものでないこと。 タンクの歩廊及びはしごについては、20による。 	
14	タンク等	タンク		タンク本体（52を除く。）			※	※	※	※	<ul style="list-style-type: none"> ※タンク本体の補修等については、姫路市危険物審査基準によること。 ※施設の一部であるタンクを撤去する場合は変更届、施設の廃止を伴うものは廃止届とする。 告示第4条の21の3に規定する特定屋外タンク貯蔵所が、告示第4条の21の4及び告示第4条の22第1号の規定に対する改造工事等を行なった場合の審査は、KHKの委託により行う。なお、当該変更工事とは、同一物の取替え等をいうものではなく、改造等により、新たに基準に適合するかどうかの審査の必要があるものをいう。 	
15～18 (略)												
19	タンク等	構造等	耐火	屋外タンクの支柱の耐火措置			△	○	○		<ul style="list-style-type: none"> 耐火被覆の種類を変更する「改造」は、認定品どうしの変更に対する手続きは変更届とし、それ以外の変更は許可を要する。 	
20～22 (略)												
23	タンク等	設備等		地下タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための設備			△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 地下タンクの上部スラブに、鉄筋を切断するような破損を伴う変更工事は、許可を要する。 認定品どうしの取替えに伴う「改造」に対する手続きは、変更届とする。 受信機の「移設」に対する手続きについては、変更届とする。

											<ul style="list-style-type: none"> ・検知不良による「補修」及び「取替」等に対する手続きについては変更届とするが、変更後、検査結果を確認すること。 ・「撤去」に対する手続きは変更届とするが、腐食のおそれが高いタンク等に対する措置を確認すること。 	
24 (略)												
25	タンク等	設備等		二重殻タンク漏れ検知設備		△	△	△	△		<ul style="list-style-type: none"> ・認定品どうしの取替えに伴う「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・検知不良による「補修」及び「取替」等に対する手続きについては変更届とするが、変更後、検査結果を確認すること。 ・受信機の「移設」に対する手続きについては、変更届とする。 	
26～32 (略)												
33	危険物設備等	配管等		配管（地下埋設配管・移動タンク貯蔵所（給油タンク車を除く。）・移送取扱所を除く。） （43は含まない。）	△ （施設境界変更に限る。）			△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・材質のみが変更となる「改造」に対する手続きは、金属から金属への変更に限り、変更届とする。 ・配管の耐震措置については、101による。 ・金属製フランジを増設する又はフランジを撤去し、撤去箇所をその前後の配管と同材質の配管とする「改造」に対する手続きは、変更届とする。なおフランジの増設に関しては、それにより発生した新たな防爆エリアに電気設備がないか確認すること。 ・機器、配管等の撤去に伴い、配管の先端に接続されているフランジ部に閉止フランジを設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・口径又は経路が変更となる「改造」に対する手続きは許可を要するが、機器等のサイズ変更に伴う金属製配管の延長（「改造」）又は縮小（「改造」又は「撤去」）に対する手続きは、変更届とする。 ・フランジの種類（溶接式、遊合型等）、形状等の変更については手続きを要さない。 ・フランジ間の短管を取り外すだけの縮小は「撤去」となり、手続きは、変更届とする。 ・許可施設間を送液する配管の施設境界を変更する場合

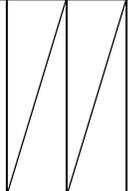
											<p>は、一方の施設が「増設」、もう一方の施設が「撤去」となるが、「増設」に関し、変更前後で基準が変更しないもの、又は変更前より基準が緩和されるものについては、手続きを変更届とする。(以下34、36、39、40、42について同じ。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可を要しない「取替」等に対して、耐圧検査を指導すること。
34	危険物設備等	配管等		配管(地下埋設配管に限る。)	△				△	△	<ul style="list-style-type: none"> 技術上の基準が適用される地盤面の変更工事は、11、17、74による。 施設境界変更に伴う増設は33による。
35 (略)											
36	危険物設備等	配管等		配管(移送取扱所に限る。)(43は含まない。)	△			△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 撤去に伴い、配管の先端フランジ部に閉止フランジを設置する変更は「改造」に該当し、許可を要する。 移送基地の構内に設置された配管(栈橋及び地下埋設の配管を除く。)の「取替」及び「補修」に対する手続きは、変更届とする。 施設境界変更に伴う増設は33による。
37及び38 (略)											
39	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁(屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び移送取扱所を除く。)(43に設置された弁は除く。)	△		△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 材質のみが変更となる「改造」は、金属から金属への変更で、あれば、屋外の20号タンクの元弁等、材質が限定されている弁を除き、手続きは変更届とする。 形状変更のみの「改造」に対する手続きは、変更届とする。 仕切弁からボール弁等、弁の方式が変更となる「改造」に対する手続きは、変更届とする。 「撤去」した箇所に金属製の短管又は閉止フランジを設置する変更に対する手続きは、変更届とする。 施設境界変更に伴う増設は33による。
40	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁(屋外タンク貯蔵所に限る。)(43に設置	△		△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 材質変更による「改造」は、許可を要する。 形状変更のみの「改造」に対する手続きは、変更届とする。 仕切弁からボール弁等、弁の方式が変更となる「改造」に対する手続きは、変更届とする。

				された弁及び 105 は除く。)							<ul style="list-style-type: none"> ・「撤去」した箇所に金属製の短管又は閉止フランジを設置する変更に対する手続きは、変更届とする。 ・施設境界変更に伴う増設は33による。 	
41	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（移動タンク貯蔵所に限る。）(43 に設置された弁及び 116 は除く。)	△	△	△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・「撤去」した箇所に短管又は閉止フランジを設置する変更に対する手続きは、変更届とする。 	
42	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（移送取扱所に限る。）(43 に設置された弁及び 154 は除く。)	△					△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・「撤去」した箇所に短管又は閉止フランジを設置する変更は、許可を要する。 ・施設境界変更に伴う増設は33による。
43～45 (略)												
46	危険物設備等	配管等		配管ピット・注入口ピット・地下埋設配管接合部の点検ます(移送取扱所の漏洩検知口を除く。)	△		△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・基準に適合させるための点検ますの「増設」は許可を要する。 ・ピットを「増設」し、埋設配管をピット内配管とする手続きについては、変更届とする。 ・ピットを「撤去」し、ピット内配管を埋設配管とする手続きについては、許可を要する。 ・点検ます「撤去」時は、不要であることを確認すること。 ・移送取扱所の漏洩検知口については、153による。 	
47	危険物設備等	機器等		ポンプ設備(移送取扱所を除く。ただし基礎は含む。)			△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプの種類(渦巻ポンプ、ダイヤフラムポンプ、ギヤポンプ等)が変更となる「改造」は、許可を要する。 ・ポンプの吐出圧又は吐出量が増加する「改造」に対する手続きは、変更届とすること。なお、それにより配管の最大常用圧力が増加する場合は、配管の耐圧検査 	

											<ul style="list-style-type: none"> を確認すること。 基礎の「改造」に対する手続きは、変更届とするが、堅固にするよう規制されているものについて、構造の種類を変更（鉄筋コンクリートから金属製等）するような「改造」は、許可を要する。 (形状変更に対する手続きは変更届) 防油堤内の基礎の「改造」時には、防油堤の容量、基礎の高さ等を確認すること。 移送取扱所のポンプ設備については、161による。
48～50 (略)											
51	危険物設備等	機器等		炉・ボイラー設備 (98は除く。)			△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 機器等の能力又は方式を変更する「改造」は許可を要する。なお、能力の変更とは、機器の設定又は外部コントロール等による変更をいうものではなく、機器そのものが持っている性能が変更されるものをいう。また、当該能力には、危険物の消費量も含まれる。
52	危険物設備等	機器等		タンク又は危険物機器のサイトグラス			△	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 特例内容に変更を生じるような「改造」は、許可を要する。(サイトグラスの蓋等、サイトグラス自身以外の措置を含む) 「撤去」部分の措置について確認すること。 サイトグラスを撤去し、金属板等で埋め戻す「改造」は、許可を要する。
53 及び 54 (略)											
55	危険物設備等	機器等		ローディングアーム			△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 機能に大幅な変更を生じない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 その他、移送取扱所のローディングアーム結合部については、163を確認すること。
56～63 (略)											
64	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全弁等	安全弁・破裂板等安全装置(移動タンク貯蔵所を除く。)			△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 作動圧力、方式等、機能上特に変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。 「撤去」しても基準に適合することを確認すること。 移動タンク貯蔵所の安全装置については、120による。

65～68 (略)											
69	防油堤	防油堤		防油堤（仕切堤を含む。）			△	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・「補修」とは、ひび割れに対するパテ埋め（前工程としてのVカットを含む。以下同じ。）又はこれと同等のものをいう。 ・鉄筋を切断しない「取替」に対する手続きは、変更届とする。 ・鉄筋を切断せず、技術上の基準（防油堤の構造に関する運用基準を含む。）に関する変更を生じない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
70～72 (略)											
73	貯留設備・排水設備等	貯留設備、排水溝等		排水溝・貯留設備・分離槽・油分離装置・囲い等			△	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・基準で定められている高さ又は容量等が変更になるような「改造」に対する手続きは、基準に適合させる場合を除き、変更届とする。 ・油分離装置等、経過措置について確認すること。 ・「撤去」しても、基準に適合するか確認すること。
74及び75 (略)											
76	電気設備	電気設備		ジャンクションボックス（防爆エリアにあるものに限る。）	△	△	△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届にて防爆構造等について確認すること。
77	電気設備	電気設備		配線（防爆エリアにあるものに限る。）	△	△	△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・配線種及び区画貫通部の措置について確認すること。
78	(略)										
79	(略)										
80	(略)										
81	(略)										
82	消火設備・警報設備	消火設備		ポンプ・予備動力源			△	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプの流量又は圧力が減少するような「改造」は、許可を要する。 ・予備動力源の種類変更及び電源容量の減少を伴う「改

95	消火設備・ 警報設備	警報設備		警戒区域の変更	△	△	△	△	/	△	・警戒区域の面積や長さ等、基準に適合するか確認すること。
96	(略)										
97	その他	標識・掲示 板		標識・掲示板（移送取 扱所の位置標識、注意 標示及び注意標識を 除く。）	△	△	△	○	○	△	・「撤去」しても基準に適合するか確認すること。 ・基準に適合させるための設置は、許可を要する。 ・移送取扱所の位置標識、注意標示及び注意標識につい ては、160による。
98	(略)										
99	(略)										
100	一般取扱所			運搬容器の充てん設 備（固定注油設備の設 置義務を要する施設 は除く。）			△	○	○	△	・機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届 とする。 ・固定給油設備の設置義務を要する施設については、 138、139による。
101	屋内貯蔵所 屋外貯蔵所			危険物容器収納架台 等（危険物容器の下部 高さが80cmを超える ものに限る。）（危令第 10条第1項第11号の 2の基準が適用され る架台等）	△	△	△	○	○	△	・当該区分には、例え80cmを超える位置に収納スペース があったとしても、危険物の貯蔵容器の下部高さが80 cmを超える位置には貯蔵しないという運用をしている 架台は含まれない。（当該架台は、102による。） ・強度計算又は固定方法に変更を生ずる変更について は、許可を要する。 ・落下防止措置の「増設」、「移設」、「改造」及び「撤 去」については、基準に適合させるものであっても、 手続きは変更届とする。
102	(略)										
103	(略)										
104	(略)										

118	(略)										
119	(略)										
120	(略)										
121	(略)										
122	(略)										
123	移動タンク 貯蔵所			注油ホース		○	△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・結合金具の材質を変更する「改造」は、許可を要する。 ・積載式以外のものについては、当該ホースを最低1本は設置しておくこと。 ・その他、機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
124	(略)										
125	(略)										
126	(略)										
127	(略)										
128	(略)										
129	(略)										
130	(略)										
131	(略)										
132	給油取扱所			給油空地・注油空地		△	△	△		△	<ul style="list-style-type: none"> ・技術上の基準に適合させるための変更は、許可を要する。 ・給油空地の拡張は「増設」、縮小は「改造」に該当する。 ・変更後、基準に適合するか確認すること。 ・地盤面の変更については、11、17及び74によること。
133	(略)										

134	(略)											
135	(略)											
136	(略)											
137	(略)											
138	給油取扱所	給油機器等		固定給油（注油）設備 （変更後が認定品の ものに限る。）			△	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ホース長が増加するような「改造」は、許可を要する。 ・可燃性蒸気流入防止構造の有無を変更する「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・流量が変更となる「改造」については、基準に適合するか確認すること。 ・満了自動停止措置（固定給油設備によりガソリンを容器詰替えするためのものに限る。）を追加する「改造」は、許可を要する。 	
139	給油取扱所	給油機器等		固定給油（注油）設備 （変更後が認定品以 外のものに限る。）			△	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・基準に係る内容が変更になる「改造」については、許可を要する。 ・可燃性蒸気流入防止構造を有するものに変更、又は可燃性蒸気流入防止構造に影響する部分を変更する「改造」は、許可を要する。 ・満了自動停止措置（固定給油設備によりガソリンを容器詰替えするためのものに限る。）を追加する「改造」は、許可を要する。 	
140	(略)											
141	給油取扱所	その他設備 機器等		混合燃料油調合機・蒸 気洗浄機・洗車機・オ ートリフト等、危則第 25 条の 5 に規定され ている付随設備			△	△	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気洗浄機については、囲いの材質の変更（金属どうしの変更は除く。）、並びに囲い及びその出入口の位置変更を伴う「改造」は、許可を要する。なお、囲い又は排気筒の高さの変更があった場合は、基準に適合するか確認すること。 ・洗車機の可動範囲の変更は、「移設」に該当する。 ・原則当該設備の「移設」については許可を要するが、自動車等の点検・整備を行う設備については、危則 25 条の 5 第 2 項第 2 号イただし書きに該当する場所から、同一の室に移動する「移設」についての手続き

											<ul style="list-style-type: none"> は、変更届とする。 ・自動車等の点検・整備を行う設備に対する危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止する構造の「改造」については、機能上の変更がないものに対する手続きは、変更届とする。 ・混合燃料油調合器の「改造」については、機能上変更のないものに対する手続きは、変更届とする。なお、蓄圧圧送式のものについては、耐圧及び安全装置について、確認すること。 ・尿素水溶液供給機の「改造」については、原則変更届とするが、自動車等の衝突防止措置が全く別のものとなる場合及び固定する基礎が全く別のものとなる場合については許可を要する。 ・急速充電設備の「改造」については、原則変更届とするが、自動車等の衝突防止措置が全く別のものとなる場合については許可を要する。 ・急速充電設備の「改造」については、基準に適合するか確認すること。 ・施設内の施設区分（屋内貯蔵所、一般取扱所等）ごとの危険物取扱数量が指定数量未満であることを確認すること。 ・既に許可を受けている設備かどうかを確認し、許可を受けていない設備については、「増設」として取り扱うこと。
142	(略)										
143	(略)										
144	給油取扱所	その他設備 機器等		船舶給油取扱所に係る設備（危険物回収設備、転落防止措置）	△	△	△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止措置の「増設」又は「移設」は、許可を要する。 ・吸着マット等の量を減少させる「撤去」に対する手続きは、変更届とする。（必要量の確認を行うこと。） ・機能上変更のない「改造」に対する手続きは、変更届とする。
145	(略)										

146	(略)										
147	(略)										
148	(略)										
149	(略)										
150	(略)										
151	(略)										
152	(略)										
153	(略)										
154	移送取扱所	その他設備 機器等		緊急遮断弁	※	※	※	※	※	※	<ul style="list-style-type: none"> ・弁体については、42による。 ・閉鎖制御機能については、152による。
155	(略)										
156	(略)										
157	(略)										
158	(略)										
159	(略)										
160	(略)										
161	(略)										
162	(略)										
163	移送取扱所	その他設備 機器等		危険物の受入れ口及 び払出し口			△	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・技術上の基準に変更を生じる「改造」は、許可を要する。 ・受入れ口等の「取替」等に際し、配管を取替えたり、配管に溶接部が発生したりする場合は、許可を要する。 ・ローディングアームについては、55も準用する。 ・配管については、36による。

新 旧 対 照 表

(姫路市危険物審査基準)

現 行	改 正 案
資料編E 「タンクの内容積の計算方法について」	
1 (略) (1)及び(2) (略) (3) (1)及び(2)以外のものは全体を内容積とすること。	1 (略) (1)及び(2) (略) (3) (1)及び(2)以外のものは全体を内容積とすること。 (上下鏡板の縦置円筒型のタンク等は、上部が屋根ではないので、全体を内容積として取り扱う。)
2 (略)	2 (略)